附属資料編

目次（附属資料編）

第 1 章　証券監視委の組織・事務概要　53

1　組織及び事務概要 …… 54
2　証券監視委の機能強化 …… 71
3　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 …… 74
4　組織・事務に係る法令の概要 …… 75

第 2 章　証券監視委の基本指針等　93

1　証券取引等監視委員会　中期活動方針（第 10 期） …… 94
2　取引調査に関する基本指針 …… 103
3　開示検査に関する基本指針 …… 107
4　今後の証券モニタリングの基本的な考え方等 …… 114

第 3 章　証券監視委の活動実績等　157

1　証券監視委の活動状況 …… 158
2　市場分析審査実施状況 …… 160
3　勧告等実施状況 …… 163
4　証券検査実施状況 …… 167
5　勧告等事案の概要一覧表 …… 170
6　裁判所への申立て実施状況 …… 192
7　犯則事件の調査・告発等 …… 194
8　建議実施状況等 …… 216
9　海外当局との連携 …… 226
10　講演会等の開催状況 …… 229
11　各種広報媒体への寄稿 …… 231

第 4 章　情報の受付について　235

掲載図表

附属資料編

第１章　証券監視委の組織・事務概要

監視体制の概念図 …… 56

証券監視委の機構図…… 57

財務局の機構図 …… 58

自主規制機関との協働…… 63

海外当局との連携 …… 64

証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 …… 74

証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図・ 75

第３章　証券監視委の活動実績等

１　証券監視委の活動状況

総括表……158

２　市場分析審査実施状況

取引審査実施状況 ……160

情報の受付状況……161

情報の内容別受付状況 ……162

３　勧告等実施状況

勧告実施状況一覧表……163

課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額 ……164

４　証券検査実施状況

検査実施状況一覧表……167

１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員……168

検査終了件数 ……169

問題点が認められた業者等の数……169

第１章

証券監視委の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

1. 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

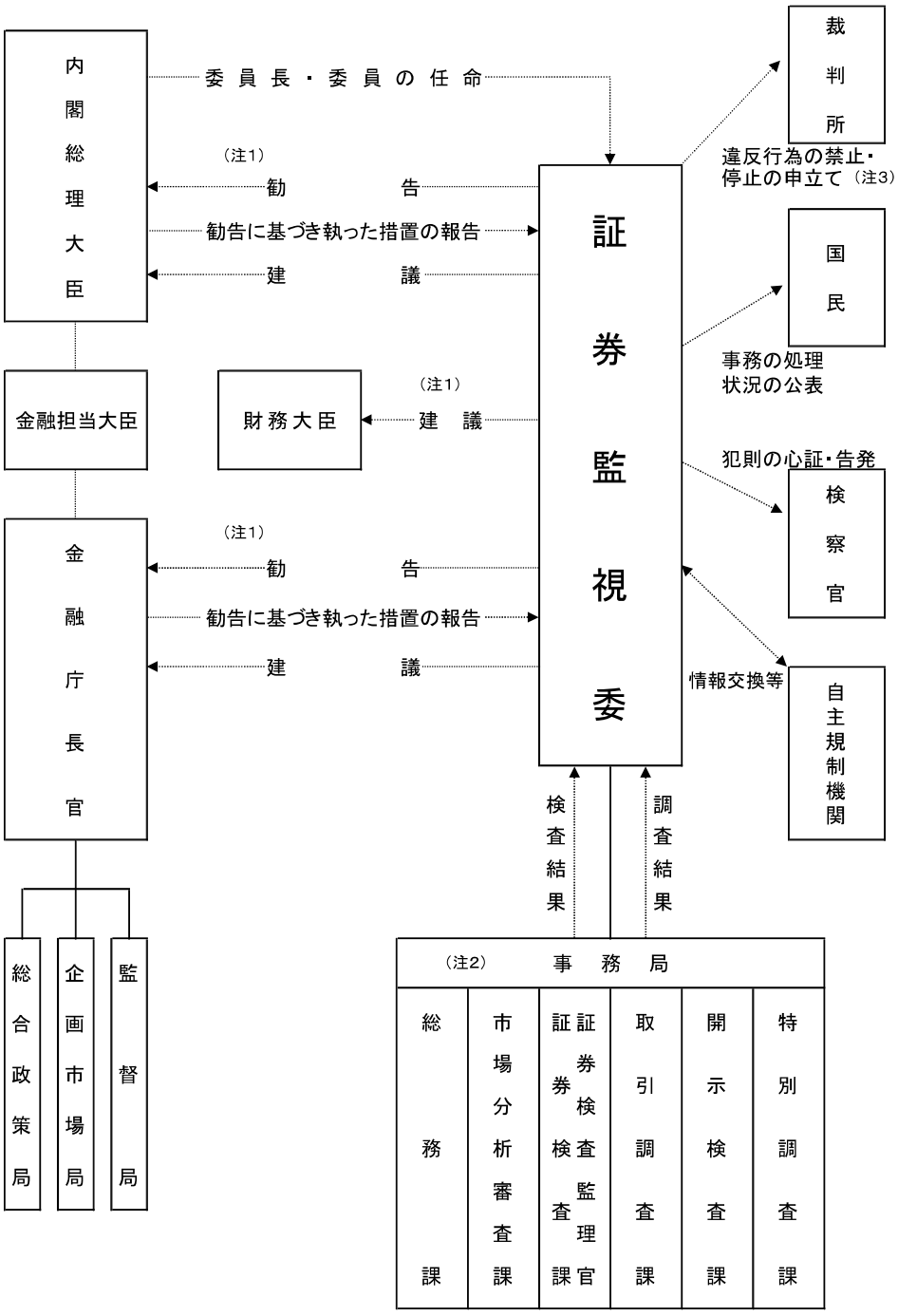
民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年１月６日には、中央省庁等改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第６条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第８条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

監視体制の概念図



（注1）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

（注2）平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。

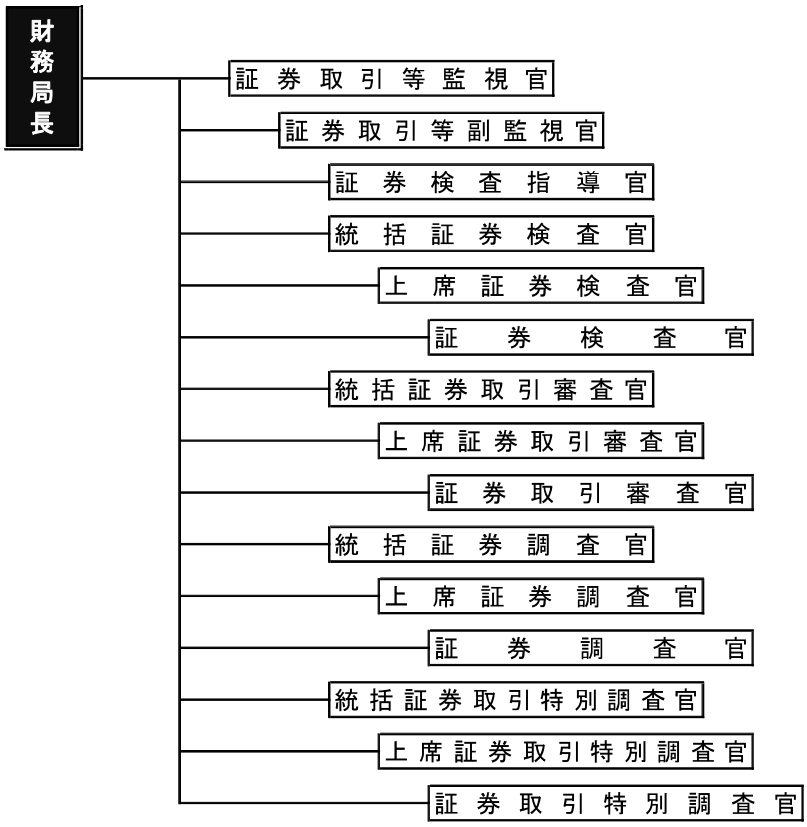
（注3）金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

証券監視委の機構図



（注）平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

財務局の機構図


財務局長
証券取引等監視官
証券取引等副監視官
証券検査指導官
統括証券検査官
上席証券検査官
証券検査官
統括証券取引審査官
上席証券取引審査官
証券取引審査官
統括証券調査官
上席証券調査官
証券調査官
統括証券取引特別調査官
上席証券取引特別調査官
証券取引特別調査官

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、取引調査、開示検査、証券モニタリング及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ. 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ. 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ハ. 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ニ. 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者等に対して検査を行うほか、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を行う。

犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金商業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ホ. 犯則事件の調査

金商法、金サ法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押え等といった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有

価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補塡、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 調査・検査後の対応

イ. 勧告

証券監視委は、取引調査、開示検査、証券モニタリング又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ. 建議

証券監視委は、取引調査、開示検査、証券モニタリング又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

ハ. 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

ニ. 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

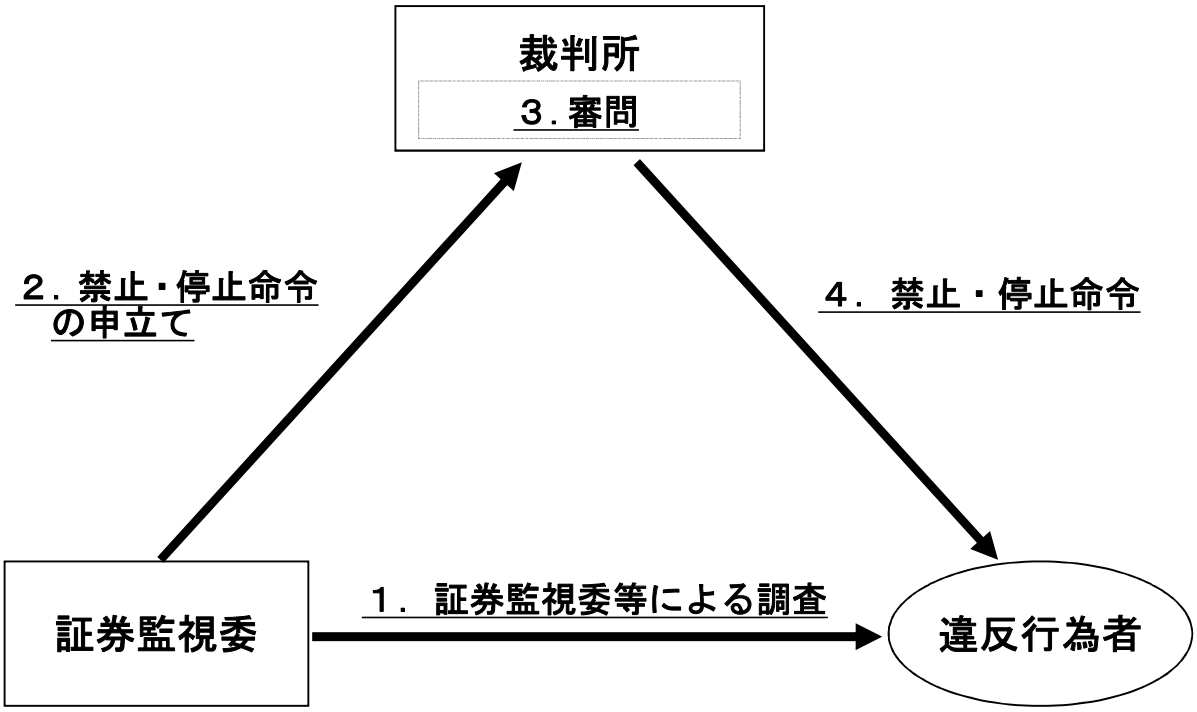
証券監視委は、無登録業者による未公開株式やファンドの販売・勧誘等の重大な金商法違反行為に対して、裁判所への禁止・停止命令の申立てを行うことができる。

③ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、設置法第22条の規定に基づき、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

（参考）金商法違反行為に係る裁判所への申立て

・捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施。
・調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て。
・必要に応じて違反行為者の名称等を公表。



＜金商法第192条＞

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

一　緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき　この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為

二　第２条第２項第５号若しくは第６号に掲げる権利又は同項７号に掲げる権利（同項第５号又は第６号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）に関し出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき　これらの権利に係る同条８項第７号から第９号までに掲げる行為

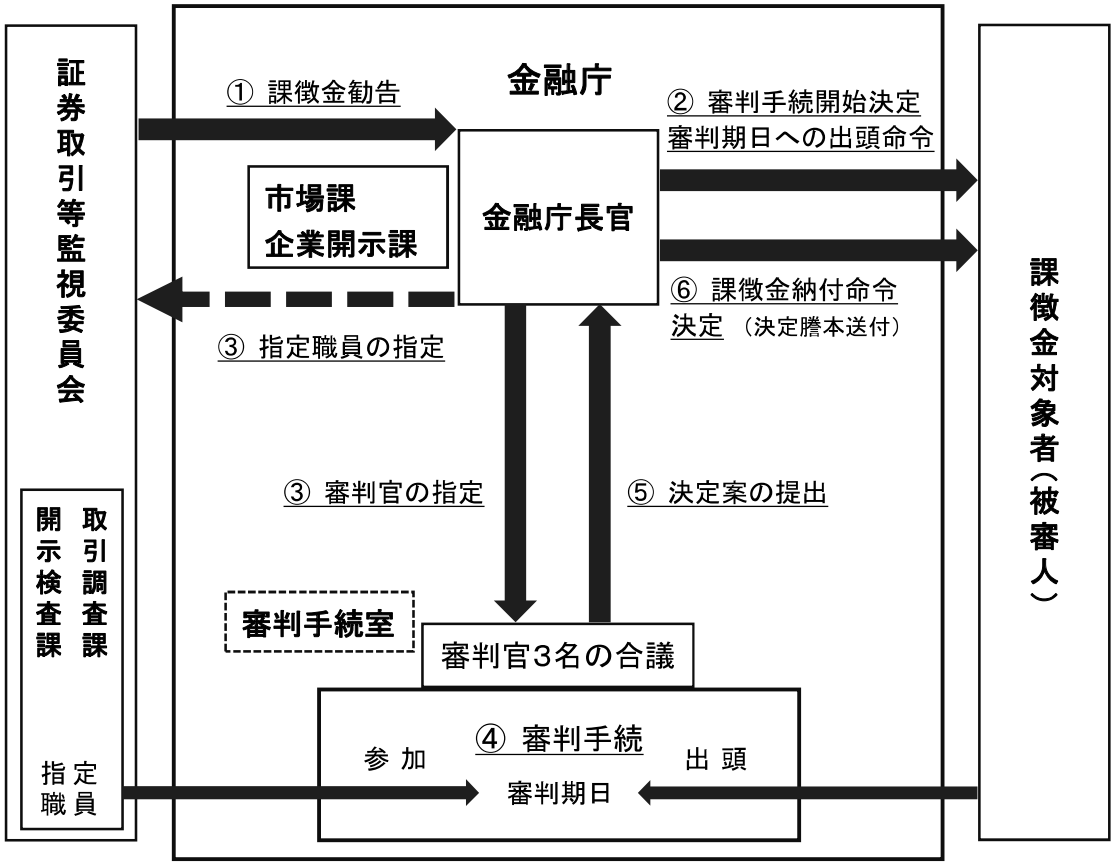
（参考）課徴金制度

課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置である。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等であり、証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

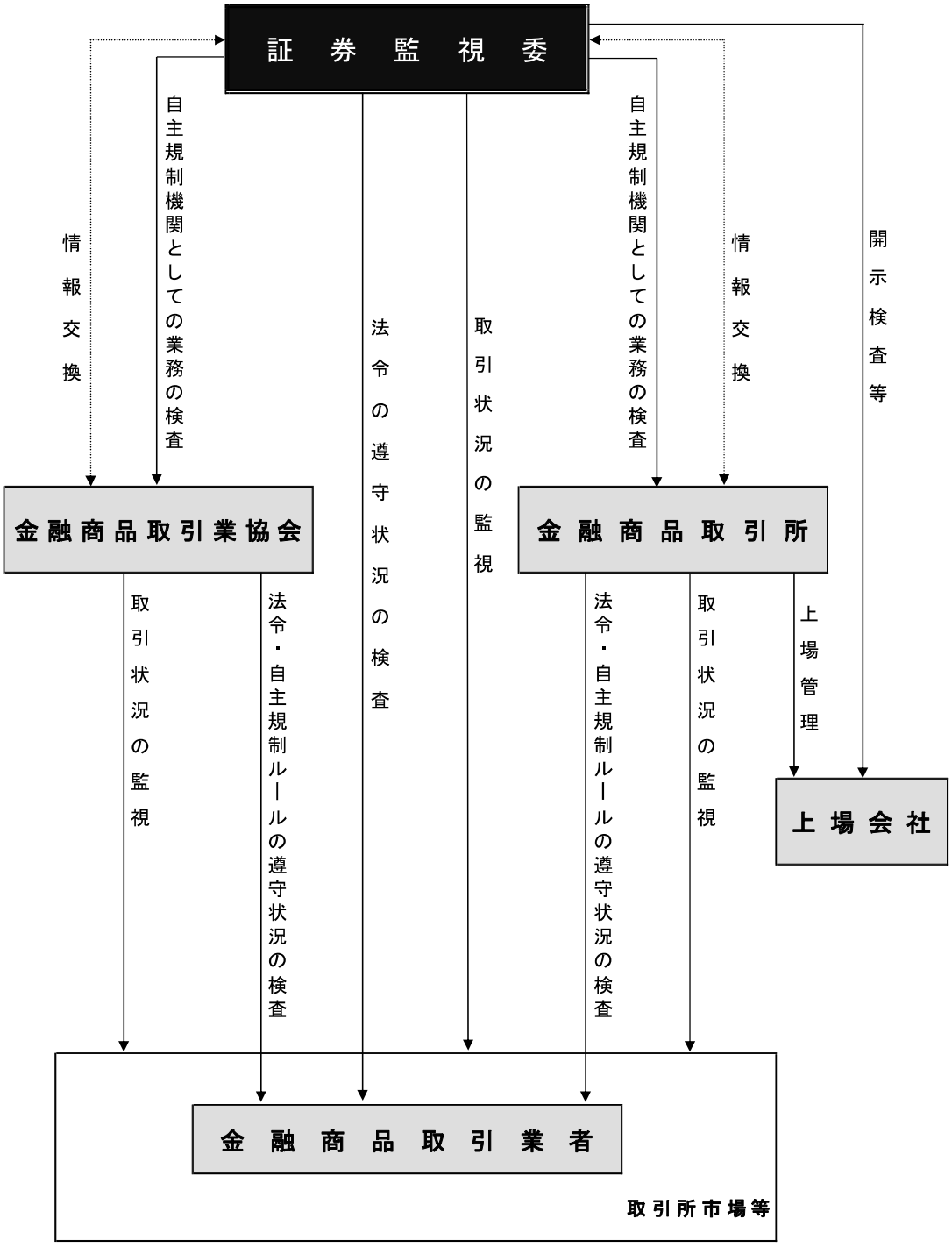
勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定する。

＜課徴金制度概念図＞



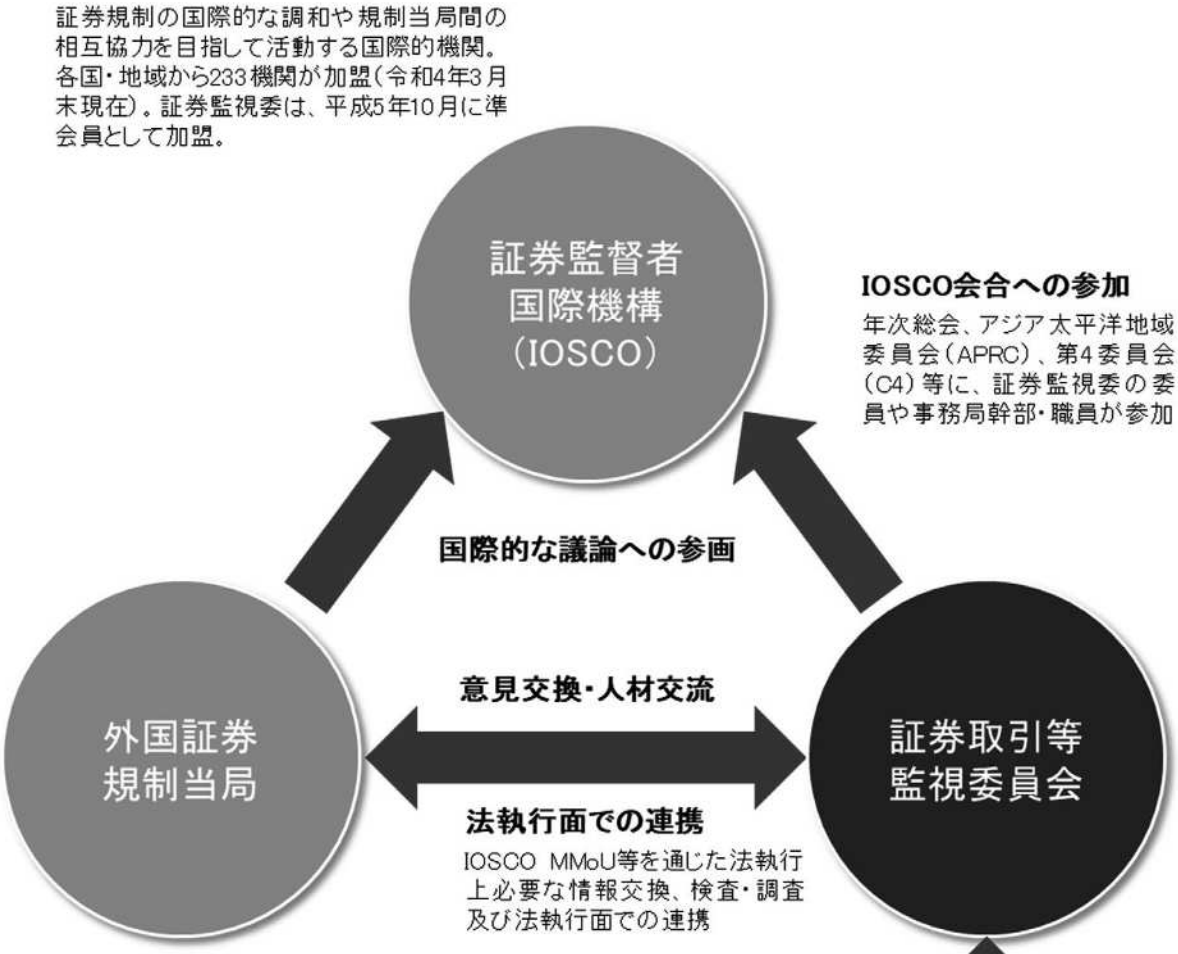
④　自主規制機関との協働

自主規制機関は、日常的な市場監視活動を行っており、証券監視委は、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。



金　融　・　資　本　市　場

⑤ 海外当局との連携



海外当局等が主催する国際会議等への参加

- アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行う、アジア太平洋市場監視当局者の会合に参加

海外当局等への職員派遣及び短期研修への参加

- 海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析や、我が国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国FCA、香港SFC、タイSEC、マレーシアSC、シンガポールMASに職員を派遣
- IOSCOや各国証券規制当局等が主催する短期研修等にも、職員を積極的に派遣

海外当局やグローバルに活動する金融機関等との意見交換

- IOSCO会合等の機会を捉え、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を、幹部及び実務レベル双方で実施

2. 市場分析審査

(1) 取引審査について

1）取引審査の目的

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

2）法令上の根拠

取引審査においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料1－4参照）。

3）審査の実施

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、例えば、①新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄、②一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄、③株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄、④投資者の投資判断に影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄を抽出し、金商業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金商業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インターネット上の書込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の（削除された）書込みも含めて情報収集を行っている。

4）クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が7割以上を占めるなど、クロスボーダー取引が活発に行われている。このため、証券監視委は、取引審査の段階に

おいても、クロスボーダー取引について金商業者等から情報を収集するとともに、必要に応じ、MMoUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている。

(2) 市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等をマクロ的視点から分析し、フォワード・ルッキングな市場監視を行うとともに、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担当課や自主規制機関等の関係先へ共有する等、市場モニタリング機能を充実・強化するため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事を始め、市場関係者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し分析を行っている。

(3) 情報提供に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による取引調査、国際取引等調査、開示検査、証券モニタリング及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。

そこで、以下のとおり各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている（各種窓口の連絡先は、「附属資料4」を参照）。

1）情報提供窓口

市場において不正が疑われる情報や、粉飾決算が疑われる情報、投資者保護上問題があると思われる情報等、幅広い情報をインターネット、電話、郵送等の方法により受け付けている。

2）年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている。

年金運用ホットラインに寄せられた情報は、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- 特に詳細な情報提供をいただける場合は、「年金運用の専門家」が対応。

3）公益通報窓口

公益通報及び公益通報に準ずる通報の受付のほか、電話による相談対応も行っている。その際、通報に関する秘密保持について、特に留意して対応している。

公益通報者保護法（平成18年４月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

証券監視委に寄せられたこれらの情報の内容を精査した上で速やかに関係部署へ回付し、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、取引調査、国際取引等調査、開示検査、証券モニタリング及び犯則事件の調査等に活用されている。

また、各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思われる情報については、積極的に各取引所に対して情報を提供し、関係機関と連携した情報の活用を行っている。

3. 取引調査

取引調査は、金商法が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査、物件提出命令、事件関係人の営業所やその他必要な場所への立入検査等を行う（附属資料１－４参照）ほか、海外規制当局と連携を図りつつ、クロスボーダー取引による不公正取引の調査も行っている。取引調査の結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、取引調査は、不公正取引に対して迅速かつ効率的に臨むことによって違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的としている。

4. 開示検査

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約4,300社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。

証券監視委では、情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析を行い、開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査を実施している。検査の結果、開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を行っている。また、こうした開示規制違反の再発防止や未然防止のための様々な取組みを行っている。

これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は、附属資料1－4参照。

5. 証券モニタリング

（1） 証券監視委における検査対象先

証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金商業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。

その後も所要の法令改正により証券監視委による検査の範囲は拡大しており、近年、令和3事務年度においては、金融サービス仲介業者や海外投資家等特例業務届出者等が令和3年11月から証券監視委の検査対象となっている（検査対象等の範囲については附属資料1－4参照））。

（2） 金商業者等に対する証券モニタリング等

1） 効果的・効率的な証券モニタリングの実施

① 約8,000者に及ぶ金商業者等に対し、効果的・効率的に証券モニタリングを実施するため、金融庁関連部局等と連携し、一体的な検査・モニタリングにより継続的に証券モニタリングを実施している。

② モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定する。

2） 検査の実施

① 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を行う。

② 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明する。

※ 平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金商業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

※ 証券監視委では、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

3） 行政処分等勧告

① 検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施している。

② 証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

6. 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押え等をすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある（附属資料１－４参照）。

また、金サ法では、投資顧問契約等に関する偽計、暴行、脅迫行為のほか、損失保証、損失補填等が犯則事件の調査対象と政令（金サ法施行令第49条）で規定されており、犯収法では、金商業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が調査対象と規定されている（犯収法第32条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する（金商法第223条、金サ法第102条、犯収法第32条）。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ（金商法第226条、金サ法第102条、犯収法第32条）。

1－2　証券監視委の機能強化

情報収集・分析・審査

取引調査	H17.4～　インサイダー取引、現実売買による相場操縦・風説の流布・偽計		①
	H18.7～　調査対象・課徴金対象の拡大（見せ玉）		②
	H20.12～　調査対象・課徴金対象の拡大（相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引）		③
	H25.9～　課徴金対象の拡大等（金融商品取引業者等以外の者が他人の計算で行った不公正取引等）		⑦
	H26.4～　課徴金対象の拡大等（インサイダー取引に関する情報伝達・取引推奨行為等）		⑨
開示検査	H17.7～　有価証券届出書*　有価証券報告書*　半期報告書*　臨時報告書*　等	*印は、課徴金対象の開示書類	①
	H20.4～　検査対象・課徴金対象の拡大（四半期報告書*、内部統制報告書等）		②
	H20.12～　検査対象・課徴金対象の拡大（注4）		③
	H25.9～　課徴金対象の拡大（虚偽開示書類等の提出等に加担する行為）		⑦
	H30.4～　検査対象の拡大（フェアディスクロージャールール）		⑪
	R2.5～　検査対象の拡大（STO）		⑫
証券検査	証券会社等の検査	取引の公正の確保に係る検査	
		財務の健全性等に係る検査	①
	H17.7～　（投資顧問業者等）		
	H19.9～　新たな検査対象先（ファンド等）		②
	H22.4～　新たな検査対象先（信用格付業者等）		④
	H23.4～　新たな検査対象先（連結規制導入に伴うグループ会社等）		⑤
	H24.11～　新たな検査対象先（取引情報蓄積機関）		⑥
	H26.3～　新たな検査対象先（商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う金商業者）		⑧
	H27.5～　新たな検査対象先（特定金融指標算出者）		⑩
	H30.4～　新たな検査対象先（高速取引行為者）		⑪
	R2.5～　新たな検査対象先（暗号資産デリバティブ取引・STO を取り扱う金商業者）		⑫
	R3.11～　新たな検査対象先（有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等）		⑬
犯則調査	犯則事件の調査・インサイダー取引 （情報伝達・取引推奨行為を含む⑨）		
	相場操縦・風説の流布・偽計 虚偽有報等の提出・損失補てん　等		
申立て調査	裁判所への違反行為の禁止・停止の申立てに向けた調査		③

勧告・建議

告発

裁判所への違反行為禁止・停止申立て

※　証券監視委は、金商法、SPC法、投信法、社債等振替法、犯収法、預金保険法、景品表示法、個人情報保護法、金サ法に基づき、権限を行使。

（注1）「①」部分が「証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年改正）」の施行（平成17年4月1日　他）に伴い調査・検査の対象となった部分。

（注2）「②」部分が「金融商品取引法」の施行（平成19年9月30日　他）に伴い調査・検査の対象となった部分。

（注3）「③」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年改正）」の施行（平成20年12月12日）に伴い調査・検査等の対象となった部分。

（注4）開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- 特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- 発行開示書類・継続開示書類の不提出。（平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。）
- 特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

（注5）「④」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年改正）」の施行（平成22年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注6）「⑤」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年改正）」の施行（平成23年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注7）「⑥」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年改正）」の施行（平成24年11月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注8）「⑦」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年改正）」の施行（平成25年9月6日）に伴い調査・検査の対象となった部分。

（注9）「⑧」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年改正）」の施行（平成26年3月11日）に伴い検査の対象となった部分。

（注10）「⑨」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年改正）」の施行（平成26年4月1日）に伴い調査の対象となった部分。

（注11）「⑩」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年改正）」の施行（平成27年5月29日）に伴い検査の対象となった部分。

（注12）「⑪」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成29年改正）」の施行（平成30年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注13）「⑫」部分が「金融商品取引法」の一部改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年改正）」の施行（令和２年５月１日）に伴い検査の対象となった部分。

（注14）「⑬」部分が「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年改正）」の施行（令和３年11月１日）及び「金融商品取引法」の一部改正を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和３年改正）」の施行（令和３年11月22日）に伴い検査の対象となった部分。

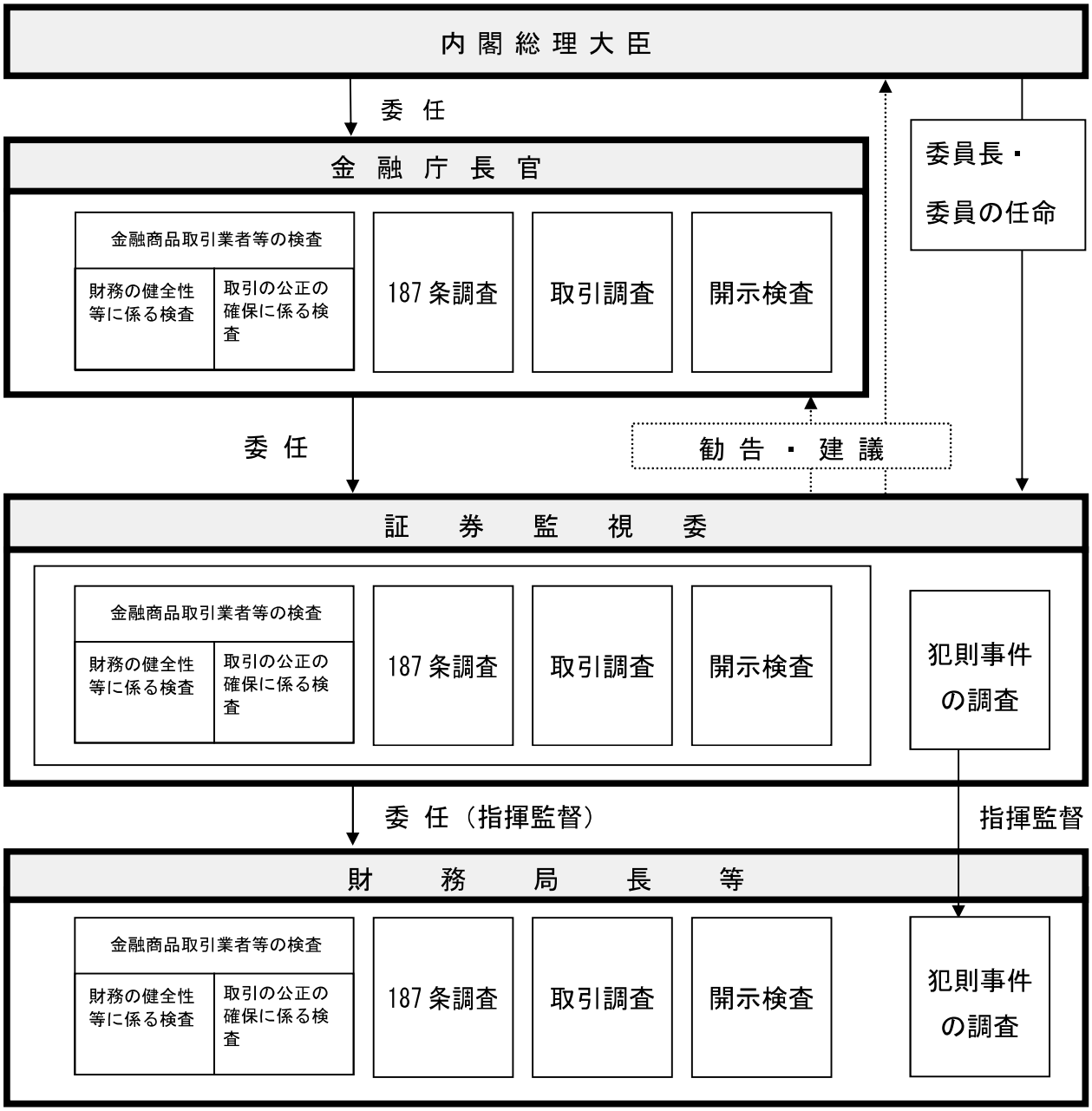
1－3　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年　度	予　算　定　員		
	証券監視委	財務局等	合　計
平成４年度	84人	118人	202人
平成５年度	84人	118人	202人
平成６年度	86人	118人	204人
平成７年度	88人	118人	206人
平成８年度	89人	118人	207人
平成９年度	91人	118人	209人
平成10年度	98人	126人	224人
平成11年度	106人	133人	239人
平成12年度	112人	139人	251人
平成13年度	122人	144人	266人
平成14年度	182人	183人	365人
平成15年度	217人	199人	416人
平成16年度	237人	204人	441人
平成17年度	307人	245人	552人
平成18年度	318人	246人	564人
平成19年度	341人	268人	609人
平成20年度	358人	282人	640人
平成21年度	374人	300人	674人
平成22年度	384人	313人	697人
平成23年度	392人	312人	704人
平成24年度	392人	322人	714人
平成25年度	400人	339人	739人
平成26年度	409人	354人	763人
平成27年度	410人	354人	764人
平成28年度	411人	352人	763人
平成29年度	406人	342人	748人
平成30年度	402人	338人	740人
令和元年度	400人	331人	731人
令和２年度	401人	336人	737人
令和３年度	397人	328人	725人
令和４年度	392人	320人	712人

（注）財務局等には、福岡財務支局、沖縄総合事務局財務部を含む。

1－4　組織・事務に係る法令の概要

1. 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



（注1）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第8項等）。

（注2）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第 224 条第4項、第5項等）。

（注3）証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。

・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

2. 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　定　の　概　要
第4条	金融庁の事務
第6条	証券監視委の設置
第8条	証券監視委の所掌事務
第9条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	証券監視委の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

3. 権限及び範囲に係る規定

(1) 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

（注）報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲及び課徴金額

課徴金の対象範囲及び課徴金額は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　項	対象範囲	課徴金額
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者	違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等 （注）金商業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。（以下同じ。）
第174条	仮装・馴合売買をした者	違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者	違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者	違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後１月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等
第175条	内部者取引をした者	違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後２週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者	違反行為（情報伝達・取引推奨行為）により、情報受領者等が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

（注１）違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

（注２）上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

(2) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条（第27条において準用する場合を含む。）	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類（注1）を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項（第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。）	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項（報告・資料の徴取のみ）	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所
第193条の2第6項（報告・資料の徴取のみ）	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

（注1）　開示検査の対象となる縦覧書類は、以下のとおり（第25条第１項）。

・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
・臨時報告書及びその訂正報告書
・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

（注2）　有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

②　課徴金の対象範囲及び課徴金額

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　項	対象範囲	課徴金額
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等	募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）
第172条の２	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等	募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）
第172条の３	有価証券報告書等を提出しない発行者	前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は400万円） （四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1）

第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者	600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額 （四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1）
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者	買付総額の100分の25
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等	買付株券等の時価合計額の100分の25
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者	募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等	イ. 当該特定証券等情報が公表されている場合 募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25） ロ. 当該特定証券等情報が公表されていない場合 イ. の額に、 $\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$ を乗じて得た額
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者	イ. 当該発行者等情報が公表されている場合 600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額 ロ. 当該発行者等情報が公表されていない場合 イ. の額に、 $\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$ を乗じて得た額

第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者	特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

（注）第 172 条の2、4、7、10、11 及び 12 の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる（金商法第 185 条の7第 14 項）。他方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる（金商法第 185 条の7第 15 項）。

(3) 証券モニタリングの検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金商業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の２第１項（第65条の３第３項において準用する場合を含む。）から第４項まで	第194条の７第２項第１号及び第３項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第１項	第194条の７第３項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の７第３項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第57条の26第２項	第194条の７第３項	指定親会社の主要株主
第60条の11（第60条の12第３項において準用する場合を含む。）	第194条の７第２項第２号及び第３項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第60条の14第２項において準用する第60条の11	第194条の７第２項第２号及び第３項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者
第63条の６	第194条の７第２項第２号の２及び第３項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第63条の３第２項において準用する第63条の６	第194条の７第２項第２号の２及び第３項	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第63条の14	第194条の７第２項第２号の３及び第３項	海外投資家等特例業務届出者（海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。）、海外投資家等特例業務届出者と取引をする者、海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の７第２項第３号及び第３項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第１項	第194条の７第２項第３号の２及び第３項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第66条の67	第194条の７第２項第３号の３及び第３項	高速取引行為者、高速取引行為者と取引する者、高速取引行為者から業務の委託を受けた者
第75条	第194条の７第２項第４号及び第３項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の４	第194条の７第２項第５号及び第３項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の７第３項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第103条の４	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の６第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第106条の16	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の20第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第106条の27	第194条の７第３	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
	項	株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第194条の７第３項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第151条	第194条の７第２項第６号及び第３項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の４において準用する第151条	第194条の７第２項第６号及び第３項	自主規制法人
第155条の９	第194条の７第２項第７号及び第３項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の５の４	第194条の７第３項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第156条の５の８	第194条の７第３項	金融商品取引清算機関の主要株主
第156条の15	第194条の７第３項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の20の12	第194条の７第３項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の７第３項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第156条の58	第194条の７第３項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第156条の80	第194条の７第３項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。)
第156条の89	第194条の７第３項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公

正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第１項	第225条第３項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第213条第１項から第５項まで	第225条第２項及び第３項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔SPC法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第２項第１号及び第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第１項	第290条第３項	特定目的会社
第286条第１項において準用する第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第２項第２号及び第３項	特定目的信託の原委託者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項（第43条第３項において準用する場合を含む。）	第286条第２項	振替機関

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔金サ法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第35条第１項及び第２項並びに第36条第１項及び第２項	第82条第２項第１号及び第２号	金融サービス仲介業者、金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者
第48条第１項及び第２項並びに第49条第１項及び第２項	第82条第２項第３号及び第４号	認定金融サービス仲介業協会、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第15条及び第16条第１項	第22条第６項及び第７項	金融商品取引業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者（移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む）、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※　報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第136条第１項及び第２項並びに第137条第１項及び第２項	第139条第２項	金融商品取引業者等（金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。）、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社）、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

※　報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる

場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔景品表示法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第29条第１項	第33条第６項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関

※　金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

〔個人情報保護法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第40第１項	第44条第５項	金融庁長官が所管する個人情報取扱事業者等

※　金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(4) 犯則事件の調査の権限及び範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第210条 金サ法第102条 犯収法第32条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第211条、第211条の2 金サ法第102条 犯収法第32条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押え等の強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条、金サ法施行令第49条及び犯収法第32条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第15条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第37条の3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第37条の４	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第37条の５	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第38条の２	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第39条第１項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補塡等の禁止
第40条の４	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第41条の２	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第42条の２	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第42条の７	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第43条の６第２項	金融商品取引業者等	暗号資産関連業務において、契約の締結又はその勧誘に関して、顧客を誤認させるような表示の禁止
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第１項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第167条の２	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔金サ法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第31条第１項	金融サービス仲介業者	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第31条第２項	金融サービス仲介業者	損失保証・損失補填等の禁止等

〔犯収法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第４条第６項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

第２章

証券監視委の基本指針等

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

令 和 2 年 1 月 24 日
証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による
１．市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
２．資本市場の健全な発展への貢献
３．国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮によって、強固な信頼を確立した資本市場

証券監視委の活動理念

公正・中立
説明責任
フォワード・ルッキング
実効性・効率性
関係機関との協働
最高水準の追求

証券監視委を取り巻く現在の環境

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成４年に設置され、今般、第 10 期目を迎えました。

証券監視委は、平成４年の発足以来、重大・悪質な事案に対する告発や法令違反事案に対する課徴金納付命令勧告・行政処分勧告等の実績を積み重ねるとともに、調査・検査を通じた市場監視に取り組み、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現に努めてきました。

現在、資本市場は大きく変化しています。

- 構造的な変化として、海外投資の増加や企業のグローバル化（海外子会社等との分業、アウトソーシング等）などにより、資本市場のグローバル化や各種金融市場の緊密化が更に進展しています。
- 資金フローをみると、世界的な低金利環境の下、高リスク・低流動性ファンド等に対する資金流入が増大している中、地政学的リスクなどを背景に経済の先行きを巡る不確実性が高まっています。
- また、デジタライゼーションの飛躍的な進展が資本市場及び市場参加者全体に大きな影響を及ぼしています。金融機関は AI 等の技術やデータの利活用の進展等によりビジネスモデルの見直しを迫られ、市場環境もアルゴリズムを用いた高速取引の普及等により大きく変化しているほか、暗号資産等の新しい商品・取引等が出現しています。

また、金融庁の重要施策の１つに多様な利用者のニーズに応じた金融サービスの向上が掲げられる中、証券監視委としても、幅広い投資者が安心して投資できる市場の実現等を通じ、国民の安定的な資産形成や資金の好循環に一層貢献する必要があります。

これらのような大きな環境変化の中、第 10 期を迎えた証券監視委は、前記の活動理念のもと、「網羅的な市場監視（広く）」・「機動的な市場監視（早く）」・「深度ある市場監視（深く）」という３つの目標達成に向けて５つの施策を実施してまいります。

目標

１．網羅的な市場監視（広く）

(1) 新たな商品・取引等への対応

新しい商品・取引等に係るリスクを的確に把握・分析等

(2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視

株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等、あらゆる取引・市場を網羅的に監視

(3) 高齢者を含む多様な投資者の保護

高齢者を含む市場に参加する多様な投資者について、その知識、経験、能力等の様々な属性を踏まえた投資者保護を推進

(4) 全体像の把握（部分から全体へ）

個別の問題事象について、事案の全体像を把握した上で、他の類似事案等も見据えた横断的な視点も持って、実態解明及び根本原因の究明

(5) 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

違反・不適切行為の未然防止の観点を含む情報発信の強化

２．機動的な市場監視（早く）

(1) 問題の早期発見・着手

市場における問題の端緒の速やかな把握及びタイムリーな調査・検査等の実施

(2) 早期の対応による未然防止

市場における問題に限らず、問題が顕在化していないものの調査・検査において改善が必要と認められた事項について、改善の促進を通じた未然防止及び問題の拡大の防止

(3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

調査・検査実施時における事案の迅速な実態解明及び処理

３．深度ある市場監視（深く）

(1) 問題の根本原因の究明

法令違反等の問題が認められた場合、問題の実質面に着眼してその根本的な原因の究明を踏まえ、当事者等と深度ある議論を行い、自主的な改善及び再発防止に向けた取組みを促進

(2) 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

個別の問題事象の分析にとどまらず、前述の横断的な視点に加え、それらを踏まえた深度ある分析を行うことを通じた、市場の構造的な問題の把握及び制度整備等への貢献

目標達成のための５つの施策

１．内外環境を踏まえた情報収集力の向上

(1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

- 問題の未然防止・早期発見につなげるため、マクロ的な視点で市場環境、業種及び企業の分析を行う等、フォワード・ルッキングな市場監視を行います。
- 具体的には、調査・検査の端緒として活用するため、マクロ経済動向の把握とともに、国内外のマクロ経済情勢等を踏まえて選定した業種・企業に係る情報収集・分析を行います。

  また、その結果を証券監視委内で共有し、調査・検査に活用します。

(2) 様々な金融市場に対する横断的な市場監視

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の各市場に対して、多面的な視点を持ちつつ、横断的な市場監視を行います。

(3) 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

- 海外当局（法執行部門等）との信頼関係の醸成及び強化に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、調査・検査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外における法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用します。

２．深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

(1) 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証

- 取引等の複雑化、企業のグローバル化の進展、金融商品取引業者等のビジネスモデルの構造的変化等を背景とした非定型・新類型の事案等[1]

[1] 例えば、第９期においては、特殊見せ玉を用いた不公正取引に対し偽計を適用した事案、債券市場デリバティブに係る相場操縦の事案、非財務情報にかかる虚偽記載の事案、ウェブサイト広告を利用した誇大広告・虚偽告知等の事案など。

についても、その態様に応じて、多角的・多面的な分析・検証を的確に実施します。

(2) 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等

- 事案が、全体としてより多様化・複雑化している中、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施することによって、不公正取引や開示規制違反の実態を解明するとともに、再発防止・未然防止につなげます。

(3) クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

- クロスボーダー取引による違反行為やグローバルに活動を行う企業の開示規制違反に対しては、当局間の情報交換枠組みの活用など海外当局との連携を実施しつつ実態解明を行う等、事案の特質に応じて効果的・効率的な調査・検査を行います。

(4) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、風説の流布、偽計や有価証券報告書の虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、事案の内容に応じ、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

(5) リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング

- 金融商品取引業者等全体について、リスクアプローチに基づくオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行います。
- オフサイト・モニタリングにおいては、監督部局等と連携し、業態、規模だけではなく、グループ全体の戦略や運営方針その他特性を勘案しつつ、 ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定します。
- オンサイト・モニタリングにおいては、取り扱う商品の内容や取引スキームなどについて深度ある分析を行った上、これらが適切に投資者に対して提供されるよう、法令遵守や顧客本位の業務運営態勢の確保といった投資者保護の観点から、業務運営の適切性を検証します。

(6) 投資者被害事案に対する積極的な取組み

- 投資者被害につながる金融商品の不適切な販売・勧誘等や内部管理態勢に対するモニタリングの実施や、無登録で金融商品取引業を行っている者について、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うこと等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

３．市場規律強化に向けた実効的な取組み

(1) 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用

- 個別事案の調査・検査では、勧告や告発等の一定の「出口」に限定されずに、そこで得られたインテリジェンス情報[2]、調査・検査の手法及びノウハウ等を適切に集約・分析・蓄積し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用します。
- 横断的な広がりのある視点に基づき調査・検査を実施し、その結果、市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。

(2) 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進

- 調査・検査において、法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を行うだけでなく、問題の全体像を把握し、根本的な原因を究明した上で、調査・検査先と深度ある議論を行っていくことで、再発防止につなげます。
- 問題が顕在化していないものの、調査・検査において改善が必要な事項が認められた場合には、問題意識を調査・検査先と共有し、違反行為等の未然防止につなげます。

(3) 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化

- 個別勧告事案等や事例集[3]の公表等において、市場における自己規律の強化の観点から、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。
- 違反・不適切行為による投資者被害の未然防止に資するよう、投資者に対する注意喚起等の情報発信を充実させます。

(4) 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

- 市場で起こっていることを常に注意深く把握し、新しい商品・取引等や、監視の目の行き届きにくい商品・取引等へ的確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行います。

４．デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成

(1) デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 国内外の金融技術の動向や規制当局・法執行機関におけるデジタライゼーションの活用状況等を踏まえ、市場監視業務の高度化・効率化を

[2] 特定の個別事案にとどまらず、他の事案の処理においても有用と考えられる情報。
[3] 「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」、「開示検査事例集」及び「証券モニタリング概要・事例集」。

図るため、取引監視システム等におけるデジタライゼーションの一層の活用を、関係機関と連携しつつ、推進します。

(2) デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応

- デジタライゼーションの飛躍的進展に伴って生じる新たな商品・取引等に対して、網羅的に監視が行えるよう機動的に検討・対応します。
- デジタライゼーションの飛躍的な進展及びデータの大容量化に対応するため、調査・検査におけるデジタルフォレンジック[4]技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進します。

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

- デジタライゼーションの進展、取引等の複雑化や企業のグローバル化の進展等の中で、証券監視委の使命を適切に果たしていくため、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の育成に取り組みます。

５．国内外の各機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視

- 自主規制機関が、更に主体的な役割を果たすことに資するよう、証券監視委の持つ情報や問題意識のタイムリーな共有等を行い、監視態勢の更なる強化や市場規律の働いた市場環境の整備を行います。
- 効果的かつ効率的な市場監視を実現する観点から、自主規制機関との連携のあり方についても検討していきます。
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視を実施していくため、自主規制機関とも連携し、市場モニタリングの充実・強化を図ります。

(2) 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化

- これまでの自主規制機関、海外当局、関係機関・団体等との間での連携を強化していくことに加え、新たに市場の公正性・透明性確保や投資者保護に関連する関係機関・団体等の市場関係者との連携の拡大を通じて、全体としての市場監視機能を強化します。

(3) グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

- クロスボーダー取引等に対する市場監視に係る課題について、二国間及び証券監督者国際機構（IOSCO）等の多国間の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献することにより、国際連携の強化を図ります。

---

[4] 電磁的データの証拠保全・解析手法等の技術。

- また、市場監視を担う海外当局との意見交換の機会を積極的に持つことで、これら海外当局における主な法執行事例や市場監視に係る問題意識等を把握し、証券監視委における市場監視に活用します。

最後に

証券監視委は、本中期活動方針に掲げる証券監視委の目標（「網羅的な市場監視（広く）」・「機動的な市場監視（早く）」・「深度ある市場監視（深く）」）の実現を目指し、より一層努力してまいります。

なお、本中期活動方針は、現下の経済金融情勢等を踏まえて作成したものですが、市場を取り巻く環境が急激に変化する状況のなか、証券監視委自身の PDCA サイクル[5]によって、的確に自らの課題を洗い出し、適切な対応を行うことが重要です。そのために、外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを行いながら、その使命を果たしていきます。

[5] Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を促す手法。

証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮（※）によって、強固な信頼を確立した資本市場

（※）上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立 / 説明責任 / フォワード・ルッキング / 実効性・効率性 / 関係機関との協働 / 最高水準の追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視（広く）	機動的な市場監視（早く）	深度ある市場監視（深く）
・新たな商品・取引等への対応 ・あらゆる取引・市場を網羅的に監視 ・高齢者を含む多様な投資者の保護 ・全体像の把握（部分から全体へ） ・国内外の関係者に向けた幅広い情報発信	・問題の早期発見・着手 ・早期の対応による未然防止 ・迅速な実態解明・処理による問題の早期是正	・問題の根本原因の究明 ・深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

- 市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展
- グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり
- デジタライゼーションの飛躍的な進展
- 国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上
- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施
- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3)市場規律強化に向けた実効的な取組み
- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4)デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成
- デジタライゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタライゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5)国内外の各機関等との連携
- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

取引調査に関する基本指針

Ⅰ．基本的考え方

１．取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第 177 条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

２．取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（２）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（３）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（４）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（５）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ．取引調査の実施手続等

１．調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

２．調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（１）立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ　検査の権限（金商法第 177 条）及び目的

ロ　検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ　検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ　対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち会わせるものとする。

ハ　対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ　閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ　検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（２）質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ　質問調査の権限（金商法第 177 条）及び目的
ロ　質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等
質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。
イ　質問調査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
ロ　法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
ハ　質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
ニ　質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
ホ　質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
ヘ　対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
ト　質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

３．調査対象先からの申入れ等
対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

４．問題発生時の対応
主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

５．災害発生時の対応
調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ．勧告
調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告

する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

Ⅴ. 情報管理

１. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

イ　調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

ロ　調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ　とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

２. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

Ⅵ. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅶ. 施行日

本基本指針は平成 25 年８月 30 日から施行する。

（改正）

本基本指針は平成 26 年４月１日から適用する。

開示検査に関する基本指針

Ⅰ 基本的考え方

１．開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること

② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

２．調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（２）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（３）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

（４）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

Ⅱ　開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

１．実施手続

１－１．情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

（注）有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

１－２．開示検査

（１）報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発

行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

（２）立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

①　予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

②　証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

イ．検査の権限、目的及び主な検証範囲
ロ．検査への協力依頼
ハ．検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
ニ．必要な提出資料の提示
ホ．その他必要な事項

③　現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

イ．検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
ロ．検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施

するよう努める。

④ その他の留意事項

イ．検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。

ロ．調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

（３）証拠の収集・保全と的確な事実認定

① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。

② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。

③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

（４）その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

イ．調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

ロ．検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。

ハ．調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③　検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④　問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤　災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥　開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

１－３．開示検査等の終了

（１）勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

（２）検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

（注）開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

（３）検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

２．情報管理

（１）検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

イ．開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。

ロ．開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ．とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（２）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

（３）検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ）には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

３．関係部局等との連携

（１）金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

（２）公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。

（３）金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ　その他

１．金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

２．施行日

本基本指針は、平成 25 年８月 30 日から施行する。

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

令和２年６月

証券取引等監視委員会

今後の証券モニタリングの基本的な考え方

本文書は、金融商品取引業者等に対するモニタリング（証券モニタリング）に関し、証券取引等監視委員会（証券監視委）がオン・オフ一体のモニタリング[1]に取り組む中、金融庁から先に公表された方針・指針等を踏まえつつ、今後の証券モニタリングの基本的な考え方を、関連文書も含めて整理したものである。

Ⅰ.　証券モニタリングの現状と課題

1.　証券監視委のこれまでの取組

(1) リスクベースに基づくオン・オフ一体のモニタリング

証券監視委では、監督部局との連携を通じて、金融商品取引業者等の経営管理（ガバナンス）の有効性、取扱金融商品や取引等のビジネスの特性、リスク管理の適切性や財務の状況等を的確に把握し、延べ7千を超える金融商品取引業者等が抱えるリスクの特性に応じた、オン・オフ一体のモニタリングを行っている。

特にオンサイト・モニタリングにおいては、問題の全体像を把握したうえで、根本的な原因を究明し、再発防止につながる深度のある検証に取り組んでいる。

(2) 証券監視委で策定した方針等

これまで証券監視委では、上記(1)のオン・オフ一体のモニタリングを行うために、金融商品取引法を始めとする関連法令に基づくほか、以下の方針及び指針等を策定・公表し、これらを踏まえた証券モニタリングに取り組んでいる。

① 証券取引等監視委員会　中期活動方針
　証券監視委を取り巻く環境を踏まえた3年ごとの活動方針
② 証券モニタリング基本方針
　時々の経済・市場環境等を踏まえた、証券モニタリングに関する事務年度ごとの重点的な取組事項等
③ 金融商品取引業者等検査マニュアル（証券検査マニュアル）
　オンサイト・モニタリングの着眼点や留意点を例示した検査官向けの手引
④ 証券モニタリングに関する基本指針
　主としてオンサイト・モニタリングの手続

2.　証券監視委の証券モニタリングにおける今後の課題

上述のとおり、証券監視委では、監督部局との連携の下、オン・オフ一体のモニタリ

[1] 証券モニタリングは、オンサイトとオフサイトのモニタリング双方を包含している。このうち、オンサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査を示し、オフサイト・モニタリングとは、オンサイトによる検査以外で、金融商品取引業者等に対する報告徴取及びヒアリング等を通じた情報収集等を幅広く行う活動であり、主として監督部局と連携して行う活動を示す。

ングを行っているが、金融庁において、平成 30 年6月以来、全ての金融機関等の検査・監督をスコープに入れて、基本的な考え方の整理が行われている(注)。こうした中、証券監視委の証券モニタリングを一層効果的・効率的に行うためには、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を図ることが重要な課題となっている。

以下は、証券監視委の方針及び指針等と、金融庁から公表されている検査・監督基本方針、監督指針及びディスカッション・ペーパー等との関係を含め、証券監視委の今後の証券モニタリングにおける基本的な考え方及び進め方を示すものである。

(注) 金融庁における検査・監督の考え方

金融庁においては、平成 30 年6月に、検査・監督対象となる全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を定めた、「金融検査・監督の考え方と進め方」(検査・監督基本方針)を策定・公表し、以下の考え方を示している。

- 従来の定期検査だけでは、前回検査以降の環境変化や新たな課題の発生に機動的に対応できないこと等から、継続的な情報収集と対話の下に各金融機関等の特性を把握し、課題の性質に応じてオンサイトとオフサイトのモニタリングを機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする、オン・オフ一体の継続的なモニタリングへの転換
- 今後の検査・監督の進め方として、最低基準の遵守状況を確認する「最低基準検証[2]」、持続的な最低基準充足を確保するための「動的な監督」、ベスト・プラクティスのための「見える化と探求型対話」の 3 つの手法の使い分け
- 個別のテーマ・分野(コンプライアンス・リスク管理、顧客本位の業務運営、IT ガバナンス、健全性政策等)については、監督指針とともにプリンシプルや金融機関との対話のための材料であるディスカッション・ペーパー等の活用

II. 今後の証券モニタリングについて

1. 基本的な考え方

証券監視委では、今後とも、金融商品取引業者等が法令等に基づき適正に業務を行っているか、引き続き厳正に検証していく。

その際、法令違反行為等の検証のみにとどまらず、将来の最低基準抵触の蓋然性も含めた問題の全体像の把握を行い、根本原因の究明やフォワード・ルッキングな視点からの検証に際しては、引き続き、業務運営態勢(経営管理態勢、内部管理態勢・法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部(外部)監査態勢、危機管理態勢)の整備状況に着眼する[3]。

---

[2] 最低基準の中には、利用者保護、市場の公正性・透明性の確保を目的として制定された諸法令や、経営管理・顧客保護・リスク管理のために最低限必要とされる態勢等が含まれている。

[3] 証券検査マニュアルに記載のある上記 5 つの業務運営態勢の整備については、根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のため引き続き重要であることから、今後も証券モニタリングの着眼点としていく。

特に、金融グループ等に属する金融商品取引業者等のモニタリングに当たっては、監督部局等と連携し、当該金融商品取引業者等が属する金融グループ全体のビジネスモデルや経営方針等を含めた多角的な観点からモニタリングを行う。

2. モニタリングの進め方

(1) ルールベースの検証

金融商品取引法及び関連法令においては、金融商品取引業者等が市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護等を図るうえで遵守すべき最低限度のルールが規定されている。今後も、金融商品取引法及び関連法令等の規定に基づき、金融商品取引業者等の業務が適正に行われているか、引き続き厳正に検証を行っていく。その際、個別の規定の適用に当たっては、法令の趣旨・目的に遡って保護すべき重要な法益等を踏まえた検証を行う。

(2) 根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価のための業務運営態勢

検知された法令違反行為等の根本原因の究明や将来の最低基準抵触の蓋然性の評価に当たっては、金融庁から公表されている監督指針[4]を踏まえ業務運営態勢の適切性を検証するほか、検査・監督基本方針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパー等の考え方・進め方も踏まえながら取り組む。

例えば検査・監督基本方針に関しては、事案の内容に応じて、以下の考え方を踏まえることとする。

- 問題事象の根本原因の追究を通じて将来に向けた実効性ある改善策を議論することや、ガバナンス・企業文化・内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているかを評価することが重要であること
- 足元で利用者保護や不公正取引に関する問題事象が生じていなくても、金融機関のビジネスモデル、社会経済環境、規制動向、社会的な期待目線の高まり等から将来において問題事象が発生する蓋然性が高まっている場合、将来的に最低基準に抵触する蓋然性が高いこと

(3) 事務年度ごとの重点的なモニタリング方針

金融商品取引業者等を取り巻く経済環境等の変化を踏まえたフォワード・ルッキングな視点からのモニタリングの方針や重点事項等は、金融庁から公表される金融行政の方針[5]等を踏まえつつ、中期活動方針や証券モニタリング基本方針において定める。

---

4 その他監督指針等としては、信用格付業者向け、高速取引行為者向け、清算・振替機関等向けや「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」がある。

5 例えば令和元事務年度の場合、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」（令和元年 8 月 28 日策定）を示す。

(4) 検査手続

検査の実施手続は、引き続き証券モニタリングに関する基本指針を使用していく。

3. 証券検査マニュアルの取扱い

(1) 現状[6]

平成 13 年に策定した証券検査マニュアル[7]は、金融商品取引業者等の業務運営態勢に着眼した態勢編及び金融商品取引業者等の業務プロセスに沿って法令等遵守の確認項目を例示した業務編から構成されているところ、証券監視委においては、これまで主として検査官の手引書として活用してきた。

こうした中、現状において、態勢編は、その大部分において監督指針と内容が重複している。また、業務編は、金融商品取引業者等の取引やそのビジネスモデル等の複雑化・多様化が急速に進む環境下において、個々の金融商品取引業者等が抱えるリスクに応じた検証が求められている中、証券検査マニュアルのチェックリスト形式による一律の検証を行う意義は薄れてきたと考えられる。

(2) 証券検査マニュアルの廃止等

上記を踏まえ、証券検査マニュアルの態勢編については、オン・オフ一体のモニタリングの下、金融商品取引業者等の業務の検証において必要となる考え方も含めて、監督指針へ引き継ぐ。

また、業務編については、こうした記載項目に依拠した業務プロセスの構築が、形式面のみを重視することにつながるおそれがあり、また、本来、金融商品取引業者等がそれぞれの業務の規模や特性に応じて自ら実効性ある事務手続の方法を策定すべきものであるとの観点から、廃止[8]する。

証券検査マニュアルの態勢編及び業務編に関する上記措置は、本文書の策定と同時に実施する。

なお、証券検査マニュアル廃止後の証券モニタリングに関係する方針・指針等については、別紙のとおりとなっている。

以上

---

6 金融庁においては、令和元年 12 月に預金取引等金融機関や保険等の検査マニュアルを廃止した。

7 元々、「証券会社に係る検査マニュアル」として平成 13 年6月に策定・公表。その後、「証券検査マニュアル」、「金融商品取引業者等検査マニュアル」に改名して存続してきた。

8 「金融商品取引業者等検査マニュアル」の別冊である「信用格付業者検査マニュアル」も併せて廃止する。

施行日

令和２年６月 26 日　策定

（別紙）

令和４年３月 31 日現在

証券検査マニュアル廃止後における
証券モニタリング関係の方針・指針等[9]

【証券監視委公表分】

○ 今後の証券モニタリングの基本的な考え方 （令和2年6月 26 日策定）
○ 証券モニタリングに関する基本指針
（平成 17 年7月 14 日策定　直近改正：令和4年3月 31 日）

○ 証券取引等監視委員会　中期活動方針（第 10 期）（令和2年1月 24 日公表）
○ 令和3事務年度　証券モニタリング基本方針 （令和3年8月6日策定）

【金融庁公表分】

○ 金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）
（平成 30 年6月 29 日策定）

（監督指針等）

○ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
（平成 19 年9月 30 日策定）
○ 信用格付業者向けの監督指針
（平成 22 年4月1日策定）
○ 高速取引行為者向けの監督指針
（平成 29 年 12 月 27 日策定）
○ 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針
（令和3年 11 月1日策定）
○ 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
（平成 25 年 12 月 10 日策定）
○ 指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針
（平成 25 年8月2日策定）
○ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン
（平成 30 年2月6日制定）

※上記監督指針等は、金融庁ウェブサイトを参照

（ディスカッション・ペーパー等）

○ コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）（平成 30 年 10 月 15 日策定）
○ 金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）
（平成 31 年3月 29 日策定）
○ 金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理
（令和元年6月 21 日策定）
○ 金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題
（令和元年6月 28 日公表）

[9] これらの方針・指針等が改定・実施された場合、特に別段の定めがある場合を除き、改定後の方針・指針等に基づくものとする。

○　顧客本位の業務運営に関する原則（平成 29 年3月 30 日公表、令和3年 1 月 15 日改訂）

○　2021事務年度　金融行政方針　　（令和3年8月 31 日策定）

証券モニタリングに関する基本指針

令和４年３月

証券取引等監視委員会

本指針は、証券モニタリングの過程において、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）及び財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）が実施する検査に係る基本的な手続を示したものである。

検査は、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施する上での一手段であり、ルールベースの検証のみにとどまらず、根本原因の究明や、フォワードルッキングな観点からの検証も行う。他方で、検査は検査対象先に相応の負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力を得ることも重要である。

そのため、検査官及び検査対象先双方が、検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な検査を実施することが重要である。

したがって、本指針について検査対象先が理解していることを確認するとともに、本指針に規定のない取扱いを行う際には、随時、検査対象先へ説明する等の配慮が必要である。

（注１）証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を包含している。また、検査は、法令の検査権限に基づく検査を指し、モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）、検査部局、財務局等が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先（証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関（金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。）等）との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

（注２）本指針において、金融商品取引業者等とは、金融商品取引業者、登録金融機関のほか、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等法令に基づいて行う検査対象先を指す。

Ⅰ 検査の準備

１．検査官の心構え

検査官は、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（１）綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（２）適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

（３）効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル（業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。）や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因（例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス（経営管理態勢を指す。以下同じ。）等）の究明に努めなければならない。

（４）自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するよう

に努めなければならない。

２．検査実施の検討

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、モニタリングで把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

（１）検査対象先の選定

検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスクベースでその対象先を選定する。

（２）検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

①　一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について行う検査をいう。

②　特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について行う検査をいう。

（３）検査の方法

一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

①　合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

②　支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③　グループ等一体型検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先など、グループ等に対して必要に応じて一体的に行う検査をいう。

④　同時検査

効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁の検査部局と時期を同じくして行う検査をいう。

（注）留意事項

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

また、同時検査の実施に当たっては、金融庁の検査部局との間で、十分調整の上行うものとする。

３．検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式１）は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等（財務局にあっては「財務局長」、財務支局にあっては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。）名で作成する。

４．検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。）。

（注）財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

５．予告検査

（１）予告検査

臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

（２）検査予告時期

検査予告は臨店検査着手日のおおむね１週間から２週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ１．（１）ロ参照）。

６．検査の実施

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

Ⅱ　検査の手順等

１．臨店検査

（１）検査命令書等の提示及び説明事項

イ．主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

①　検査の権限及び目的（一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。）

②　検査への協力依頼（検査を受けて（予告検査の場合は、検査予告後）、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達する。）

③　検査のプロセス（初回検査先以外は省略可。）

④　検査関係情報（Ⅱ１．（２）①参照）の第三者への開示制限の概要

⑤　意見申出制度の概要（Ⅲ１．「意見申出制度」参照）

⑥　検査モニターの概要（Ⅲ２．「検査モニター」参照）

⑦　必要な提出資料の提示（Ⅶ２．「提出資料一覧」参照）

⑧　その他必要な事項

なお、検査官は、相手方に検査証票を提示できるよう、常に携帯する必要がある。

ロ．予告検査の場合には、検査予告時に、ⅰ．上記①及び②の項目の説明、ⅱ．臨店検査着手日の伝達並びにⅲ．これ以降の資料保存等の要請をするとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示をするものとする。また、それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示

及び説明するものとする。

（２）検査関係情報の第三者への開示制限

①　臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。）の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

・検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。

・適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。

・上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式２））に記名すること。

②　第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

イ．主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に、検査終了通知書交付前であれば主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を記載した第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名を受けるものとする。

ロ．ただし、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当しないものとする。

③　検査関係情報開示承諾申請書の提出

イ．主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））は、検査対象先から第三者への開示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請（以下「開示承諾申請」という。（別紙様式３））を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

・検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
・検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
・検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
・検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ただし、以下の場合には開示承諾申請を要しないものとする。

・検査対象先の経営管理会社への開示であって、過去の検査において、当該経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合（当該経営管理会社に変更がない場合に限る。）
・検査期間中に主任検査官の求めにより、検査対象先が、第三者（例えば、業務委託先）に検査に係る事項について確認をするため当該第三者に対して行う開示であって、当該確認のため必要な限度内で検査関係情報を開示する場合
・検査対象先が、検査期間中に、当該検査対象先と契約関係にある外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に対して相談のために行う開示であって、当該開示について事前に主任検査官に報告が行われ、主任検査官が検査の実行性及び保秘の観点から支障がないと判断した場合

ロ．検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））は、ⅰ．開示の必要性、ⅱ．開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、ⅲ．検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

（３）検査資料の徴求

①　既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

②　資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を明確に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、徴求する資料の重複等がないように努めるものとする。

③　資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

④　資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

（４）現物検査

①　検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

②　検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ．検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

（５）検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

①　小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。

②　臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、やむを得ない事情により就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

（６）双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

①　臨店検査初日（初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに）に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

②　臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回し、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努める。

③　臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

④　主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、

検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

（７）事実の解明又は認定

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

（８）計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

（９）事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

①　整理票（別紙様式４）

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

②　質問票（別紙様式５）

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

③　モニタリング確認票（別紙様式６）

検査基準日現在で具体的な問題は生じていないものの、ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや

内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項（以下「留意すべき事項」という。）について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、深度ある議論により検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書に記載することを前提としていることを伝える。

（10）業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

（11）臨店検査におけるその他の留意事項

①　ヒアリングへの他の役職員の同席

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

②　検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券取引等監視委員会事務局証券検査課証券検査指導官（以下「証券検査指導官」という。）と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、必要な指示を受けるものとする。

③　反面調査

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認（反面調査）を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議

した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

④　業務委託先等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、業務委託先、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告）する。当該検査については、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

⑤　問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等（以下「検査拒否等」という。）により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。）。

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

⑥　災害発生時等の対応

イ．主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）は、必要に応じて主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

ロ．主任検査官は、災害以外にも、以下の場合等においては、証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告（財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告）し、指示を受けるものとする。検査の一時的な中断又は中止の検討、検討の結果については、上記と同様の取扱いとする。

ａ．一時的な中断の検討

・検査対象先の作業に長時間を要する場合
・検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合

ｂ．一時的な中断又は中止の検討

・会社の消滅、重大なシステム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合

２．臨店検査終了後

（１）検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、証券取引等監視委員会事務局証券検査課審査担当係（財務局等にあっては、審査担当係等を経由。）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

（２）講評等

①　主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理し、（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

ただし、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ．検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達する。また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

ロ．上記イ．のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が相違した事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

②　主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

③　講評の際の出席者

イ．証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

ロ．検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

④　講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）が効率性等の観点からその他の手段による伝達が適当と判断した場合は、その他の手段により伝達）する。なお、講評（留意すべき事項を除く）は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容を伝えるものとする。

また、主任検査官は必要に応じて、検査対象先の監査関係者に対しても検査結果を講評時等において共有する等、改善に向けた自主的な取組みの促進に資するよう努めるものとする。

（３）検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後（財務局等にあっては、財務局長等説明等の後）速やかに証券監視委委員長名（財務局等にあっては財務局長等名）において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする（別紙様式７）。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検

査対象先の責任者に対して、その旨を口頭等適宜の方法により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、３か月以内を目途に行うよう努めるものとする。

（４）勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

（５）検査結果の公表等

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

①　勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。

②　勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。

③　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成 27 年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。

④　証券監視委が行った検査事務の処理状況について、１年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

（６）検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のモニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に

対する証券モニタリング概要・事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングの PDCA サイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

Ⅲ　意見申出制度・検査モニター

１．　意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。（Ⅱ１．（１）イ．⑤参照）

（２）意見申出制度の概要

①　意見申出書の提出等

イ．申出者（検査対象先の代表者）は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書（別紙様式８）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ．意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等の事実関係に関する意見相違事項に限る。

（注）上記意見相違事項以外の申出内容（法令解釈、新たな論点、新たな主張等）は対象外となる。

ハ．意見申出書の提出期間は、検査対象先の責任者に対する検査の講評が終わった日から３日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に２日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間を延長することができる。意見申出書が郵送により提出された場合、消印が提出期

間内（提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式９）を提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

ヘ．証券監視委事務局長は、提出された意見申出書が下記に該当する場合、速やかに申出者に対して意見申出書の受付日及び不受理の理由を記載した意見申出不受理決定通知書（別紙様式 10）を申出者に送付することとし、申出者の求めに応じて、意見申出書及び説明書類を返却することができる。

・意見相違事項が上記ロ．（注）に該当する場合

・上記ハ．に定める期限を超えて提出された場合

② 審理手続等

イ．意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査終了通知書（案）に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

申出者（検査対象先）に対する審理結果の回答については、検査終了通知書に別添として添付する形で行う。

２． 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見を受け付け、臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。（Ⅱ１．（１）イ．⑥参照）

（２）検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施す

ることとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付（アンケート方式）

イ．意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙（別紙様式 11）に記入し、電子情報処理組織を使用する方法又は郵送により送付する。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査終了日から検査終了通知書交付後 10 日目（行政機関の休日を除く。）までを目安とする。

② 意見聴取

イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長（証券検査課担当）、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ、証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査開始から検査終了通知書交付前までの間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

（注）実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に（必要があれば実施後も）検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

Ⅳ　書類の作成等に関する特例及び留意点

１．英語による提出書類の作成等に関する特例

下記（１）又は（２）に該当する者は、（３）に掲げる書類（③から⑤までの書類は、当該書類において指定する記載欄）について、英語で作成（記載）し、提出することができる。この場合においては、①から⑧までに掲げる書類は、当該書類の様式に準じて英語で作成（記載）するものとする。

（１）金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件（令和４年金融庁告示第 13 号）第１号又は第２号の規定の適用を受けて金商法第 29 条の登録、同法第 30 条第１項の認可又は同法第 31 条第４項の変更登録を受けた者（ただし、同告示第３号に規定されている業務範囲に限る。）

（２）海外投資家等特例業務届出者

（３）英語で作成（記載）し、提出することができる書類

①　第三者非開示承諾書　別紙様式２

②　検査関係情報開示承諾申請書　別紙様式３－１、３－２

③　整理票「事実関係に対する認識」欄　別紙様式４

④　質問票「質問事項に対する回答」欄　別紙様式５

⑤　モニタリング確認票「モニタリング評価に対する認識」欄　別紙様式６

⑥　意見申出書　別紙様式８

⑦　意見申出書の取下げについて　別紙様式９

⑧　検査モニター【アンケート方式】　別紙様式 11

⑨　臨店当初等に依頼することとなる必要な提出資料（Ⅶ２．「提出資料一覧」参照）

なお、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、上記（１）又は（２）に該当する者に対し、上記の書類又は記載欄の全部若しくは一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができるものとする。

２．検査対象先が提出する書類における記載上の留意点

別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手続に従い、登録の申請等の際に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は氏名に代えて旧氏及び名を記載することができることに留意する。

３．書類の提出方法等の留意点

検査対象先から証券監視委又は財務局等への書類の提出及び証券監視委又は財務局等から検査対象先への書類の交付については、それぞれ電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

Ⅴ　関係部局・自主規制機関等との連携等

１．関係部局との連携等

（１）財務局等

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査対象先の選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な検査の実施に努めるものとする。

（２）監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査とモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁の検査部局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

２．自主規制機関等との連携等

（１）自主規制機関

自主規制機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上を図るものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

（２）他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

（３）捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

（４）海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、ＩＯＳＣＯに加盟する証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（ＭＭｏＵ）等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

（５）その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等（金融商品取引業者等を含む。）に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

Ⅵ　施行日

本指針は、平成 17 年７月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

（改正）

本指針は、平成 18 年７月３日から適用する。

（改正）

本指針は、平成 19 年９月 30 日から適用する。

（改正）

本指針は、平成 20 年８月 11 日から適用する。

（改正）

本指針は、平成 21 年６月 29 日から適用する。

（改正）

本指針は、平成 22 年７月 29 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 23 年７月４日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 24 年７月 23 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 25 年８月８日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 27 年４月３日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 29 年４月３日から適用する。
（改正）
本指針は、令和元年５月７日から適用する。
（改正）
本指針は、令和２年９月 17 日から適用する。
（改正）
本指針は、令和２年 12 月 23 日から適用する。
（改正）
本指針は、令和３年１月 12 日から適用する。
（改正）
本指針は、令和３年６月 30 日から適用する。
（改正）
本指針は、令和３年 11 月 22 日から適用する。
（改正）
本指針は、令和４年３月 31 日から適用する。

Ⅶ　参考

１．検査のイメージ図
２．提出資料一覧

（別紙）
・様式１　　検査命令書
・様式２　　第三者非開示承諾書
・様式３－１　検査関係情報　開示承諾申請書（経営管理会社用）
・様式３－２　検査関係情報　開示承諾申請書（経営管理会社以外用）
・様式４　　整理票
・様式５　　質問票
・様式６　　モニタリング確認票
・様式７　　検査終了通知書
・様式８　　意見申出書
・様式９　　意見申出取下書
・様式10　　意見申出不受理決定通知書
・様式11　　検査モニター用紙
※　上記については、予告なく変更する場合がある。

・検査対象先
(1) 金融商品取引業者等（金商法第 56 条の２第１項、第 194 条の７第２項第１号及び第３項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の３第２項において準用する第 63 条の６、第 194 条の７第２項第２号の２及び第３項を含む。また、海外投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、法第 63 条の 11 第２項において準用する法第 63 条の 14、法第 194 条の７第２項第２号の３及び第３項を含む。）
(2) 金融商品取引業者の主要株主等（金商法第 56 条の２第２項から第４項まで、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
(3) 特別金融商品取引業者の子会社等（金商法第 57 条の 10 第１項、第 194 条の７第３項）
(4) 指定親会社（金商法第 57 条の 23、第 194 条の７第３項）
(5) 指定親会社の主要株主（金商法第 57 条の 26 第２項、第 194 条の７第３項）
(6) 取引所取引許可業者（金商法第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２

号及び第３項）
（7） 電子店頭デリバティブ取引等許可業者（金商法第 60 条の 14 第２項において準用する第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２号及び第３項）
（8） 適格機関投資家等特例業務届出者（金商法第 63 条の６、第 194 条の７第２項第２号の２及び第３項）
（9） 海外投資家等特例業務届出者（金商法第 63 条の 14、第 194 条の７第２項第２号の３及び第３項。また、海外投資家等特例業務届出者とみなされる移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。）
（10） 金融商品仲介業者（金商法第 66 条の 22、第 194 条の７第２項第３号及び第３項）
（11） 信用格付業者（金商法第 66 条の 45 第１項、第 194 条の７第２項第３号の２及び第３項）
（12） 高速取引行為者（金商法第 66 条の 67、第 194 条の７第２項第３号の３及び第３項）
（13） 認可金融商品取引業協会（金商法第 75 条、第 194 条の７第２項第４号及び第３項）
（14） 認定金融商品取引業協会（金商法第 79 条の４、第 194 条の７第２項第５号及び第３項）
（15） 投資者保護基金（金商法第 79 条の 77、第 194 条の７第３項）
（16） 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第 103 条の４、第 194 条の７第３項）
（17） 株式会社金融商品取引所の主要株主等（金商法第 106 条の６第１項（同条第２項において準用する場合を含む）、第 194 条の７第３項）
（18） 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第 106 条の 16、第 194 条の７第３項）
（19） 金融商品取引所持株会社の主要株主等（金商法第 106 条の 20 第１項（同条第２項において準用する場合を含む）、第 194 条の７第３項）
（20） 金融商品取引所持株会社等（金商法第 106 条の 27（第 109 条において準用する場合を含む）、第 194 条の７第３項）
（21） 金融商品取引所（金商法第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）
（22） 自主規制法人（金商法第 153 条の４において準用する第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）
（23） 外国金融商品取引所（金商法第 155 条の９、第 194 条の７第２項第７号及び第３項）
（24） 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第

156 条の５の４、第 194 条の７第３項）
(25) 金融商品取引清算機関の主要株主（金商法第 156 条の５の８、第 194 条の７第３項）
(26) 金融商品取引清算機関（金商法第 156 条の 15、第 194 条の７第３項）
(27) 外国金融商品取引清算機関（金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の７第３項）
(28) 証券金融会社（金商法第 156 条の 34、第 194 条の７第３項）
(29) 指定紛争解決機関（金商法第 156 条の 58、第 194 条の７第３項）
(30) 取引情報蓄積機関等（金商法第 156 条の 80、第 194 条の７第３項）
(31) 特定金融指標算出者等（金商法第 156 条の 89、第 194 条の７第３項）
(32) 投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 22 条第１項、第 225 条第３項）
(33) 投資法人の設立企画人等（投信法第 213 条第１項、第 225 条第２項及び第３項）
(34) 投資法人（投信法第 213 条第２項、第 225 条第３項）
(35) 投資法人の資産保管会社等（投信法第 213 条第３項、第 225 条第３項）
(36) 投資法人の執行役員等（投信法第 213 条第４項、第 225 条第３項）
(37) 特定譲渡人（資産の流動化に関する法律（以下「SPC 法」という。）第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第１号及び第３項）
(38) 特定目的会社（SPC 法第 217 条第１項、第 290 条第３項）
(39) 特定目的信託の原委託者（SPC 法第 286 条第１項において準用する第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第２号及び第３項）
(40) 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第１項、第 286 条第２項）
(41) 金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第 36 条第１項及び第２項、第 82 条第２項第１号及び第２号）
(42) 認定金融サービス仲介業協会（金融サービスの提供に関する法律第 49 条第１項及び第２項、第 82 条第２項第３号及び第４号）
(43) その他、上記（１）から(42)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

イ．金融商品取引業者（法令により規制対象とならない業者を除く。）、

適格機関投資家等特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者（移行期間特例業務を行う外国投資運用業者を含む。）（犯罪収益移転防止法第 16 条第１項、第 22 条第６項第１号）

ロ．登録金融機関（犯罪収益移転防止法第 16 条第１項、第 22 条第６項第２号）

ハ．証券金融会社、振替機関、口座管理機関（犯罪収益移転防止法第 16 条第１項、第 22 条第７項）

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

令和３年８月６日
証券取引等監視委員会

令和３事務年度[1]　証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和３事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング[2]の業態横断的な検証事項、規模・業態別の主な検証事項等について、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた。

１．金商業者等を取り巻く環境等

（１）金商業者等を取り巻く環境

少子高齢化の進展等もあり、対面営業中心の証券会社においては、引き続き顧客層の高齢化や、相続等に伴う顧客資産の流出の動きが見られる。また、手数料競争の激化や、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大等もあり、対面営業や委託手数料収入に依存した証券会社を取り巻く経営環境は、一層厳しさを増している。

一方、デジタライゼーションの進展に伴い、金商業者等において、非対面チャネルを活用した営業活動の拡大、電子記録移転権利等新たな技術を活用した商品やスマホアプリ等の新たなサービスの提供といった動きが見られる。また、市場において、取引所取引における高速取引行為者のシェアは引き続き高水準である他、ダークプールやＰＴＳといった取引所以外で注文を執行する場での取引も拡大しつつある。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）に対する国際的な関心は引き続き高く、FATF 第４次対日相互審査を踏まえ、金商業者等においては、同対策への取組が求められることとなる。

（２）金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

昨事務年度等において、以下のとおり、金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更が見られる。

①　顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた新たな方策、超高齢社会における金融業務のあり方の見直し

金融審議会市場ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「ＦＤ原則」という。）の改訂及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）の一部改正により、ＦＤ原則

[1] 令和３事務年度は令和３年７月から令和４年６月までを指す。

[2] 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を包含している。「検査」とは、金融商品取引法第 56 条の２等の検査権限に基づくモニタリングを指し、「モニタリング」とは、検査以外のモニタリングを指す。

の実効性を高めていくための具体的内容の充実や適合性の原則の明確化が図られるとともに、自主規制機関が公表している「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」に、高齢顧客に対するアフターフォローの考え方が新たに追加されるなど、金商業者等に対して顧客本位の業務運営の更なる進展が求められている。

② インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドラインの制定

ネット系証券会社等に対する不正アクセスによる顧客資金の不正出金や顧客情報の漏えいが複数発生していることを踏まえ、このような不正行為を防止し、顧客が安心して取引が行えるために、自主規制機関において、「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」が策定され、金商業者等に対してインターネット取引システムのセキュリティ水準の向上が求められている。

③ ダークプール取引の透明化等に向けた対応

金融審議会市場ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、ダークプール取引の個人投資家への間口が広がる中、ダークプール取引の透明化等に向けた対応として、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）及び監督指針の一部改正により、顧客の注文をダークプールに回送する業者については、業務管理体制の整備などが求められている。

④ 総合取引所の実現に伴う対応

総合取引所の実現に伴って、商品関連市場デリバティブ取引業者が金融商品取引法（以下「金商法」という。）の枠組みに本格的に参入することとなったことから、自主規制機関とも連携しながら、当該業者の内部管理態勢の整備状況等について証券モニタリングを行っていくことになる。

⑤ 金融サービス仲介業及び国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の整備

金融商品の販売等に関する法律及び金商法の一部改正により、新たに金融サービス仲介業や国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度が創設されるため、これらの新規参入業者についても、証券モニタリングの対象先に加わることになる。

（３）昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

昨事務年度の証券モニタリングを通じ、金商業者等の中に、金商業者等を取り巻く環境等の変化を受け、ビジネスモデルや内部管理体制の変更といった動きが見られた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、感染拡大防止の目的等を理由に在宅勤務態勢を整備した金商業者等も見られるが、そうしたことから、自宅等において在宅勤務を実施する場合でも、業務の適切性、法令等遵守、情報管理など内部管理態勢の構築等の必要性が求められている。

① 第一種金融商品取引業者

顧客本位の業務運営の取組状況については、定着の進展が見られる一方で、依然

として、営業員主導により顧客の投資方針を変更させて高リスクの金融商品の勧誘を行うなどの不適切な投資勧誘等を行っている業者が認められたほか、一部の大手証券会社グループにおいて、海外で特定の取引から多額の損失が生じるなど、リスク管理態勢について課題が見受けられた。

一部のネット系証券会社等においては、手数料の引下げ等により各社間の競争が厳しさを増す中で差別化を図り、独自に安定的な収益源を確保するため、提供する商品やサービスの多様化、他社との資本・業務提携などを積極的に進める動きも相次いで見られた。一方で、外部からの不正アクセスによる顧客資金の不正出金や、個人情報の漏洩等が発生し、情報セキュリティ管理・サイバーセキュリティ管理態勢の強化の必要性が確認された。

また、一部の地域証券会社において、主要株主等の変更により、経営体制やビジネスモデルに変化が認められた。

さらに、外国為替証拠金取引業者については、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為、再勧誘の禁止違反などが検査において認められた。

② 投資運用業者

投資運用業者において、自社が設定したファンド・オブ・ファンズ形式により外国投資証券へ投資する投資信託について、投資対象先の運用財産に係る運用者の運用体制、運用方法の実在性、管理方法などの実態について何ら把握していないなど、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していない事例が認められた。さらに本件投資信託については、その投資信託財産の大宗をプライム・ブローカーに預ける仕組みとなっているところ、当該業者は、プライム・ブローカーにおける実際の分別管理の状況についても調査しておらず、運用財産の管理状況の実態について把握していないといった、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況が認められた。

③ 第二種金融商品取引業者

貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う業者について、出資者に表示した資金使途に違反している事例が認められた。当該業者については、経営管理態勢及び業務運営態勢に重大な不備があり、実効的な貸付審査及びモニタリングが欠如するなか、虚偽の表示及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示により勧誘を行っていることが認められた。

④ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、海外集団投資スキーム持分に該当する金融商品の取得勧誘を行っている業者が認められた。

２．業態横断的な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に

置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下の項目について検証を行う。

① 新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応

例えば、価格変動が著しい金融商品を有する顧客に対するフォロー、投資者の不安に乗じた悪質な取引、資金調達需要への対応等新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応について検証を行う。

② 適合性原則の明確化を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営の定着状況

例えば、顧客属性や投資目的に適合しない金融商品の勧誘や、顧客に過度の手数料を負担させるなどの不適切な営業の可能性を念頭に、高齢顧客への対応を含めた内部管理態勢の構築状況、必要に応じて営業現場の顧客本位の業務運営の取組状況について検証を行う。

③ 少子高齢化、デジタライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルや市場の変化と、それに対応した内部管理態勢の構築

例えば、非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化による金商業者等の経営に与える影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築について検証を行う。

また、複数の市場（取引所・ＰＴＳ・ダークプール）を前提とした注文執行の状況等の実態や、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点からの問題の把握に努める。

他方で、従来型の対面営業に依存したビジネスモデルが継続されている場合は、その持続可能性など、少子高齢化等が財務面を含む経営に与える影響等についても検証を行う。

④ サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理の対応状況

⑤ AML/CFT に係る内部管理態勢の定着状況

⑥ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

また、銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴うモニタリングのあり方について関係部署と連携し検討を行う。

３．規模・業態別の主な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

（１）大手証券会社グループ[3]

新型コロナウイルス感染症の影響下における顧客対応の変化が見られること、一部の大手証券会社グループにおいて、海外で特定の取引から多額の損失が生じていること等を踏まえ、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施する。

３メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえた利益相反管理態勢等の対応状況についても検証を行う。

（２）外国証券会社

外国証券会社については、グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

（３）ネット系証券会社

ネット系証券会社については、不正アクセスによる顧客資金の不正出金等が認められている中、自主規制機関が不正アクセス等防止に向けたガイドラインを整備するなど、業界全体としてのセキュリティ強化が求められている状況において、ネット系証券会社やオンライントレードを取り扱う他の業態の証券会社に対し、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

（４）準大手証券、地域証券会社等

準大手証券会社、地域証券会社等については、顧客の高齢化や相続による顧客資産の流出、新型コロナウイルス感染症による影響もあり経営環境が厳しい中、これまでの検査において、不適切な投資勧誘等、投資者保護の観点から問題のある行為が認められているため、適合性の原則への対応等が図られているかについて検証を行う。

さらに、主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバ

[3] 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

ナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

（５）外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者については、ネット系証券会社と同様に、業界全体としてのセキュリティ強化が求められている状況において、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、これまでの検査において、広告規制違反、販売・勧誘における問題が認められていることから、適正な内部管理態勢が整備されているかについて検証を行う。

さらに、リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況についても検証を行う。

（６）投資運用業者

投資運用業者については、運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備状況等についてリスクベースで検証を行う。

（７）投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、これまでの検査結果を踏まえ、顧客に誤解を生じさせる広告手法や、虚偽の説明による勧誘行為などの投資者保護上問題のある行為の有無について引き続き検証を行う。

（８）第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

第二種金融商品取引業者（含む貸付型ファンドの販売業者）及び適格機関投資家等特例業務届出者については、出資者に表示した資金使途に違反している事例が認められていることから、高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目し、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じたリスクベースの検証を行う。

（９）金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえてリスクベースで証券モニタリングを実施する。

（10）無登録業者

無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資家へのメッ

セージの掲載等を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

なお、上記の他、１．（２）に掲げた各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

４．証券モニタリングの進め方

（１）検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 7,700 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携して、業態、規模だけではなく、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合を中心に検査を実施するものとする。

① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況

② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況

③ モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）

④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

検査においては、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、監視委員会の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、当分の間は、リモート会議システム等を活用するなど、検査対象先の感染防止策に最大限配慮した上で、

検査を実施することとする。

さらに、証券モニタリングの密度を維持する観点から、自主規制機関との間で業態毎の検査の実施や検証事項等について相互に補完するなど、より一層連携を強化していく。

（２）関係機関との連携

監視委員会と各財務局等は、それぞれが持つ機能を最大限発揮していくために、モニタリングや検査の計画策定から、情報共有、意見交換等も含めて緊密に連携していくとともに、必要に応じて合同検査を実施する。監視委員会は、例えば複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合には、情報の集約・共有、証券モニタリング手法の検討を行う等、指導・調整機能を発揮していく。こうした各財務局等の活動を支えるために、監視委員会は、必要な研修等にも注力していく。

また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査において、監視委員会、金融庁検査部局、各財務局等との間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

自主規制機関と引き続き緊密に連携し、タイムリーな情報共有により、検知した内容やその時々の問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効果的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

５．検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、監視委員会の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

第３章

証券監視委の活動実績等

3－1　証券監視委の活動状況

総括表

（単位：件数）

区分＼年度		平成4～28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	合計
犯則事件の告発		188	4	8	3	2	8	213
勧告		990	38	54	49	29	20	1,180
	証券検査結果等に基づく勧告	549	10	11	14	5	2	591
	課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）	338	26	33	29	14	12	452
	課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載等）	99	2	10	6	10	5	132
	訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	0	1	5
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等に基づく勧告等		82	4	0	2	0	0	88
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		18	2	2	3	1	1	27
建議		24	0	2	0	0	0	26
証券検査		3,707	25	68	73	47	46	3,966
	金融商品取引業者	3,053	25	55	64	41	37	3,275
	第一種金融商品取引業者	2,211	19	35	44	34	28	2,371
	第二種金融商品取引業者	285	2	7	4	1	1	300
	投資運用業者、投資助言・代理業者	557	4	13	16	6	8	604
	登録金融機関	346	0	3	2	0	2	353
	適格機関投資家等特例業務届出者	134	0	4	0	2	0	140
	金融商品仲介業者	70	0	4	2	2	2	80
	信用格付業者	9	0	0	1	1	0	11
	自主規制機関等	32	0	0	2	0	2	36
	投資法人	49	0	1	1	0	2	53
	その他	14	0	1	1	1	1	18
取引審査		15,958	1,099	1,052	1,061	965	969	21,104

（注）

1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。

2. 課徴金納付命令勧告（不公正取引）の計数は、命令対象者ベースの件数である。

3. 上記の第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社）に対する検査のほか、財務局等において証券監視委担当第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社）の支店単独検査を実施している。

4. 平成18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。

5. 平成24年度及び26年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」の件数には、金商法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。

6. 平成28年度、29年度及び令和元年度の「証券検査結果等に基づく勧告」には、「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」と併せて勧告を行ったものがあり、これについては両方に計上している。

3－2　市場分析審査実施状況

1. 取引審査実施状況

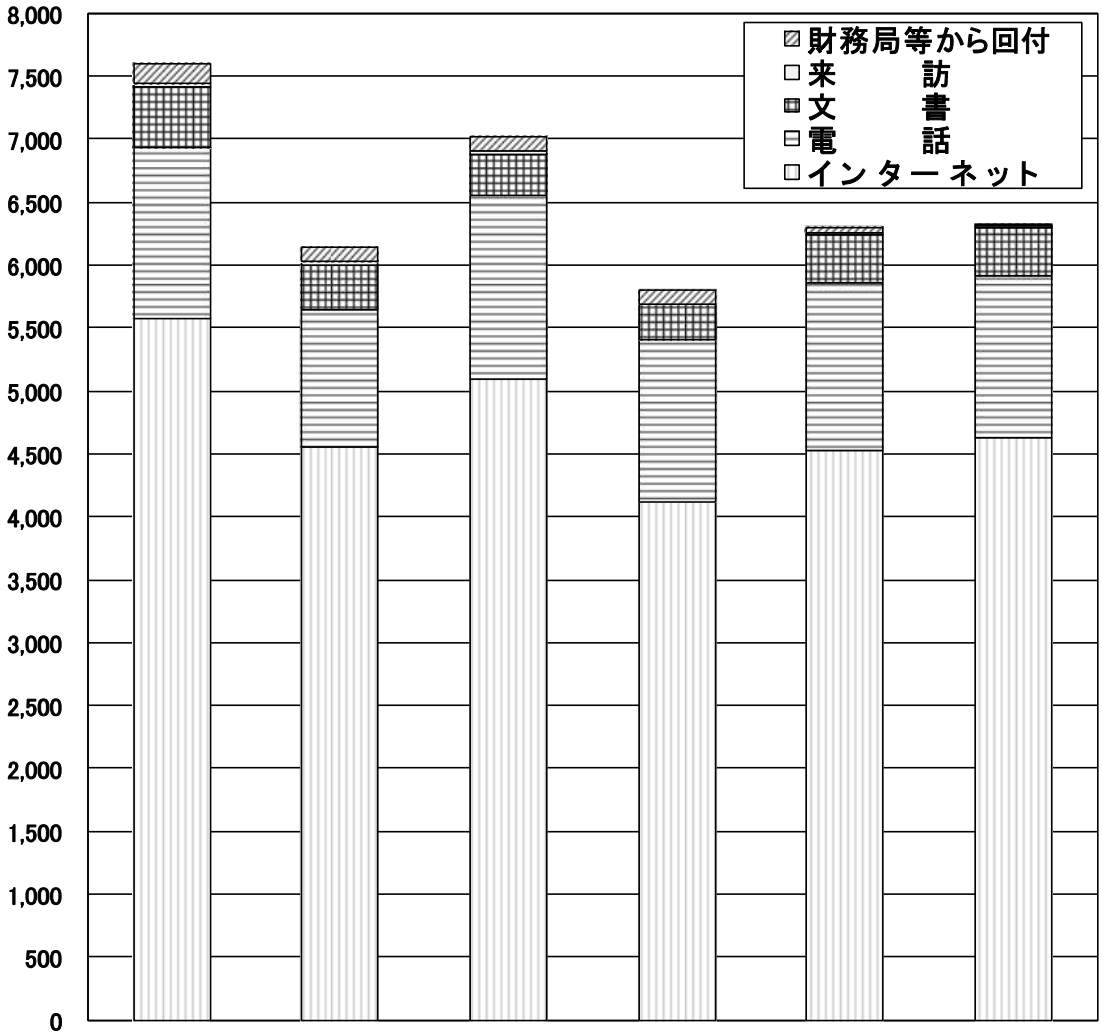
（単位：件数）

区分＼年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
価格形成に関するもの	83	70	78	60	43
インサイダー取引に関するもの	1,002	977	976	900	922
その他	14	5	7	5	4
合計	1,099	1,052	1,061	965	969
（証券監視委）	455	427	453	429	377
（財務局等）	644	625	608	536	592

（注）「会計年度ベース」4月～翌年3月。

2. 情報の受付状況

（単位：件数）



区分＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
合　　計	7,600	6,147	7,019	5,798	6,300	6,324
うち年金運用ホットライン	3	1	0	0	0	0
インターネット	5,569	4,551	5,097	4,114	4,529	4,630
電　　話	1,370	1,092	1,452	1,295	1,328	1,279
文　　書	475	358	332	275	385	386
来　　訪	34	26	28	10	11	12
財務局等から回付	152	120	110	104	47	17

3. 情報の内容別受付状況

（単位：件数）

区分＼年度			平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
A. 個別銘柄								
a. 取引規制								
	1.	風説の流布・偽計	36	4	1	1	0	0
	2.	相場操縦	2,822	2,270	3,194	2,574	2,764	2,421
	3.	インサイダー取引	390	299	355	278	361	353
	0.	その他	2,395	1,911	1,866	1,220	1,559	2,131
b. 開示								
	1.	大量保有報告書の虚偽記載	2	2	11	4	0	10
	2.	大量保有報告書の未提出	13	9	16	16	19	7
	0.	その他	3	1	5	2	0	5
（　小　計　）			5,661	4,496	5,448	4,095	4,703	4,927
B. 発行体								
a. 法定開示								
	1.	無届募集	5	5	5	2	0	0
	2.	ファイナンス	4	4	8	0	2	2
	3.	有価証券報告書等の虚偽記載	135	96	92	69	83	75
	4.	有価証券報告書等の未提出	11	0	2	2	1	1
	5.	内部統制報告	0	1	0	0	0	1
	6.	無届公開買付	1	0	0	0	0	0
	0.	その他	21	8	12	16	8	9
b. 協会・取引所ルール								
	1.	適時開示	22	21	8	25	22	24
	0.	その他	9	10	11	25	52	49
c. その他								
	1.	ガバナンス等	32	14	13	5	0	10
	0.	その他	114	77	49	89	102	90
（　小　計　）			354	236	200	233	270	261
C. 金融商品取引業者等								
a. 禁止行為等								
	1.	断定的判断を提供した勧誘	168	19	0	1	0	0
	2.	無断売買	19	7	8	5	5	0
	3.	損失保証・補てん	1	1	8	3	2	1
	4.	虚偽告知	0	0	0	0	0	0
	5.	無登録での募集・私募の取扱い	1	0	1	0	0	0
	0.	その他法令違反	89	107	54	30	49	16
b. 業務の運営状況								
	1.	顧客の知識等に照らした不当な勧誘	5	6	4	6	0	4
	2.	システム関連	28	25	18	15	13	9
	3.	投資運用関連	4	7	0	1	6	4
	0.	その他営業姿勢に関するもの	295	263	277	272	185	161
c. 経理								
	1.	法定帳簿に関する不正	1	1	0	0	0	0
	2.	財務の健全性・リスク管理	1	1	0	0	0	2
d. 協会・取引所ルール								
	1.	自主ルール違反	2	0	2	0	2	0
e. その他								
	0.	その他	184	162	188	164	146	161
（　小　計　）			798	599	560	497	408	358
D. その他								
a. 意見・要望等								
	1.	委員会に対する意見等	45	62	101	159	157	211
	2.	証券行政・政策に対する意見等	46	33	47	24	36	97
b. その他								
	1.	無登録業者	311	207	232	171	211	229
	2.	未公開株	14	13	17	4	15	5
	3.	適格機関投資家等特例業者等	27	19	16	6	3	0
	0.	その他	344	482	398	609	497	236
（　小　計　）			787	816	811	973	919	778
合　　計			7,600	6,147	7,019	5,798	6,300	6,324

3－3 勧告等実施状況

1. 勧告実施件数一覧表

（単位：件数）

区分＼年度	平成4～28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	合計
勧告件数	990	38	54	49	29	20	1,180
行政処分に関する勧告	549	10	11	14	5	2	591
証券検査の結果に基づく勧告	536	10	11	14	5	2	578
証券監視委の行った検査等にかかるもの	168	2	4	3	1	1	179
財務局長等の行った検査等にかかるもの	369	8	7	11	4	1	400
取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告	17	0	0	0	0	0	17
課徴金納付命令に関する勧告	437	28	43	35	24	17	584
取引調査の結果に基づく勧告	311	24	30	28	14	10	417
国際取引等調査の結果に基づく勧告	27	2	3	1	0	2	35
開示検査の結果に基づく勧告	99	2	10	6	10	5	132
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	0	1	5

- 行政処分に関する勧告のうち、平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、証券検査の結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。
- 平成25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。
- 課徴金納付命令に関する勧告のうち、取引調査の結果に基づく勧告及び国際取引等調査の結果に基づく勧告については、課徴金納付命令対象者ベースで計上。

2. 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

不公正取引

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
平成18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
平成19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
平成20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
平成21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
平成22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
平成23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
平成24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
平成25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
平成26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
平成27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
平成28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0
平成29	26	168,960,000	21	60,830,000	5	108,130,000	0	0
平成30	33	412,105,000	23	36,650,000	7	373,405,000	3	2,050,000
令和元	29	280,085,000	24	240,730,000	5	39,355,000	0	0
令和2	14	430,440,000	8	41,610,000	6	388,830,000	0	0
令和3	12	102,870,000	6	55,570,000	6	47,300,000	0	0
合計	452	7,572,947,935	350	993,380,000	97	2,469,227,935	5	4,110,340,000

開示規制違反等

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	0	0	0	0	0	0
平成18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
平成19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
平成20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
平成21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
平成22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
平成23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
平成24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
平成25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
平成26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
平成27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
平成28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
平成29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0
平成30	10	393,430,000	10	393,430,000	0	0
令和元	6	2,746,955,000	6	2,746,955,000	0	0
令和2	10	2,746,854,996	10	2,746,854,996	0	0
令和3	5	397,199,997	5	397,199,997	0	0
合計	132	22,671,739,972	131	22,664,239,972	1	7,500,000

（注）

1　年度とは当年4月～翌年3月をいう。

2　課徴金額は勧告時点のもの。

3　その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3. 金商業者等に対する行政処分等に係る勧告実績　～令和3年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	証券監視委	新生インベストメント・マネジメント（株）	R4.1.21	投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって、投資運用業を行っていない状況 公募投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っておらず、忠実に投資運用業を行っていない状況
2	関東	㈱エーエムアイ	R4.3.25	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況 無登録業者に対する名義貸し 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されておらず、必要な体制が整備されていない状況

	3年度
証券監視委	1
財務局	1
関東	1
合計	2

3－4　証券検査実施状況

1. 検査実施状況一覧表

（単位：件数）

区分＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
合計	61	25	68	73	47	46
（証券監視委）	(16)	(6)	(17)	(20)	(8)	(12)
（財務局長等）	(45)	(19)	(51)	(53)	(39)	(34)
金融商品取引業者	37	25	55	64	41	37
（証券監視委）	(8)	(6)	(14)	(15)	(6)	(6)
（財務局長等）	(29)	(19)	(41)	(49)	(35)	(31)
第一種金融商品取引業者	16	19	35	44	34	28
（証券監視委）	(2)	(4)	(10)	(9)	(4)	(2)
（財務局長等）	(14)	(15)	(25)	(35)	(30)	(26)
第二種金融商品取引業者	9	2	7	4	1	1
（証券監視委）	(2)	(2)	(2)	(2)	(0)	(0)
（財務局長等）	(7)	(0)	(5)	(2)	(1)	(1)
投資助言・代理業者	8	4	8	10	2	3
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(8)	(4)	(8)	(10)	(2)	(3)
投資運用業者	4	0	5	6	4	5
（証券監視委）	(4)	(0)	(2)	(4)	(2)	(4)
（財務局長等）	(0)	(0)	(3)	(2)	(2)	(1)
登録金融機関	0	0	3	2	0	2
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(3)	(2)	(0)	(2)
適格機関投資家等特例業務届出者	20	0	4	0	2	0
（証券監視委）	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(14)	(0)	(4)	(0)	(2)	(0)
金融商品仲介業者	2	0	4	2	2	2
（証券監視委）	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
（財務局長等）	(2)	(0)	(3)	(2)	(2)	(1)
信用格付業者	0	0	0	1	1	0
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等	0	0	0	2	0	2
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	1	0	1	1	0	2
（証券監視委）	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(2)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	1	0	1	1	1	1
（証券監視委）	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

2．1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区分＼年度		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	235	193	179	169	175	326
	第二種金融商品取引業者	139	261	161	83	89	0
	投資助言・代理業者	93	85	155	113	168	351
	投資運用業者	159	136	123	136	195	557
登録金融機関		40	0	58	39	0	87
適格機関投資家等特例業務届出者		121	154	34	51	0	0
金融商品仲介業者		66	61	103	32	105	0
信用格付業者		0	0	0	0	210	0
自主規制機関等		61	0	0	132	0	220
その他		0	306	0	406	533	0

（注）上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

3. 検査結果の状況

（1） 検査終了件数

（単位：件数）

区分＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
検査終了件数	94	41	56	76	53	32
金融商品取引業者	57	33	49	66	44	28
第一種金融商品取引業者	25	21	31	46	35	22
第二種金融商品取引業者	12	6	7	4	2	0
投資助言・代理業者	14	4	7	11	3	2
投資運用業者	6	2	4	5	4	4
登録金融機関	1	0	2	3	0	2
適格機関投資家等特例業務届出者	27	5	2	2	0	0
金融商品仲介業者	5	2	3	1	4	0
信用格付業者	0	0	0	0	2	0
自主規制機関等	3	0	0	2	0	2
投資法人	1	0	0	1	1	0
その他	0	1	0	1	2	0

（2） 問題点が認められた業者等の数

区分＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
問題点が認められた業者等の数	67	35	40	51	21	13
不公正取引に関するもの	4	3	4	4	2	1
投資者保護に関するもの	61	12	18	23	10	8
財産・経理等に関するもの	11	1	2	2	0	2
その他業務運営に関するもの	26	25	25	38	12	10

（注1）「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点（留意すべき事項を含む）を指摘した会社等の数をいう。

（注2）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。従って、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

3－5　勧告等事案の概要一覧表

1．取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（令和3年4月～令和4年3月）

番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
1	3.6.18	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項） 【銘柄名】住友大阪セメント（東証1部） 九州旅客鉄道（東証1部） バンダイナムコホールディングス（東証1部） イズミ（東証1部） 大成建設（東証1部） AGC（東証1部） 小糸製作所（東証1部） 【課徴金納付命令対象者】 無職の者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、 （1）住友大阪セメント株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成30年12月12日午後1時37分頃から同日午後1時48分頃までの間、先に、最良買い気配に複数の買い注文を発注した上で、最良売り気配に複数の売り注文を発注して売り板を厚くすることで既に発注していた自らの買い注文を約定させ、次に、最良買い気配に複数の買い注文を発注して買い板を厚くすることで、売り板を厚くしていた自らの売り注文を約定させることを繰り返すなどの方法により、同株式合計8,300株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計3万700株を買い付ける一方、同株式合計1万2,800株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計3万300株を売り付け、 （2）九州旅客鉄道株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成30年12月20日午前9時12分頃から同日午前9時22分頃までの間、上記同様の方法により、同株式合計3万6,100株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万400株を買い付ける一方、同株式合計3万2,400株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計4万3,000株を売り付け、 （3）株式会社バンダイナムコホールディングスの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成31年1月10日午前9時16分頃から同日午後2時3分頃までの間、上記同様の方法により、同株式合計3万1,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計5万8,400株を買い付ける一方、同株式合計3万2,300株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計6万2,000株を売り付け、 （4）株式会社イズミの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成31年2月5日午前10時6分頃から同日午前10時17分頃までの間、上記同様の方法により、同株式合計200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計3万4,900株を買い付ける一方、同株式合計1万4,000株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計3万5,100株を売り付け、 （5）大成建設株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和元年6月28日午前9時9分頃から同日午前9時53分頃までの間、知人名義の証券口座で、上記同様の方法により、同株式合計6万4,300株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万300株を買い付ける一方、同株式合計3万7,500株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計3万5,400株を売り付け、 （6）AGC株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的を	審判手続開始決定日 令和3年6月25日 課徴金納付命令決定日 令和3年10月7日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

1 つづき		もって、令和元年７月１日午前９時57分頃から同日午後１時48分頃までの間、知人名義の証券口座で、上記同様の方法により、同株式合計５万2,500株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計８万8,100株を買い付ける一方、同株式合計10万7,100株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計８万6,200株を売り付け、 （7）株式会社小糸製作所の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和元年８月21日午前10時51分頃から同日午前11時４分頃までの間、知人名義の証券口座で、上記同様の方法により、同株式合計１万1,200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計３万2,600株を買い付ける一方、同株式合計１万7,900株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計3万5,700株を売り付け、 もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。 【課徴金額】698万円	
2	3.10.15	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】gumi（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】 会社員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社gumiの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和２年８月12日午後２時22分頃から同年９月10日午前10時42分頃までの間、22取引日にわたり、高指値の買い注文を連続して発注して他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、下値に複数の買い注文を重層的に発注したり、引け条件付き成行買い注文を発注して終値に関与したりするなどの方法により、同株式合計87万6,300株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計188万6,300株を買い付ける一方、同株式合計194万2,400株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。 【課徴金額】1,948万円	審判手続開始決定日 令和３年10月19日 課徴金納付命令決定日 令和３年12月16日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
3	3.11.5	【違反行為】相場操縦（金商法174条の２第１項） 【銘柄名】ヤマハ（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】 Evolution Trading Ltd 【違反行為の概要】 Evolution Trading Ltd（以下「エボリューション」という。）は、英領バージン諸島法に基づき設立された法人であり、海外の証券会社甲との間で、日本株式を原資産とする店頭デリバティブ取引である証券CFD取引を行い、同取引の注文を受けた証券会社甲において、証券会社グループ乙を介して、証券CFD取引に係る注文と同内容の日本株式の売買の注文を即時に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）等に発注していたものであるが、エボリューションの役員において、同社の業務として、東京証券取引所市場第一部に上場されているヤマハ株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成30年４月17日午後１時26分７秒頃から同月20日午前９時19分44秒頃までの間、合計４取引日にわたり、東京証券取引所等において、証券会社甲に対して同株式を原資産とする証券CFD取引の申込みを行い、前記発注形態を通じて、最良気配又はそれに劣後する価格に約定させる意思のない注文を出して、同株式の価格を引き上げ、又は引き下げた	審判手続開始決定日 令和３年11月11日 審判手続中 （令和４年３月31日現在）

3 つづき		上で、自己に有利な価格で証券CFD取引を約定させるなどの方法により、同株式合計34万7,300株の買い注文に係る証券CFD取引の申込みを行うとともに、同株式合計22万2,500株の売り注文に係る証券CFD取引を行う一方、同株式合計30万5,300株の売り注文に係る証券CFD取引の申込みを行うとともに、同株式合計22万2,700株の買い注文に係る証券CFD取引を行い、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、東京証券取引所市場第一部における同株式の相場を変動させるべき一連の店頭デリバティブ取引及びその申込みをしたものである。 【課徴金額】276万円	
4	3.11.19	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項、第２項） 【銘柄名】前田建設工業（東証１部） 前田道路（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】 前田建設工業株式会社の役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、前田建設工業株式会社（以下「前田建設工業」という。令和３年９月29日上場廃止。）の役員であった者であるが、 （１）同人がその職務に関し、①前田建設工業の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの事業年度における剰余金の配当について、平成30年５月14日に公表がされた直近の予想値（期末配当金：１株当たり16円）に比較して、同社が新たに算出した予想値（期末配当金：１株当たり20円）において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実及び②同社の業務執行を決定する機関が自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記各重要事実の公表がされた平成31年２月８日午前11時頃より前の同日午前９時頃から同日午前９時７分頃までの間、知人名義の証券口座で、自己の計算において、前田建設工業株式合計800株を買付価額合計84万7,000円で買い付け、 （２）同人がその職務に関し、前田建設工業の業務執行を決定する機関が、前田道路株式会社（以下「前田道路」という。令和３年９月29日上場廃止。）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた令和２年１月20日より前の令和元年12月26日から令和２年１月６日までの間、知人名義の証券口座で、自己の計算において、前田道路株式合計2,700株を買付価額合計726万8,900円で買い付け、 （３）同人がその職務に関し、前田建設工業の子会社であった前田道路の業務執行を決定する機関が株式移転を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実の公表がされた令和３年２月24日午後３時頃より前の同月22日から同月24日午後２時８分頃までの間、知人名義の証券口座で、自己の計算において、前田道路株式合計2,000株を買付価額合計400万500円で買い付け たものである。 【課徴金額】402万円	審判手続開始決定日 令和３年11月26日 課徴金納付命令決定日 令和４年１月20日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
5	3.12.14	【違反行為】相場操縦（金商法174条の２第１項） 【銘柄名】ジーエヌアイグループ（東証マザーズ） ファナック（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】 自営業	審判手続開始決定日 令和３年12月21日 課徴金納付命令決定日 令和４年２月24日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書

5 つづき		【違反行為の概要】 　課徴金納付命令対象者は、 （1）株式会社ジーエヌアイグループの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和元年7月16日から同年8月14日までの間、上値に複数の売り注文を重層的に発注し売り板を厚くした上で、直前の約定値より安い指値の売り注文を発注して売り付けることにより株価を引き下げたり、下値に複数の買い注文を重層的に発注し買い板を厚くした上で、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して買い付けることにより株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計23万1,400株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計13万9,800株を買い付ける一方、同株式合計20万2,100株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計13万9,800株を売り付け、 （2）ファナック株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和元年8月16日から同月29日までの間、上記同様の方法により、同株式合計115万6,500株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計127万7,500株を買い付ける一方、同株式合計100万3,500株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計127万7,500株を売り付け、 もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。 【課徴金額】1,667万円	の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
6	3.12.17	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項） 【銘柄名】リミックスポイント（東証2部） 【課徴金納付命令対象者】 　株式会社リミックスポイントの子会社である株式会社ビットポイントジャパンとの契約締結者の役職員 【違反行為の概要】 　課徴金納付命令対象者は、株式会社リミックスポイント（以下「リミックスポイント」という。）の子会社である株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」という。）との間で業務上の契約を締結していた法人の役職員であり海外に居住する者であるが、当該契約の履行に関し、BPJの仮想通貨取引管理システムがハッキングを受けて同社の管理する仮想通貨が不正に流出し損害が発生した旨の重要事実を知りながら、当該重要事実の公表がされた令和元年7月12日午後1時30分より前の同日午前10時30分頃、自己の計算において、リミックスポイント株式合計1万800株を売付価額合計443万500円で売り付けたものである。 【課徴金額】216万円	審判手続開始決定日 令和3年12月24日 審判手続中 （令和4年3月31日現在）
7	4.1.21	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項） 【銘柄名】ミツバ（東証1部） 【課徴金納付命令対象者】 　自営業 【違反行為の概要】 　課徴金納付命令対象者は、株式会社ミツバの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和2年3月23日から同月26日までの間、引け条件付き成行買い注文を発注した上で、上値に複数の売り注文を発注したり、直前約定値よりも安い指値の売り注文を発注して売り付けることにより直前の約定値より株価を引き下げたりするなどの方法により、同株式合計3万8,900株を買い付ける一方、同株式合計7万3,300株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計3万4,500株を売り付け、もって、それぞれ、自己の計算において、同	審判手続開始決定日 令和4年1月28日 課徴金納付命令決定日 令和4年3月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

7 つづき		株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。 【課徴金額】82万5,000円	
8	4.1.21	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】三井製糖（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】 　三井製糖株式会社との契約締結交渉者の役員 【違反行為の概要】 　課徴金納付命令対象者は、日本甜菜製糖株式会社（以下「日本甜菜製糖」という。）の役員であった者であるが、三井製糖株式会社（令和３年４月１日にDM三井製糖ホールディングス株式会社に商号変更。以下「三井製糖」という。）と日本甜菜製糖株式の取得を伴う業務上の提携に係る契約の締結の交渉に関し、三井製糖の業務執行を決定する機関が、日本甜菜製糖と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実の公表がされた令和２年３月25日より前の同年１月20日から同年２月28日までの間、自己の計算において、三井製糖株式合計1,000株を買付価額合計194万9,490円で買い付けたものである。 【課徴金額】27万円	審判手続開始決定日 令和４年１月28日 課徴金納付命令決定日 令和４年３月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
9	4.1.28	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】レオパレス21（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】 　株式会社レオパレス21の社員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 　課徴金納付命令対象者は、株式会社レオパレス21（以下「レオパレス」という。）の社員甲から、同人がその職務に関し知った、レオパレスの業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた令和２年９月30日午後５時頃より前の同月18日から同月30日午後１時16分頃までの間、自己の計算において、レオパレス株式合計18万株を買付価額合計3,009万7,430円で買い付けたものである。 【課徴金額】1,850万円	審判手続開始決定日 令和４年２月４日 課徴金納付命令決定日 令和４年３月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
10	4.2.25	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】レカム（東証JASDAQ） 【課徴金納付命令対象者】 　レカム株式会社の社員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 　課徴金納付命令対象者は、レカム株式会社（以下「レカム」という。）の社員甲から、同人がその職務に関し知った、レカムの業務執行を決定する機関が、ReSPR TECHNOLOGIES INC.と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた令和２年６月12日より前の同月10日、知人名義の証券口座で、自己の計算において、レカム株式合計９万5,000株を買付価額合計997万4,210円で買い付けたものである。 【課徴金額】1,140万円	審判手続開始決定日 令和４年３月４日 審判手続中 （令和３年３月31日現在）

11	4.3.18	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項、第２項） 【銘柄名】ジャストプランニング（東証JASDAQ） 【課徴金納付命令対象者】 株式会社ジャストプランニングの役員から伝達を受けた者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社ジャストプランニング（以下「ジャストプランニング」という。）の役員甲から、①同人がその職務に関し株式会社オージス総研（以下「オージス総研」という。）からの伝達により知った、同社の業務執行を決定する機関がジャストプランニング株式を買い集めることについて決定した旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実及び②同人がその職務に関し知った、ジャストプランニングの業務執行を決定する機関がオージス総研と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記各事実の公表がされた令和２年６月30日より前の同年５月21日から同年６月29日までの間、自己及び第三者名義の証券口座で、自己の計算において、ジャストプランニング株式合計11万4,700株を買付価額合計5,051万950円で買い付けたものである。 【課徴金額】1,922万円	審判手続開始決定日 令和４年３月25日 審判手続中 （令和４年３月31日現在）
12	4.3.25	【違反行為】相場操縦（金商法174条の２第１項） 【銘柄名】川田テクノロジーズ（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】 会社役員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、川田テクノロジーズ株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、令和元年８月14日午前８時50分頃から同月22日午前９時９分頃までの間、７取引日にわたり、自己及び親族名義の証券口座で、最良売り気配付近に複数の売り注文を発注して売り板を厚くした上で、同株式を下値で買い付けた後、最良売り気配付近に発注していた複数の売り注文を取り消して売り板を薄くするとともに最良買い気配付近に複数の買い注文を発注して買い板を厚くしたり、最良売り気配に発注していた自身の売り注文に対し買い注文を発注して対当させたりして、同株式を上値で売り付けるなどの方法により、同株式合計２万6,500株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計４万5,700株を買い付ける一方、同株式合計９万6,600株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計４万5,700株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。 【課徴金額】58万5,000円	審判手続開始決定日 令和４年３月30日 審判手続中 （令和４年３月31日現在）

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

2. 開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

（令和3年4月～令和4年3月）

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	3.6.11	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の4第1項及び2項） 【課徴金納付命令対象者】 ネットワンシステムズ株式会社（東証1部） 【違反行為の概要】 当社は、架空循環取引による売上の過大計上及び回収可能性の低い立替金に係る特別損失の不計上等、不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成28年3月期有価証券報告書（平成28年6月17日提出） ・平成28年3月期有価証券報告書の訂正報告書（令和2年3月13日提出） ・平成28年6月第1四半期四半期報告書（平成28年8月12日提出） ・平成28年9月第2四半期四半期報告書（平成28年11月11日提出） ・平成28年12月第3四半期四半期報告書（平成29年2月10日提出） ・平成29年3月期有価証券報告書（平成29年6月16日提出） ・平成29年3月期有価証券報告書の訂正報告書（令和2年3月13日提出） ・平成29年6月第1四半期四半期報告書（平成29年8月9日提出） ・平成29年6月第1四半期四半期報告書の訂正報告書（令和2年3月13日提出） ・平成29年9月第2四半期四半期報告書（平成29年11月8日提出） ・平成29年12月第3四半期四半期報告書（平成30年2月8日提出） ・平成30年6月第1四半期四半期報告書（平成30年8月9日提出） ・平成30年9月第2四半期四半期報告書（平成30年11月8日提出） ・平成30年9月第2四半期四半期報告書の訂正報告書（令和2年3月13日提出） ・平成30年12月第3四半期四半期報告書（平成31年2月7日提出） ・平成30年12月第3四半期四半期報告書の訂正報告書（令和2年3月13日提出） ・令和元年6月第1四半期四半期報告書（令和元年8月8日提出） ・令和元年6月第1四半期四半期報告書の訂正報告書（令和2年3月13日提出） ・令和元年9月第2四半期四半期報告書（令和元年11月7日提出）	審判手続開始決定日 令和3年6月16日 課徴金納付命令決定日 令和3年8月5日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		【虚偽記載の内容】	

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成28年6月17日	第29期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲124百万円であるところを1,508百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
2	令和2年3月13日	第29期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲124百万円であるところを1,015百万円と記載	・売上原価の過少計上 ・特別損失の不計上
3	平成28年8月12日	第30期第1四半期（平成28年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が▲366百万円であるところを▲273百万円と記載	売上の過大計上
4	平成28年11月11日	第30期第2四半期（平成28年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～同年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	経常利益が▲2百万円であるところを274百万円と記載	売上の過大計上
5	平成29年2月10日	第30期第3四半期（平成28年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成28年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲94百万円であるところを441百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
6	平成29年6月16日	第30期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る有価証券報告書	平成28年4月1日～平成29年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が1,075百万円であるところを3,822百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
7	令和2年3月13日	第30期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成28年4月1日～平成29年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が1,075百万円であるところを3,584百万円と記載	・売上原価の過少計上 ・特別損失の不計上
8	平成29年8月9日	第31期第1四半期（平成29年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成29年4月1日～同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	経常利益が▲147百万円であるところを400百万円と記載	売上の過大計上

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
1 つづき	9	令和2年3月13日	第31期第１四半期（平成29年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成29年４月１日～同年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が▲133百万円であるところを▲76百万円と記載	売上原価の過少計上
	10	平成29年11月8日	第31期第２四半期（平成29年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成29年４月１日～同年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が1,418百万円であるところを2,311百万円と記載	売上の過大計上
	11	平成30年2月8日	第31期第３四半期（平成29年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成29年４月１日～同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が848百万円であるところを2,640百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
	12	平成30年8月9日	第32期第１四半期（平成30年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	平成30年４月１日～同年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が1,007百万円であるところを1,511百万円と記載	売上の過大計上
	13	平成30年11月8日	第32期第２四半期（平成30年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成30年４月１日～同年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲859百万円であるところを3,309百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
	14	令和2年3月13日	第32期第２四半期（平成30年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成30年４月１日～同年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲859百万円であるところを241百万円と記載	・売上原価の過少計上 ・特別損失の過少計上
	15	平成31年2月7日	第32期第３四半期（平成30年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成30年４月１日～同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲79百万円であるところを5,303百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
	16	令和2年3月13日	第32期第３四半期（平成30年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成30年４月１日～同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲79百万円であるところを942百万円と記載	・売上原価の過少計上 ・特別損失の過少計上

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
1 つづき	17	令和元年8月8日	第33期第１四半期（平成31年４月１日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書	平成31年４月１日～令和元年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲196百万円であるところを1,518百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
	18	令和2年3月13日	第33期第１四半期（平成31年４月１日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	平成31年４月１日～令和元年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲196百万円であるところを2百万円と記載	・売上原価の過少計上 ・特別損失の過少計上
	19	令和元年11月7日	第33期第２四半期（令和元年7月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成31年４月１日～令和元年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が2,656百万円であるところを5,055百万円と記載	・売上の過大計上 ・特別損失の不計上
	(注)金額は百万円未満切捨てである。						
	【課徴金額】8,110万9,997円						

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2	3.6.18	【違反行為】 有価証券報告書の虚偽記載 （金商法第172条の４第１項） 【課徴金納付命令対象者】 第一商品株式会社（東証JASDAQ） 【違反行為の概要】 当社は、回収の見込みがない貸付金に係る貸倒損失の不計上等、不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【記載すべき重要な事項の内容】を参照）。 ・平成28年３月期有価証券報告書（平成28年６月30日提出）	審判手続開始決定日 令和3年6月23日 課徴金納付命令決定日 令和3年9月9日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成28年6月30日	第44期（平成27年４月１日～平成28年３月31日）に係る有価証券報告書	平成27年４月１日～平成28年３月31日の会計期間	貸借対照表	純資産額が5,706,970千円であるところを7,173,044千円と記載	当期前の貸倒損失の不計上

(注)金額は千円未満切捨てである。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		【課徴金額】600万円	

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3	3.11.19	【違反行為】 有価証券報告書の虚偽記載 （金商法第172条の４第１項） 【課徴金納付命令対象者】 株式会社梅の花（東証２部） 【違反行為の概要】 当社は、特定の店舗に対する本社経費の配賦を不正に操作し、当該店舗の費用を適正額より過少に計上することにより、特別損失の計上を回避するという不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成28年９月期有価証券報告書（平成28年12月22日提出）	審判手続開始決定日 令和３年11月26日 課徴金納付命令決定日 令和４年１月20日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成28年12月22日	第37期（平成27年10月１日～平成28年９月30日）に係る有価証券報告書	平成27年10月１日～平成28年９月30日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲75,638千円であるところを96,625千円と記載	特別損失の過少計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

【課徴金額】300万円

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	4.2.22	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の４第１項及び２項並びに同法第24条の２第１項及び第24条の４の７第４項において準用する同法第10条第１項） 【課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令対象者】 グレイステクノロジー株式会社（東証１部） 【違反行為の概要】 当社は、売上の架空計上及び売上の前倒し計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下	審判手続開始決定日 令和４年２月24日 課徴金納付命令決定日 令和４年４月26日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・平成29年６月第１四半期報告書（平成29年８月10日提出）※ ・平成29年９月第２四半期報告書（平成29年11月13日提出）※ ・平成29年12月第３四半期報告書（平成30年２月14日提出）※ ・平成30年３月期有価証券報告書（平成30年６月29日提出） ・平成30年９月第２四半期報告書（平成30年11月13日提出）※ ・平成30年12月第３四半期報告書（平成31年２月13日提出）※ ・平成31年３月期有価証券報告書（令和元年６月28日提出） ・令和元年６月第１四半期報告書（令和元年８月９日提出） ・令和元年９月第２四半期報告書（令和元年11月13日提出） ・令和元年12月第３四半期報告書（令和２年２月13日提出） ・令和２年３月期有価証券報告書（令和２年６月26日提出） ・令和２年６月第１四半期報告書（令和２年８月７日提出） ・令和２年９月第２四半期報告書（令和２年11月13日提出） ・令和２年12月第３四半期報告書（令和３年２月15日提出） ・令和３年３月期有価証券報告書（令和３年６月30日提出） ※　公衆縦覧期間を経過している平成29年６月第１四半期、平成29年９月第２四半期、平成29年12月第３四半期、平成30年９月第２四半期及び平成30年12月第３四半期に係る四半期報告書については、訂正報告書提出命令の勧告対象から除外。	聴聞期日 令和４年３月３日 訂正報告書提出命令日 令和４年３月10日

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	平成29年８月10日	第18期第１四半期（平成29年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	平成29年４月１日～同年６月30日の第１四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲13百万円であるところを3百万円と記載	売上の過大計上等
2	平成29年11月13日	第18期第２四半期（平成29年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成29年４月１日～同年９月30日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が35百万円であるところを109百万円と記載	売上の過大計上等
3	平成30年２月14日	第18期第３四半期（平成29年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成29年４月１日～同年12月31日の第３四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が102百万円であるところを165百万円と記載	売上の過大計上等
4	平成30年６月29日	第18期（平成29年４月１日～平成30年３月31日）に係る有価証券報告書	平成29年４月１日～平成30年３月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が212百万円であるところを278百万円と記載	売上の過大計上等

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
4 つづき	5	平成30年11月13日	第19期第２四半期（平成30年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成30年４月１日～同年９月30日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が59百万円であるところを132百万円と記載	売上の過大計上等
	6	平成31年２月13日	第19期第３四半期（平成30年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成30年４月１日～同年12月31日の第３四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が57百万円であるところを219百万円と記載	売上の過大計上等
	7	令和元年６月28日	第19期（平成30年４月１日～平成31年３月31日）に係る有価証券報告書	平成30年４月１日～平成31年３月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が203百万円であるところを375百万円と記載	売上の過大計上等
	8	令和元年８月９日	第20期第１四半期（平成31年４月１日～令和元年６月30日）に係る四半期報告書	平成31年４月１日～令和元年６月30日の第１四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が16百万円であるところを112百万円と記載	売上の過大計上等
				平成31年４月１日～令和元年６月30日の第１四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,120百万円であるところを1,468百万円と記載	
	9	令和元年11月13日	第20期第２四半期（令和元年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	平成31年４月１日～令和元年９月30日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が78百万円であるところを267百万円と記載	売上の過大計上等
				令和元年７月１日～同年９月30日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,211百万円であるところを1,652百万円と記載	
	10	令和2年2月13日	第20期第３四半期（令和元年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成31年４月１日～令和元年12月31日の第３四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が61百万円であるところを426百万円と記載	売上の過大計上等
				令和元年10月１日～同年12月31日の第３四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,194百万円であるところを1,811百万円と記載	
	11	令和2年6月26日	第20期（平成31年４月１日～令和２年３月31日）に係る有価証券報告書	平成31年４月１日～令和２年３月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が146百万円であるところを659百万円と記載	売上の過大計上等

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
4 つづき				貸借対照表	純資産額が1,472百万円であるところを2,237百万円と記載	
12	令和2年8月7日	第21期第１四半期（令和２年４月１日～同年６月30日）に係る四半期報告書	令和２年４月１日～同年６月30日の第１四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲17百万円であるところを145百万円と記載	売上の過大計上等
			令和２年４月１日～同年６月30日の第１四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,333百万円であるところを2,260百万円と記載	
13	令和2年11月13日	第21期第２四半期（令和２年７月１日～同年９月30日）に係る四半期報告書	令和２年４月１日～同年９月30日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が93百万円であるところを343百万円と記載	売上の過大計上等
			令和２年７月１日～同年９月30日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が1,443百万円であるところを2,457百万円と記載	
14	令和3年2月15日	第21期第３四半期（令和２年10月１日～同年12月31日）に係る四半期報告書	令和２年４月１日～同年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が376 百万円であるところを 807 百万円と記載	売上の過大計上等
			令和２年10月１日～同年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,727 百万円であるところを 2,922 百万円と記載	
15	令和3年6月30日	第21期（令和２年４月１日～令和３年３月31日）に係る有価証券報告書	令和２年４月１日～令和３年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が565 百万円であるところを 1,076 百万円と記載	売上の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が 1,928 百万円であるところを 3,204 百万円と記載	

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】2,400万円

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	4.3.18	【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第172条の2第1項並びに第172条の4第1項及び第2項） 【課徴金納付命令対象者】 株式会社メタリアル（東証マザーズ） 【違反行為の概要】 （1）継続開示書類 当社は、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定を過大に計上することによる販売費及び一般管理費の過少計上のほか、共同開発における売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。 この結果、当社は、「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出した（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。 ・令和元年11月第3四半期四半期報告書（令和2年1月14日提出） ・令和2年2月期有価証券報告書（令和2年5月28日提出） ・令和2年5月第1四半期四半期報告書（令和2年7月14日提出） ・令和2年8月第2四半期四半期報告書（令和2年10月15日提出） ・令和2年11月第3四半期四半期報告書（令和3年1月14日提出） ・令和2年11月第3四半期四半期報告書の訂正報告書（令和3年5月10日提出） ・令和3年2月期有価証券報告書（令和3年5月26日提出） （2）発行開示書類 当社は、令和2年7月14日、「重要な事項につき虚偽の記載」がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた（「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は下表【虚偽記載の内容】を参照）。	審判手続開始決定日 令和4年3月25日 課徴金納付命令決定日 令和4年5月26日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

【虚偽記載の内容】

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	令和2年1月14日	第16期第3四半期（令和元年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	平成31年3月1日～令和元年11月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が179百万円であるところを236百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等
2	令和2年5月28日	第16期（平成31年3月1日～令和2年2月29日）に係る有価証券報告書	平成31年3月1日～令和2年2月29日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が195百万円であるところを308百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等
3	令和2年7月14日	第17期第1四半期（令和2年3月1日～同年5月31日）に係る四半期報告書	令和2年3月1日～同年5月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が60百万円であるところを121百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容				勧告後の経緯
5 つづき						
4	令和2年10月15日	第17期第２四半期（令和２年６月１日～同年８月31日）に係る四半期報告書	令和２年３月１日～同年８月31日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が４百万円であるところを123百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等
5	令和3年1月14日	第17期第３四半期（令和2年９月１日～同年11月30日）に係る四半期報告書	令和２年３月１日～同年11月30日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲58百万円であるところを161百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等
6	令和3年5月10日	第17期第３四半期（令和2年９月１日～同年11月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書	令和２年３月１日～同年11月30日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲58百万円であるところを136百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等
7	令和3年5月26日	第17期（令和２年３月１日～令和3年2月28日）に係る有価証券報告書	令和２年３月１日～令和３年２月28日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲68百万円であるところを140百万円と記載	販売費及び一般管理費の過少計上等
8	令和2年7月14日	有価証券届出書（株券及び新株予約権証券の募集）		「第三部参照情報」	番号２、３に掲げる第16期に係る有価証券報告書及び第17期第１四半期に係る四半期報告書を参照	番号２、３参照

（注）金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】2億8,309万円

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3. 金商業者等に対する検査の結果に基づく勧告

（令和3年4月～令和4年3月）

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1	4.1.21	【新生インベストメント・マネジメント株式会社】 ⑴　投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況 投資一任業者には、投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行う義務があり、その一環として、その運用財産について、契約締結前においても契約締結後においても、運用及び管理を適切に行うことを確保する必要がある。 また、当社は、前回検査（勧告日：平成24年12月７日）において、投資一任契約の運用に組み入れる投資対象資産の買付価格について十分な調査を行っていないなど、「投資一任業務に係る善管注意義務違反」として指摘を受け、平成24年12月、金融庁より金融商品取引法第51条の規定に基づき、投資一任契約の締結・運用に際して十分な体制を構築すること等の再発防止策の策定を含めた業務改善命令が発出されており、当社は、同命令を受け、商品特性別の調査プロセスと価格の妥当性検証のプロセスを社内規程等に加え、投資を決定する会議体において商品特性を踏まえた議論を行うなどとした業務改善を行うこととしていた。 こうした中、前回検査以降に当社が顧客と締結した投資一任契約のうち、以下のAからFまでの他社運用の各ファンドを投資対象として組み入れている投資一任契約において、以下の問題が認められた。 ア　商品特性に応じた調査の状況 投資一任業者は、運用財産の適切な運用・管理を行うため、他社運用のファンドを投資対象として組み入れる場合には、投資一任契約締結前後を通じて、そのファンドの商品特性に応じた調査を行い、リスクの所在等を把握することが必要であるところ、当社は、以下のとおり、契約締結前後を通じて商品特性に応じた調査を十分に行っておらず、運用財産の運用・管理を適切に行っていない状況が認められた。 （ア）多数の中小企業等に融資を行い、その元利金の返済を運用成果とする特性を有する海外運用会社のAファンドにつき、当社の調査は、そのような商品特性であるにもかかわらず、当該海外運用会社の組織体制やファンドの概要等の形式的な確認にとどまり、当該ファンドの具体的な融資先すら把握しておらず、融資の回収可能性の検証もしていない。 （イ）世界のグロース株に投資し、投資可能通貨などにより複数のシェアクラスが存在する特性を有する海外運用会社のBファンドにつき、いずれのシェアクラスにおいても為替ヘッジが行われていないにもかかわらず、当社の調査では、為替ヘッジ付きのシェアクラスが存在すると誤認しており、その結果、為替ヘッジ付きでの運用を希望する顧客と投資一任契約を締結しており、契約締結後約1年もの間、シェアクラスにおける為替ヘッジが行われていない事実を認識しないまま運用している。 （ウ）プライム・ブローカーに顧客資産を担保や証拠金として差し入れてレバレッジをかけ、世界の様々な金融商品の先物、商品先物、ABSのマージン取引などに投資するという特性を有する海外運用会社のCファンド及びDファンドにつき、当社の調査では、そのような商品特性であるにもかかわらず、プライム・ブローカーについての調査を実施しておらず、プライム・ブローカーにおける顧客資産の分別管理の状況を確認していない。	行政処分日 令和4年1月28日 会社に対する処分 ○ 業務改善命令 ①　投資運用業者として、業務運営方法の見直しを図ること。 ②　発生原因を究明した上で、再発防止策を策定し、実施すること。 ③　今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 ④　適切な顧客説明、対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ⑤　上記①から④の実施状況について、初回報告期限を令和4年2月28日（月）として、以降は四半期末経過後報告を行うこと。

1

つづき

（エ）海外の未公開企業への投資という特性を有する海外運用会社のEファンド及びFファンドにつき、当社の調査では、そのような商品特性であるにもかかわらず、ファンドの投資対象企業の実在性を裏付ける情報を、当該海外運用会社を通じるなどして確認をしていない。

イ　時価評価体制に係る調査の状況

投資一任業者は、運用財産の適切な運用・管理を行うため、非上場株式に投資をするファンドを運用財産に組み入れる場合には、運用財産の適切な運用・管理を行うため、運用先における時価評価体制を調査する等により、運用財産の正確な評価を実施することが必要である。

しかしながら、当社は、Eファンド及びFファンドについて、非上場株式に投資するという特性を有するもので、運用先における時価評価体制を調査する等により、運用財産の正確な評価を実施することが必要であるが、顧客との投資一任契約締結前の調査時点で、当該ファンドの運用会社が行っていた時価評価に対する監査報告書による保証表明が得られていないにもかかわらず、自ら当該運用会社の時価評価体制の調査をしておらず、例えば、ファンドの投資先企業の財務諸表や評価方法等について入手の可否を確認しないまま投資一任契約を締結し、その後も適正な時価で評価されているかについての調査を行うことなく運用しており、運用財産の運用・管理を適切に行っていない状況が認められた。

ウ　投資判断の状況

投資運用業は、他人の資金を運用することを業とする行為であり、一般に資金の運用を委託する顧客は、投資運用業者の専門能力等を信用して資金を投じ、投資運用業者は、その信頼を基礎に、通常広い裁量をもって顧客の利益のために運用を行う。

また、投資一任契約とは、顧客から金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約であり、投資一任業者は、投資一任契約の相手方となる顧客のために、自らの専門能力等を活かして、また善良な管理者の注意をもって、その運用財産の適切な運用・管理を行う必要があり、その一環として、顧客のために、適切な投資判断を行う必要がある。

しかしながら、当社は、Aファンドにつき、投資一任契約締結後に、当該ファンドの運用会社から当該ファンドの解約受付の一時停止、解約額の上限の引下げ設定等、顧客資産に重大な影響を与える可能性のある通知が断続的に行われるなど、投資一任契約に基づく当社の投資判断が求められる事象が立て続けに発生していたにもかかわらず、自らは投資判断を行っておらず、運用財産の運用・管理を適切に行っていない状況が認められた。

当社による上記アからウまでの状況は、投資運用業者として、運用財産の運用・管理を適切に行っておらず、投資一任契約を締結した顧客のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものと認められ、金融商品取引法第42条第2項に定める「善良な管理者の注意義務」に違反するものと認められる。

⑵　公募投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っておらず、忠実に投資運用業を行っていない状況

投資信託委託会社には、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行う義務及び忠実に投資運用業を行う義務がある。

こうした中、当社が設定した投資信託において、以下の問題が認められた。

ア　公募投資信託の設定前調査等が不適切な状況

1 つづき		投資信託委託会社には、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行う義務があり、その一環として、その運用財産について、その運用及び管理を適切に行うことを確保する必要があり、例えば、自らの専門能力等を活かして、受益者のために、適切な投資判断を行う必要がある。 また、投資信託委託会社は、ファンド・オブ・ファンズ形式の投資信託を運用するに際して、受益者に対する受託者責任を果たす観点から、善良な管理者の注意をもって、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検討を実施・継続していくことが必要である。 このような中、当社は、平成27年８月から同28年12月までにかけて、複数の公募投資信託（以下「公募投信シリーズ」という。）を設定している。当該公募投信シリーズは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用されており、当社は、国内運用会社が運用する国内外の複合資産に投資するラップ型の投資信託（以下「運用対象投信」という。）を組み入れている。 公募投信シリーズの運用対象投信においては、基準価額の下落率が目標数値の範囲内にある場合には、様々なリスク資産間で機動的に資産を配分する運用が行われるが、目標数値を超過して下落した場合、リスク資産間で機動的に資産を配分する運用は行われず、最長１年間、運用対象投信の全運用資産が現金及び現金同等の性質を持つ短期債券（以下「現金等」という。）に固定化される運用となっていたため、公募投信シリーズは、運用対象投信の基準価額が目標数値の範囲内にあるか否かにより、運用方針が異なってくるという特色を有するものであった。 しかしながら、当社は、公募投信シリーズの設定前における調査において、投資先ファンドの基準価額が目標数値を超過して下落した場合の運用方針を把握しないまま公募投信シリーズを平成27年８月以降順次設定し、令和２年３月に投資先ファンドを運用する国内運用会社より、公募投信シリーズのうちの一部の投資信託（以下「現金等配分公募投信」という。）の運用対象投信の全運用資産が現金等に固定化される運用となる旨の説明を受けるまで、当社は長期にわたって当該運用方針を認識せず、当該説明を受けた後も運用の見直しを検討するなど適切な投資判断を行わないまま公募投信シリーズの運用を行っていた。 このような状況は、投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものと認められ、金融商品取引法第42条第２項に定める「善良な管理者の注意義務」に違反するものと認められる。 イ　公募投資信託の受益者対応が不適切な状況 投資信託委託会社には、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行う義務があり、専ら受益者の利益のためにのみ行動する必要がある。 しかしながら、当社は、アに掲げた公募投信シリーズにおいて現金等配分公募投信が発生したことに関し、その一部では、受益者が負担し続けることとなる信託報酬やその他運用コストと、受益者が当該投信の中途解約時に負担することとなる信託財産留保額（以下「手数料等」という。）を比較すると、中途解約の方が受益者有利になる可能性があることを認識したにもかかわらず、令和２年４月10日に現金等配分公募投信の全ての受益者向けの臨時レポートを開示した際に、そのことに言及していない。 また、当社は、受益者や販売会社の営業員から問い合わせを受けた際に、一部の営業員に対してのみ、受益者が手数料等を支払って中途解約した方が良い旨回答するなど、受益者公平性の観点から問題のある対応を行っている。 このような状況は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものと認められ、金融商品取引法第42条第１項に定める「忠実義務」に違反するものと認められる。

2	4.3.25	【株式会社エーエムアイ】 ⑴　無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況 　当社は、平成30年８月から令和２年12月までの間、外国投資証券であるAファンドについて取得勧誘（顧客12者）を行い、同ファンドの管理会社から当該取得勧誘に係る報酬を受領していたほか、別の外国投資証券であるBファンドについて取得勧誘（顧客14者）を行い、同ファンドの運用会社から当該取得勧誘に係る報酬を受領していた。このような当社の行為は、有価証券の募集又は私募の取扱いを行ったものと認められる。 　当社による上記の行為は、金融商品取引法第28条第１項に規定する「第一種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第31条第４項に基づく変更登録を受けることなく当該行為を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。 ⑵　無登録業者に対する名義貸し 　当社は、令和２年１月及び同３年１月に、当社代表取締役であるA（以下「A代表」という。）の知人（個人事業主）計２名を当社の投資判断者として、関東財務局長に届け出ている。今回検査で検証したところ、実際には、当社は、当該２名と雇用契約を締結しておらず、指揮監督も行っていない状況であるにもかかわらず、当該２名に対し、当社の名義をもって投資助言業務を行わせていた。 　当該２名は、当社の商号及び登録番号等を記載した契約締結時交付書面兼投資顧問契約書を顧客に交付するなど、当社の名義をもって顧客と投資顧問契約を締結し、助言を行っていた。 　当社による上記の行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金融商品取引法第36条の３に違反するものと認められる。 ⑶　投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況 　当社は、実質的にA代表が１人で業務を行っており、当社の業務展開及び適正な業務運営の確保は、同人に委ねられている。 　このような中、当社は、A代表が主体となって、上記⑴及び⑵の法令違反行為を行っていたほか、契約締結前交付書面等の未交付、事業報告書等の虚偽記載等多数の法令違反行為も行っているうえ、コンプライアンスに関する社内規程の未整備など必要な業務管理体制を整備していない状況が認められた。 　こうした状況は、A代表の法令等遵守意識及び投資者保護意識の著しい欠如などに起因していることから、当社は、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していないと認められる。また、当社は、A代表の独断をけん制・抑止する態勢ともなっていないことから、投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況にあるものと認められる。 　当社における上記の状況は、金融商品取引法第29条の４第１項第１号ホに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、また、同号ヘに定める「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」に該当することから、このような当社の状況は、同法第52条第１項第１号に該当するものと認められる。	行政処分日 　令和４年４月12日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> 　関東財務局長（金商）第2609号の登録を取り消す。 <u>業務改善命令</u> ①　全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。 ②　現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。 ③　上記①、②の対応状況について、令和４年５月11日（水）までに書面により随時報告すること。

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

4.（参考）確定又は係属中の課徴金納付命令取消訴訟

（令和3年4月～令和4年3月）

番号	課徴金納付命令勧告		課徴金納付命令		原告	訴訟の状況
	勧告実施年月日	勧告事案名	決定年月日	事件名		
1	平成25年11月1日	ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告について（平成25年度版年次公表P93、94参照）	平成29年4月11日、平成30年1月16日（更正決定）	㈱ウェッジホールディングス株式に係る偽計	個人	第一審係属中〔東京地裁〕
2	平成26年12月5日	Areion Asset Management Company Limitedによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について（平成26年度版年次公表P80、81参照）	平成30年6月11日	日東電工㈱株式に係る相場操縦	Areion Asset Management Company Limited（アレイオン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド）	第一審係属中〔東京地裁〕
3	平成28年3月25日	株式会社SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該役員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について（平成27年度版年次公表P75、76参照）	平成28年4月21日	㈱SHIFT役員からの情報受領者による内部者取引	個人	一部の個人について、令和3年12月9日第一審判決請求認容〔東京地裁〕 控訴審係属中〔東京高裁〕
			平成29年4月11日	㈱SHIFT役員による重要事実に係る伝達		
4	平成29年2月24日	株式会社モルフォ役員及び社員9名（うち同社従業員持株会会員7名）による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について（平成28年度版年次公表P170～172参照）	平成29年3月30日 平成30年12月20日	㈱モルフォ社員による内部者取引 ㈱モルフォ役員による内部者取引、㈱モルフォ社員による内部者取引	個人	一部の個人について、令和3年10月29日第一審判決請求認容〔東京地裁〕 【確定】 一部の個人について、令和3年1月26日第一審判決請求認容〔東京地裁〕 令和3年11月24日控訴審判決控訴棄却〔東京高裁〕 【確定】 一部の個人について、令和4年1月21日第一審判決請求認容〔東京地裁〕 【確定】

番号	課徴金納付命令勧告		課徴金納付命令		原告	訴 訟 の 状 況
	勧告実施年月日	勧告事案名	決定年月日	事件名		
5	平成29年3月24日	株式会社T&Cメディカルサイエンスによる新株予約権証券の無届募集に対する課徴金納付命令勧告について（平成28年度版年次公表P186参照）	平成30年4月23日	㈱T&Cメディカルサイエンスによる新株予約権証券の無届募集	株式会社T&Cメディカルサイエンス	令和2年1月14日第一審判決請求棄却〔東京地裁〕 令和２年10月22日控訴審判決控訴棄却〔東京高裁〕 令和３年７月８日上告審上告棄却決定・上告不受理決定〔最高裁〕 【確定】
6	令和2年1月 28 日	ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について（令和元年度版年次公表 P207参照）	令和3年3月4日	ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦	個人	第一審係属中〔東京地裁〕
7	令和2年9月 11 日	さいか屋株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について（令和２年度版年次公表 P180参照）	令和3年10 月7日	㈱さいか屋株式に係る安定操作	個人	第一審係属中〔東京地裁〕

※年次公表とは、『証券取引等監視委員会の活動状況』を指す。

3－6　裁判所への申立て実施状況

1. 申立て実施件数一覧表

年度	平成22～29	平成30	令和元	令和2	令和3	合計
合計	20	2	3	1	1	27
無登録業者等	19	2	3	1	1	26
無届募集	1	0	0	0	0	1

2. 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

番号	被申立人	申立日（申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
1	SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.（スカイプレミアムインターナショナル社） 他1名（シンガポール共和国）	令和3年9月17日（東京地裁）	○　無登録営業（投資一任契約の締結の媒介）の禁止等 SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.（以下「当社」という。）は、平成25年2月20日に、シンガポール共和国内において設立された、会員制組織事業を主たる事業とするとしている外国法人である。 当社及び当社のCSO（最高営業責任者）であり日本における営業活動の統括責任者であるA（両者を併せて、以下「当社ら」という。）は、金融商品取引法第29条所定の登録を受けずに、国内の一般投資家に対しエージェント約500人を介して、投資セミナーを開催するなどして、当社会員のみ契約可能な取扱商品である「LION PREMIUM」（投資一任契約に基づく投資運用に該当する海外投資商品。以下「ライオンプレミアム」という。）について取得勧誘を行い、その後も申込書等の記載方法を助言・指示するなどして、当該商品につき顧客とThink Smart Trading社（当該商品に係る運用指示を行っているとされる主体。法人格の有無、実在性及び実態不明）との間の投資一任契約の締結の媒介を行っている。 当社ら（当社の前身であるNSC PLANNING株式会社を含む。）は、ライオンプレミアムの前身の商品である「SAMURAI SYSTEM（サムライシステム）」や「Lion（ライオン）」の取得勧誘等を併せ、長期間にわたり投資一任契約の締結の媒介を行っている。 当社らの説明によれば、これまでに約2万2,000人の一般投資家（会員）に対して当該商品（前身の商品を含む。）の契約締結をさせており（現時点で投資残高を保有している人数は不明）、当該契約に基づく一般投資家からの投資総額は、これまでに約1,200億円（これまでに約500億円は投資家に対して返金等したとしているが、預かり資産残高額は不明）であるとしている。 当社らの上記行為は、いずれも金融商品取引法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反するものである。	令和3年12月8日（東京地裁）

番号	被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
1 つづき			当社らは、上記金融商品取引法違反行為を今後も行う蓋然性が高いことから、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。 （ライオンプレミアムは、Think Smart Trading 社の運用指示に基づき、GQ CAPITAL INC.（平成 27 年に、ベリーズ国において設立された外国為替証拠金取引取扱業者と説明されている。以下「GQ 社」という。）において外国為替証拠金取引（FX 取引）を実施する商品であり、顧客からの同商品への投資資金は、チェコスロバキア貿易銀行（以下「CSOB 銀行」という。）に開設された GQ 社名義の口座において分別管理されると説明されている。 しかしながら、複数の海外当局による協力を得て証券監視委が調査した結果によれば、顧客からの投資資金について、当社の顧客に対する説明内容とは異なり、足下、CSOB 銀行には GQ 社の口座がなく、同銀行の GQ 社口座宛に送金代行業者からの送金も行われておらず、FX 取引運用されていることの確認ができないなど、顧客からの投資資金の運用・管理の実態は不明である。）	

3－7　犯則事件の調査・告発等

1. 犯則事件の調査・告発実績

令和3年度の不公正取引等に対する告発事案の概要は以下のとおりである。

①　ジェイリース株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、ジェイリース株式会社（以下「ジェイリース」という。）と保証委託契約等の締結の交渉をしていたJ・PROTECT株式会社（以下「J・PROTECT」という。）の代表取締役である犯則嫌疑者Aが、その交渉に関して、ジェイリースが株式会社ラカラジャパンと業務提携する旨の重要事実を知り、利益を得させる目的をもって、その公表前に、犯則嫌疑者Bに対して同重要事実を伝達し、Bがその公表前にジェイリース株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第167条の2第1項及び第166条第3項等　未公表の重要事実の伝達等の禁止及び会社関係者の禁止行為）として、必要な調査を行い、令和3年6月30日、犯則嫌疑者2名を福岡地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1　犯則嫌疑者Aは、J・PROTECTの代表取締役を務めていたものであるが、令和元年12月中旬頃、東京証券取引所市場第一部に株券を上場していたジェイリースとJ・PROTECTとの間でなされていた保証委託契約等の交渉に関し、ジェイリースが、株式会社ラカラジャパンとの間で業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知り、あらかじめジェイリース株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、同重要事実の公表前である令和2年5月下旬頃、犯則嫌疑者Bに対し、同重要事実を伝達したものであり、これにより同人が、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義及び他人名義で、ジェイリース株券合計9万株を代金合計約2,270万円で買い付け

第2　Bは、令和2年5月下旬頃、Aから、前記重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同重要事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義及び他人名義で、ジェイリース株券合計9万株を代金合計約2,270万円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】

令和3年7月13日、犯則嫌疑者A及びBが起訴され、福岡地方裁判所は、令和4年3月25日、以下のような理由から、被告人Aに懲役2年（執行猶予4年）、被告人Bに懲役2年6月（執行猶予4年）及び罰金300万円並びに追徴金4,680万2,200円の判決を言い渡した。

- 被告人Aは、会社関係者の立場を悪用して、自らが経営する会社の業務上知った上場企業の業務提携に関する情報を被告人Bに伝えて株券を買い付けさせ、被告人Bは、同情報に基づき、図利目的で2,200万円以上もの資金を出して相当数の株券を買い付けたものであって、証券市場の公正性、健全性に対する一般投資家の信頼を大きく損なっており、被告人両名の刑事責任は軽くない。
- 図利目的で犯行に及び、多額の利益を得た被告人Bについては、犯情相当の罰金刑を併科するのが相当である。
- その上で、被告人Aに前科がなく、被告人Bの前科は異種前科1犯のみであること、他方、被告人両名が事実と向き合っていないことなどの一般情状を考慮した。

なお、被告人両名は控訴し、福岡高等裁判所において公判係属中である（令和4年3月31日現在）。

② 株式会社Nutsに係る偽計事件

本件は、犯則嫌疑者らが、共謀の上、犯則嫌疑法人の株価の維持上昇を図る目的及び同法人が発行した新株予約権の行使促進等のため、適時開示制度を悪用し、同法人の売上高を偽装した上、売上高について虚偽の事実を公表した偽計事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第158条等　風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）として、必要な調査を行い、令和3年7月12日、犯則嫌疑法人1社及び犯則嫌疑者4名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社Nuts（以下「犯則嫌疑法人」という。）は、その発行する株券を株式会社東京証券取引所が開設するジャスダック市場に上場し、会員制医療施設の運営及び会員権販売等の事業を営んでいたもの、犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人の大株主であり、犯則嫌疑法人の事業全般を実質的に統括管理していたもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人の代表取締役として、Aと共に、犯則嫌疑法人の事業全般を統括管理していたもの、犯則嫌

疑者C及び犯則嫌疑者Dは、上場会社が行う資金調達の仲介等を通じて手数料収入等を得ていたものであるが、犯則嫌疑者らは、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、前記施設の入会に関わる売上高につき虚偽の事実を公表することにより、犯則嫌疑法人の株価を維持上昇させるとともに、犯則嫌疑法人が引受人に発行した新株予約権の行使を促進させることなどを企て、前記新株予約権の行使促進等のため、及びその株価の維持上昇を図る目的をもって、令和元年6月17日から同年12月26日までの間、7回にわたり、真実は、前記施設の入会に関わる売上高が、同年5月までに前記施設の入会者から支払を受けた合計2,000万円のみであったのに、前記施設の会員権販売に基づく入会金の支払を受けたかのように装うなどした上、TDnetにより、前月の前記施設の入会に関わる売上高があった旨の虚偽の事実を公表し（公表した売上高合計5億6,300万円）、もって、有価証券の取引のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

令和3年7月13日、犯則嫌疑法人並びに犯則嫌疑者A、B、C及びDが起訴され、東京地方裁判所は、同年11月30日、被告人Bに懲役2年（執行猶予3年）の判決を、同年12月7日、被告人Aに懲役2年2月（執行猶予3年）及び被告人Dに懲役2年（執行猶予3年）の判決を、同月22日、被告人Cに懲役2年（執行猶予3年）の判決をそれぞれ言い渡し、いずれも確定した。各判決の理由は以下のとおりである。

- 被告人らは、おおよそ半年間にわたって、合計で5億4,000万円を超える巨額の虚偽の売上げを公表したものであり、本件は、投資家の判断を誤らせ、証券市場の公正を害する危険が甚だ大きい犯行である。
- 被告人Aは、Nutsの実質的経営者として、虚偽の売上げを公表することを了承し、時に入会金の振込みを偽装する資金の手配を部下に指示するなどし、その他被告人らは、各適時開示を可能とするための、入会者として名義を貸してくれる者を集め、入会金の振込みを偽装する作業の中心的役割を担うなど、いずれもその刑責は軽視できず、ある程度の懲役刑を科すのが相当である。
- 他方で、それぞれの被告人が事実を認めて反省の情を述べていることなど、酌むべき事情も認められる。

③ アサヒ衛陶株式会社株券に係る内部者取引事件

本件は、アサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」という。）が株式会社ヤマダ電機（令和2年10月1日、株式会社ヤマダホールディングスに商号変更）と業務提携する旨の重要事実を知った犯則嫌疑者Aが、アサヒ衛陶の代表取締役社長という立場でありながら、犯則嫌疑者

Bと共謀の上、その公表前にアサヒ衛陶株券を買い付けたほか、Aから同重要事実の伝達を受けたBが、自己名義や自身が実質的に経営する犯則嫌疑法人名義等でも、その公表前にアサヒ衛陶株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第166条第１項及び第３項等　会社関係者の禁止行為）として、必要な調査を行い、令和４年２月14日、犯則嫌疑法人２社及び犯則嫌疑者２名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、東京証券取引所の有価証券市場に株券を上場しているアサヒ衛陶の代表取締役社長を務めていたものであり、平成29年７月下旬頃、その職務に関し、アサヒ衛陶が、株式会社ヤマダ電機との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知ったもの、犯則嫌疑法人上中商事株式会社（以下「犯則嫌疑法人上中商事」という。）は、投資事業等を目的とする会社、犯則嫌疑法人ホライズン株式会社（以下「犯則嫌疑法人ホライズン」という。）は、有価証券の保有、運用及び投資等を目的とする会社、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人上中商事の代表取締役かつ犯則嫌疑法人ホライズンを実質的に経営するものであるが、

第１　A及びBは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、前記重要事実の公表前である平成29年８月上旬頃から同月下旬頃までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、株式会社サクシード名義で、アサヒ衛陶株券合計５万株を代金合計約580万円で買い付け

第２　Bは、平成29年８月上旬頃、Aから、同人がその職務に関し知った前記重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに

１　犯則嫌疑法人ホライズンの業務及び財産に関し、前記重要事実の公表前である平成29年８月上旬頃から同年10月中旬頃までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、ホライズン株式会社名義で、アサヒ衛陶株券合計26万株を代金合計約3,380万円で買い付け

２　犯則嫌疑法人上中商事の業務及び財産に関し、前記重要事実の公表前である同年８月中旬頃から同年11月上旬頃までの間、証券会社を介し、東京証券取引所において、株式会社サクシード名義で、アサヒ衛陶株券合計約18万株を代金合計約2,430万円で買い付け

３　前記重要事実の公表前である同年８月上旬頃から同年10月下旬頃までの間、証券会

社を介し、東京証券取引所において、自己名義ほか１名義で、アサヒ衛陶株券合計約20万株を代金合計約2,870万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和４年２月15日、犯則嫌疑法人２社並びに犯則嫌疑者Ａ及びＢが起訴され、現在、大阪地方裁判所において公判係属中である（令和４年３月31日現在）。

④　テラ株式会社株券に係る内部者取引事件（１）～（３）

本件は、テラ株式会社（以下「テラ社」という。）との間で新型コロナウイルス感染症の治療法の開発に関する共同研究に係る業務提携契約を交渉又は締結していたCENEGENICS JAPAN株式会社（以下「セネジャパン社」という。）の役員から当該業務提携又は開発に関する重要事実の伝達を受けた犯則嫌疑者らが、各重要事実の公表前に、テラ社の株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、各事件が、金商法に違反する（第166条第３項等　会社関係者の禁止行為）として、必要な調査を行い、令和４年２月24日、（１）につき犯則嫌疑者１名、（２）につき犯則嫌疑者１名、（３）につき犯則嫌疑法人１社及び犯則嫌疑者１名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

（１）　犯則嫌疑者Ａは、東京証券取引所の有価証券市場に株券を上場していたテラ社との間で、新型コロナウイルス感染症肺炎に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に関する共同研究に係る業務提携契約の交渉をしていたセネジャパン社の役員から、令和２年４月中旬頃、同人が同契約の交渉に関し知った、テラ社がセネジャパン社との間で業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月中旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所及び私設取引システムにおいて、自己名義で、テラ社の株券合計6,500株を代金合計約90万円で買い付けたものである。

（２）　犯則嫌疑者Ａは、東京証券取引所の有価証券市場に株券を上場していたテラ社との間で、新型コロナウイルス感染症肺炎に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に

関する共同研究に係る業務提携契約の交渉をしていたセネジャパン社の役員から、令和２年４月下旬頃、同人が同契約の交渉に関し知った、テラ社がセネジャパン社との間で業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、自己名義ほか１名義で、テラ社の株券合計約15万株を代金合計約2,230万円で買い付けたものである。

（３） 犯則嫌疑法人内田建設株式会社は、不動産の売買、仲介、管理、賃借業務等を目的とする会社、犯則嫌疑者Ａは、犯則嫌疑法人の代表取締役であるが、東京証券取引所の有価証券市場に株券を上場していたテラ社との間で、新型コロナウイルス感染症肺炎に対する間葉系幹細胞を用いた治療法の開発に関する共同研究に係る業務提携契約を締結していたセネジャパン社の役員から、令和２年５月下旬頃、同人が同契約の履行に関し知った、同契約に基づき行われていた臨床試験において１例目の投与患者の症状に改善が認められたなどのテラ社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、犯則嫌疑法人の業務及び財産に関し、同事実の公表前である同月下旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、犯則嫌疑法人名義で、テラ社の株券合計２万株を代金合計約1,740万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

令和４年２月25日、（１）につき犯則嫌疑者Ａ、（２）につき犯則嫌疑者Ａ、（３）につき犯則嫌疑法人１社及び犯則嫌疑者Ａが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である（令和４年３月31日現在）。

⑤ テラ株式会社株式に係る偽計事件

本件は、テラ株式会社（以下「テラ社」という。）の第三者割当増資の割当予定先であったCENEGENICS JAPAN株式会社（以下「セネジャパン社」という。）の取締役であった犯則嫌疑者が、テラ社株式の株価の上昇及び同社株式の取得を企て、当該第三者割当増資に関し、セネジャパン社にはその払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、その見込みがあるように装った上、これを信じたテラ社役職員をして、セネジャパン社が他の会社からの借入による資金調達が可能である旨の虚偽の内容を含む公表を行わせた偽計事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第158条等　風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）として、必要な調査を行い、令和４年３月16日、犯則嫌疑者１名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Aは、東京証券取引所に上場していたテラ社が実施する第三者割当増資の割当予定先であるセネジャパン社の取締役であったものであるが、前記第三者割当増資に関し、セネジャパン社がその払込資金を確保している旨の虚偽の事実を公表させるなどしてテラ社の株式の株価を上昇させるとともに、公表から払込期日までの間に、当該割当予定のテラ社の株式の一部譲渡、あるいは担保に供することを約束するなどして調達した資金を払込みに充ててテラ社の株式を取得しようと企て、テラ社が、同社取締役会において、令和2年11月13日を払込期日、セネジャパン社を割当先として、発行価額総額約35億円の普通株式585万株を発行することを決議した旨公表するに際し、真実は、同年９月中旬時点における株式会社トレド（以下「トレド社」という。）名義の普通預金口座の預金残高が約50万円であり、弁護士が前記普通預金口座の預金通帳の原本を確認した事実もなく、セネジャパン社が払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、同時点での前記預金残高が約75億円であり、そのことを弁護士が前記預金通帳の原本で確認したとして、セネジャパン社がトレド社からの借入金により払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがあるかのように装った上、これを信じたテラ社役職員をして、同年10月28日、TDnetにより、セネジャパン社がトレド社からの借入金による資金調達が可能である旨の虚偽の内容を含む公表を行わせ、もって、有価証券の取引のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

令和４年３月17日、犯則嫌疑者Aが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である（令和４年３月31日現在）。

⑥　SMBC日興証券株式会社による相場操縦事件

本件は、犯則嫌疑法人SMBC日興証券株式会社（以下「犯則嫌疑法人」という。）が扱う「ブロックオファー」取引において、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場している５銘柄につき、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、相場操縦の一種である違法な安定操作に該当する株式の売買等

を複数回にわたり行った相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第159条第３項（令和元年法律第28号による改正前のもの）等　相場操縦行為等の禁止）として、必要な調査を行い、令和４年３月23日、犯則嫌疑法人１社及び犯則嫌疑者７名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人は、有価証券の売買等を目的とする会社、犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人のエクイティ本部本部長として、犯則嫌疑法人の自己勘定での株式取引等の同本部の業務全般を担当していたもの、犯則嫌疑者Bは、同本部副本部長として、Aの業務を補佐していたもの、犯則嫌疑者Cは、同本部副本部長として、Aの業務を補佐していたもの、犯則嫌疑者Dは、同本部エクイティ部部長として、犯則嫌疑法人の自己勘定での株式取引等を担当していたもの、犯則嫌疑者Eは、同本部エクイティ・プロダクト・ソリューション部部長として、犯則嫌疑法人の金融商品に係る情報提供、取引提案及び執行に関する業務等を担当していたもの、犯則嫌疑者Fは、同部副部長兼ソリューション課課長として、Eの業務を補佐するとともに犯則嫌疑法人の大口株式の売却需要案件に関する営業支援及びこれら売却に係る社内調整等を担当していたもの、犯則嫌疑者Gは、同本部エクイティ部エクイティ・トレーディング課において犯則嫌疑法人の自己勘定での株式取引等に従事していたものであるが、犯則嫌疑法人の業務に関し

第１　B、D、E、F及びGらは、共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されている株式会社小糸製作所が発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を5,070円程度に維持しようと企て、金商法施行令で定めるところに違反して、同株券の相場を安定させる目的をもって、令和元年12月25日午後２時13分頃から同日午後３時頃までの間、前記市場において、指値5,200円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計32万株の買付けの申込みを行って、そのうち合計31万4,800株を買い付け

第２　D、E及びGは、共謀の上、前記市場に上場されている株式会社モスフードサービスが発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を2,600円程度に維持しようと企て、前記施行令で定めるところに違反して、前同様の目的をもって、令和２年２月27日午前11時９分頃から同日午後３時頃までの間、

前記市場において、指値2,600円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計15万8,400株の買付けの申込みを行って、そのうち合計６万5,800株を買い付け

第３　D、E及びGらは、共謀の上、前記市場に上場されているアズワン株式会社が発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を１万1,000円程度に維持しようと企て、前記施行令で定めるところに違反して、前同様の目的をもって、同年８月６日午後２時43分頃から同日午後３時頃までの間、前記市場において、指値１万1,000円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計６万800株の買付けの申込みを行って、そのうち合計３万7,700株を買い付け

第４　A、C、D、E及びGは、共謀の上、前記市場に上場されている株式会社ファイバーゲートが発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を1,960円程度に維持しようと企て、前記施行令で定めるところに違反して、前同様の目的をもって、同月19日午後２時47分頃から同日午後３時頃までの間、前記市場において、指値1,960円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計９万8,500株の買付けの申込みを行って、そのうち合計７万1,300株を買い付け

第５　A及びDらは、共謀の上、前記市場に上場されている株式会社京葉銀行が発行した株券について、犯則嫌疑法人が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる同取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避し、その株価を475円程度に維持しようと企て、前記施行令で定めるところに違反して、前同様の目的をもって、同年11月19日午後２時１分頃から同日午後３時頃までの間、前記市場において、指値475円の買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計27万4,000株の買付けの申込みを行って、そのうち合計16万8,100株を買い付け

もって、それぞれ、前記市場における各株券の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買及びその申込みをしたものである。

【告発後の経緯】

令和４年３月24日、犯則嫌疑法人並びに犯則嫌疑者A、B、C、D及びEが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である（令和４年３月31日現在）。

2. 過去の告発事案に係る判決等の概要

令和2年度までに告発した過去の告発事案について、令和3年4月から令和4年3月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

① 株式会社ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨事件

【令和2年12月22日告発、令和3年4月27日判決（東京地裁）】

令和3年4月27日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に懲役2年（執行猶予4年）の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- 被告人は、ドンキホーテ社の代表取締役社長の立場にあったことで、公開買付け等の事実を知りながら、これらが同社株の価格の上昇要因になる可能性が高いと考え、公私ともに親交のあった知人に売買差益を得させるため、3回にわたって同株の買付けや買い増しを積極的に推奨するなどしており、悪質である。
- 被告人による積極的な取引推奨により、大きな規模での取引を招来し、金融商品市場における公平性、公正性やこれに対する一般投資家の信頼を大きく害したほか、社内のコンプライアンスを徹底すべき立場にあった被告人が、安易に犯行に及んだことは強い非難に値する。
- 他方で、被告人自身は本件犯行によって経済的利益を得ていないこと、罪を認め反省の弁を述べていること、罰金前科以外の前科がないことなど、酌むべき事情も認められる。

② 株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件

【平成29年11月21日告発、令和3年5月12日判決（東京高裁）、令和3年9月7日判決（最高裁）】

令和2年1月14日、東京地方裁判所は、被告人のうち1名に懲役1年8月、罰金2,000万円、追徴金3億7,280万1,332円の判決を言い渡したのに対し、同被告人は控訴していた。

令和3年5月12日、東京高等裁判所は、原判決に理由不備、訴訟手続の法令違反、事実誤認及び量刑不当はないとして、同被告人の控訴を棄却した。

令和3年9月7日、最高裁判所は、上告趣意について、憲法違反をいう点を含め、実質は量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、同被告人の上告を棄却し、同判決は確定した。

③ 新日本理化株式会社外1銘柄の株券に係る風説の流布・偽計・相場操縦事件

【平成27年12月４日及び同月24日告発、令和3年11月８日判決（最高裁）】

平成30年３月22日、東京地方裁判所は、被告人のうち１名に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金1,000万円、追徴金26億5,864万4,900円の判決を言い渡したのに対し、同被告人は控訴していた。

令和２年７月21日、東京高等裁判所は、原判決の訴訟手続について一部誤りがあるが、この誤りは、判決に影響を及ぼすものではないとして、同被告人の控訴を棄却した。

令和3年11月８日、最高裁判所は、上告趣意について、判例違反をいう点を含め、実質は事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、同被告人の上告を棄却し、同判決は確定した。

④ 株式会社ダルトン株券に係る内部者取引事件

【平成30年12月18日告発、令和４年２月25日判決（最高裁）】

令和２年６月８日、大阪地方裁判所は、被告人のうち１名に懲役２年（執行猶予３年）、罰金200万円の判決を言い渡したのに対し、同被告人は控訴していた。

令和２年12月18日、大阪高等裁判所は、原判決に事実誤認、法令適用の誤り及び量刑不当はないとして、同被告人の控訴を棄却した。

令和４年２月25日、最高裁判所は、上告趣意について、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認及び量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらないとして、同被告人の上告を棄却し、同判決は確定した。

⑤ 日産自動車株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成30年12月10日及び平成31年１月10日告発、令和４年３月３日判決（東京地裁）】

令和４年３月３日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告会社に罰金２億円、被告人のうち１名に懲役６月（執行猶予３年）の判決を言い渡し、被告会社につき判決は確定した。

- 本件犯行は、高額の報酬の支払を確保しつつ自らの保身を図ろうとする、被告会社の代表取締役会長であった個人の私利私欲に基づくものであり、その動機において酌むべき事情は一切ないほか、開示府令の改正に対し真っ向から挑戦するかのごとき犯行といえ、有価証券報告書による開示規制の趣旨・目的をないがしろにする程度において最も悪質な部類の事案というべきである。
- 被告会社は、平成23年度から平成29年度までの７連結会計年度もの長期にわたって、投資者らに対し虚偽の内容を開示し続けたのであり、その刑事責任は重大である一方で、自ら本件の実態解明に努め、本件有価証券報告書を適切に是正する旨の訂正報

告書を提出したこと、指名委員会等設置会社に移行するなどして経営体制を刷新するとともに役員報酬の決定・管理等の過程を透明化・厳格化するなどガバナンスの正常化に向けた改善策に取り組んでいることなど、酌むべき事情も認められる。

- 被告人は、本来であれば被告会社の代表取締役として同社の利益を優先すべきであるのに代表取締役会長であった個人の利益を優先したものであって、その動機において酌むべき事情があるとはいえず、米国の法曹資格を有していながら、金商法等の我が国の開示規制を無視して犯行に及んだその意思決定には強い非難が向けられるべきであり、有罪を認定できるのが１連結会計年度のみとはいえ、その責任を軽視することはできず、その重さからすれば懲役刑が相当である。
- 他方で、被告人の犯行は代表取締役会長であった個人の利益のためになされたものであり、被告人自身には本件犯行による直接的な利得はなかったこと、被告人には日本における前科がないことなどの酌むべき事情も認められる。

なお、同被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である（令和４年３月31日現在）。

3. 告発実施状況

（1） 告発件数等一覧表

区分	平成4～28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
告発件数	188	4	8	3	2	8	213
告発人数	532	11	17	9	3	24	596

（2） 告発事件の概要一覧表（平成27年12月～令和4年3月）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
178	27.12.4	金商法第159条第2項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職（2名） 大学教員	29.1.18（東京地裁） 無職 死亡による公訴棄却 30.3.22（東京地裁） 大学教員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 2.7.21（東京高裁） 大学教員 控訴棄却 3.11.8（最高裁） 大学教員 上告棄却 （いずれも確定） （注）180号事件と一括審理
179	27.12.8	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	石山Gateway Holdings㈱が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の重要事実の伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	28.2.26（東京地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約3,649万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
180	27.12.24	①金商法第158条等（風説の流布、偽計）	① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱及び明和産業㈱の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトに株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職 大学教員	29.1.18（東京地裁） 無職 死亡による公訴棄却 30.3.22（東京地裁） 大学教員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 2.7.21（東京高裁） 大学教員 控訴棄却 3.11.8（最高裁） 大学教員 上告棄却 （いずれも確定） （注）178号事件と一括審理
		②金商法第27条の23第1項等（大量保有報告書の不提出）	② 上記売買の過程において発行済株式総数の5％を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）無職	
181	28.3.28	金商法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	グローバルアジアホールディングス㈱（当時：㈱プリンシバル・コーポレーション）は、架空資産を計上する方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役	30.5.30（東京地裁） 当該会社代表取締役 懲役2年（執行猶予4年） 30.9.12 控訴取下 （確定）
182	28.6.14	金商法第159条第1項第1号 同条第3項等（相場操縦、相場固定）	夢の街創造委員会㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行うとともに、同社の株価を信用取引に係る追加保証金の発生しない価格に維持しようと企て、買い上がり買付けや下値支え等を行った。 （嫌疑者）当該会社特別顧問 会社役員 証券会社社員	29.3.28（東京地裁） 当該会社特別顧問 懲役3年（執行猶予4年） 罰金2,000万円 追徴金約1億2,928万円 30.5.8（東京高裁） 当該会社特別顧問 控訴棄却 30.9.26（最高裁） 当該会社特別顧問 上告棄却 （確定）
183	28.8.1	金商法第166条第1項第1号 同法第167条の2第1項等（内部者取引）	㈱ALBERTの経常利益について、直近に公表された予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に、同社株券を売り付けるとともに、損失の発生を回避させる目的をもって同事実を伝達した。 （嫌疑者）当該会社取締役	28.11.1（東京地裁） 懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
184	28.8.22	証取法第159条第1項等（相場操縦）	オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 （嫌疑者）弁護士	29.6.26（さいたま地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約4億9,756万円 （確定） （注）185号事件と一括審理
185	28.10.11	証取法第159条第1項等（相場操縦）	オー・エイチ・ティー㈱の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 （嫌疑者）弁護士	29.6.26（さいたま地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約4億9,756万円 （確定） （注）184号事件と一括審理
186	28.12.7	金商法第167条第3項等（内部者取引）	緑㈱がスターホールディングス㈱株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）無職	29.3.27（横浜地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約3,623万円 （確定）
187	29.3.6	金商法第158条等（偽計）	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、事情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 （嫌疑者）アーツ証券㈱ 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 ㈱オプティファクター 同社代表取締役	30.3.23（千葉地裁） 当該会社代表取締役　懲役4年 30.10.9（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 30.11.20（最高裁） 当該会社代表取締役　上告取下 31.3.18（千葉地裁） 当該証券会社代表取締役　懲役4年 1.9.18（東京高裁） 当該証券会社代表取締役　控訴棄却 （いずれも確定） （注）188号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
188	29.3.27	金商法第158条等 （偽計）	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、事情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 （嫌疑者）アーツ証券㈱ 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 ㈱オプティファクター 同社代表取締役	30.3.23（千葉地裁） 当該会社代表取締役　懲役4年 30.10.9（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 30.11.20（最高裁） 当該会社代表取締役　上告取下 31.3.18（千葉地裁） 当該証券会社代表取締役　懲役4年 1.9.18（東京高裁） 当該証券会社代表取締役　控訴棄却 （いずれも確定） （注）187号事件と一括審理
189	29.6.27	金商法第167条第3項 同法第167条の2第2項等 （内部者取引）	㈱卑弥呼株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員 当該会社取締役	29.12.18（大阪地裁） 会社役員　懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金4,507万8,000円 当該会社取締役 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金180万円 30.5.11（大阪高裁） 会社役員　控訴棄却 当該会社取締役　控訴棄却 30.9.3（最高裁） 会社役員　上告棄却 当該会社取締役　上告棄却 （いずれも確定）
190	29.11.21	金商法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 （嫌疑者）無職 会社員 会社役員	2.1.14（東京地裁） 会社員　懲役1年8月 罰金2,000万円 追徴金3億7,280万1,332円 3.5.12（東京高裁） 会社員　控訴棄却 3.9.7（最高裁） 会社員　上告棄却 2.6.18（東京地裁） 無職　死亡による公訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
191	29.11.27	金商法第159条第１項第１号等 （相場操縦）	㈱ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 （嫌疑者）会社役員（２名） 無職 投資業	2.3.31（東京地裁） 会社役員　懲役３年（執行猶予５年） 罰金4,000万円 追徴金３億7,280万1,332円 3.3.18（東京高裁） 会社役員　控訴棄却 公判係属中（最高裁）
192	30.1.25	金商法第166条第１項第１号等 （内部者取引）	東芝テック㈱が特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 医師	30.6.8（東京地裁） 当該会社社員　懲役２年（執行猶予４年） 罰金200万円 医師　懲役１年６月 （執行猶予３年） 罰金200万円 上記被告人２名から連帯して追徴金7,178万円 （いずれも確定）
193	30.6.18	金商法第166条第１項第１号 同法第167条の２第１項等 （内部者取引）	スミダコーポレーション㈱が１株あたりの期末配当額を従前の予想値よりも増額する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買付けるとともに、利益を得させる目的をもって関係者に取引を推奨し、関係者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社外取締役	30.11.6（東京地裁） 懲役２年６月（執行猶予５年） 罰金200万円 追徴金１億540万300円 （確定）
194	30.10.30	金商法第167条第１項第６号 同法第167条の２第２項等 （内部者取引）	㈱アサツーディ・ケイ株券について、公開買付けの実施に関する事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、さらに、同事実を伝達し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社執行役員	31.2.27（東京地裁） 懲役２年（執行猶予４年） 罰金200万円 追徴金9,612万1,000円 1.9.12（東京高裁） 控訴棄却 2.3.30（最高裁） 上告棄却 （確定）
195	30.11.13	金商法第166条第１項第１号等 （内部者取引）	㈱ロジコム株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社代表取締役	31.2.26（東京地裁） 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金200万円 当該会社株券１万8,600株没収 追徴金2,547万円 （確定）

事件	告発 年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
196	30.11.13	金商法第167条の2第1項 同法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱ロジコム株券について、第三者割当増資を行うことを決定した旨及び㈱ダヴィンチ・ホールディングスとの業務提携を実施する旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社外取締役 会社役員	1.7.26（東京地裁） 当該会社社外取締役 懲役1年6月（執行猶予3年） 会社役員 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 当該会社株券1万2,000株没収 追徴金1,715万5,000円 （いずれも確定）
197	30.12.10	金商法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役	4.3.3（東京地裁） 当該会社　罰金2億円 （確定） 当該会社代表取締役 懲役6月（執行猶予3年） 公判係属中（東京高裁）
198	30.12.18	金商法第167条第3項 同法第167条の2第2項等 （内部者取引）	㈱ダルトン株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）無職 証券会社社員	1.5.13（大阪地裁） 無職　懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金6,866万7,500円 2.6.8（大阪地裁） 証券会社社員　懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 2.12.18（大阪高裁） 証券会社社員　控訴棄却 4.2.25（最高裁） 証券会社社員　上告棄却 （いずれも確定）
199	31.1.10	金商法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	日産自動車㈱は、役員が受ける報酬等の対価の一部を隠ぺいして、実際よりも少ない額を「役員ごとの連結報酬等の総額等」欄に記載し、重要な事項につき虚偽のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役	4.3.3（東京地裁） 当該会社　罰金2億円 （確定） 当該会社代表取締役 懲役6月（執行猶予3年） 公判係属中（東京高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
200	31.3.20	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ソルガム・ジャパン・ホールディングスは、営業キャッシュ・フローを黒字に偽装する方法により、虚偽の記載のある連結キャッシュ・フロー計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社実質的経営者 当該会社代表取締役 当該会社取締役管理部長	1.8.6（東京地裁） 当該会社　罰金1,000万円 当該会社実質的経営者 懲役2年（執行猶予3年） 当該会社代表取締役 懲役1年6月（執行猶予3年） 当該会社取締役管理部長 懲役1年6月（執行猶予3年） （いずれも確定）
201	令和1.7.9	金商法第39条第１項第２号等 （損失補塡）	東郷証券㈱は、取引所為替証拠金取引について生じた顧客の損失を、和解契約による現金の提供等により損失補塡した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社取締役（当該会社実質的経営者） 当該会社代表取締役管理本部長 当該会社顧問	2.2.12（東京地裁） 当該会社取締役 懲役3年（執行猶予5年） 当該会社顧問 懲役1年6月（執行猶予3年） 2.3.30（東京地裁） 当該会社　罰金3,000万円 当該会社代表取締役管理本部長 懲役1年2月（執行猶予3年） （いずれも確定）
202	1.8.13	金商法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	すてきナイスグループ㈱は、架空売上を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役社長	3.3.12（横浜地裁） 当該会社　罰金1,000万円 （確定） 当該会社代表取締役会長 懲役2年6月（執行猶予4年） 公判係属中（東京高裁） 当該会社社代表取締役社長 懲役1年6月（執行猶予3年） 公判係属中（東京高裁）
203	1.11.1	金商法第167の2第1項 同法第167条第3項等 （内部者取引）	㈱パルマ株券について、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって同事実を伝達し、伝達を受けた者が同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社管理部次長 会社員	2.2.27（東京地裁） 当該会社管理部次長 懲役1年6月（執行猶予3年） 会社員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 当該会社　株券4,800株没収 追徴金1,503万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
204	2.12.22	金商法第167の2第1項等 （取引推奨）	㈱ドンキホーテホールディングス株券について、公開買付けを行うことについての決定をした旨及び同社が子会社の異動を伴うユニー株式会社の株券を取得することについての決定をした旨の重要事実を知り、同事実の公表前に利益を得させる目的をもって知人に取引を推奨し、知人が同事実の公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社代表取締役	3.4.27（東京地裁） 当該会社代表取締役 懲役2年（執行猶予4年） （確定）
205	3.3.26	金商法第159条第3項等 （安定操作）	㈱ニチダイ株券の株価を信用取引に係る委託保証金の率の引上げ等の措置が解除あるいは回避される価格以下に維持しようと企て、大量の売り注文を入れて上値を抑えるなどにより違法な安定操作を行った。 （嫌疑者）会社役員（2名）	公判係属中（大阪地裁）
206	3.6.30	金商法第167条の2第1項 同法第166条第3項等 （内部者取引）	ジェイリース㈱の業務提携交渉先の会社役員がジェイリース㈱と他社の業務提携に係る重要事実を当該交渉に関して知り、利益を得させる目的をもって、その公表前に知人に伝達し、当該知人がその公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員 会社員	4.3.25（福岡地裁） 会社役員　懲役2年（執行猶予4年） 会社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金4,680万2,200円 公判係属中（福岡高裁）
207	3.7.12	金商法第158条等 （偽計）	㈱Nutsの実質的経営者らが、同社の株価の維持上昇を図り、その発行した新株予約権の行使促進等のため、同社の売上高を偽装した上、売上高について虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 会社役員 当該会社代表取締役 金融コンサルタント 会社員	3.11.30（東京地裁） 当該会社代表取締役 懲役2年（執行猶予3年） 3.12.7（東京地裁） 会社役員　懲役2年2月（執行猶予3年） 会社員　懲役2年（執行猶予3年） 3.12.22（東京地裁） 金融コンサルタント 懲役2年（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
208	4.2.14	金商法第166条第１項第１号等 （内部者取引）	アサヒ衛陶㈱の代表取締役社長が、同社の業務提携に係る重要事実を知り、同重要事実を伝達した上で、その公表前に伝達を受けた者と共謀して同社株券を買い付けるとともに、伝達を受けた者が、自己名義等でも、その公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社代表取締役社長 ホライズン㈱ 上中商事㈱ 同社代表取締役	公判係属中（大阪地裁）
209	4.2.24	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	テラ㈱が新型コロナウイルス感染症の治療法の開発研究に係る業務提携をする旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ㈱の株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（東京地裁）
210	4.2.24	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	テラ㈱が新型コロナウイルス感染症の治療法の開発研究に係る業務提携をする旨の重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ㈱の株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（東京地裁）
211	4.2.24	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	テラ㈱における新型コロナウイルス感染症の治療法の開発に関する重要事実の伝達を受けた者が、その公表前に、テラ㈱の株券を買い付けた。 （嫌疑者）内田建設㈱ 同社代表取締役	公判係属中（東京地裁）
212	4.3.16	金商法第158条等 （偽計）	テラ㈱の第三者割当増資の割当予定先会社の取締役が、当該増資に関し、払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、他の会社からの借入による資金調達が可能である旨装い、これを信じたテラ㈱をして、虚偽の内容を含む公表を行わせた。 （嫌疑者）割当先取締役	公判係属中（東京地裁）

事件	告発 年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
213	4.3.23	金商法第159条第3項等 （安定操作）	SMBC日興証券㈱が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 （嫌疑者）当該証券会社 当該証券会社本部長 当該証券会社副本部長（2名） 当該証券会社社員（4名）	公判係属中（東京地裁）

※関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

3－8　建議実施状況等

1. 建議実施状況一覧表

（単位：件）

年度	平成4～28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	合計
件　数	24	0	2	0	0	0	26

2. 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建　議　の　内　容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、そ

	対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	の旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第２項第１号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第２項第１号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第１項第７号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成18年７月４日から施行された。）。
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することと	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成19年９月30日から施行された。）。

	なり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月１日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年１月４日施行）。
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第60条）として証取法第226条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。	平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「（行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくこと

	公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	が考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年６月20日成立した（平成20年４月１日施行）。
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件TOPIX先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件TOPIX先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件TOPIX先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場VWAPは、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を	金融庁は証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。

	行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	
19.2.16	平成18年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第24条第１項ほか）、不公正取引（第157条）、風説の流布・偽計等（第158条）、及び相場操縦行為等（第159条）に係る懲役刑が５年以下から10年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第250条の規定によって５年から７年へと延長されている。 一方、証券取引法第188条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第60条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金商業等府令」を制定した（平成19年９月30日施行）。
21.4.24	外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成21年８月１日施行）。
21.4.24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、金商業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成21年８月１日施行）。

21.4.24	外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、１日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の４％以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成22年８月１日施行）。
21.4.24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金商業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成21年８月１日発出）。
22.10.19	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成23年４月１日施行）。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

	理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	
23.2.8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。 こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。 なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後1年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成23年５月25日に公布された（同法の該当部分は平成24年４月１日から施行された。）。
23.12.20	不公正取引事案の調査において、「金商業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金商法の「金商業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。 したがって、違反行為の抑止の観点から、「金商業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	金融庁は、「金商業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正（改正法公布後1年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成24年９月12日に公布された（同法の該当部分は平成25年９月６日から施行された。）。

25.3.29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。 したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁は、「金商業等府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した（平成25年９月２日施行）。
26.4.18	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（１名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、 ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・使途不明 など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。 また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金商法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。 したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面公布や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成27年６月３日に公布、平成28年３月１日から施行された。
30.12.7	金銭の貸付を出資対象事業とする集団投資スキーム持分（以下「貸付型ファンド」という。）を販売する業者に対する検査において、 ・資金使途等についての虚偽表示 ・貸付先、担保等についての誤解表示 ・貸付先がファンドからの借入れを返済することが困難な財務の状況にあることを認識しながら募集を継続 など、多数の金商法違反事例や投資者被害が生じている悪質な事例が認められた。 これらの事例が生じた背景には、貸付型ファンドを販売する業者の法令等遵守態勢が不十分であったことに加え、貸付型ファンドの投資家（資金の出し手）に対し、貸付先（資金の借り手）に関する情報が十分に提供されていないこともあ	金融庁は、貸金業法に係る法令適用事前確認手続における回答書において、ファンド事業者が、匿名化・複数化とは別の方策（①借り手が法人であり、②事業スキームは商法上の匿名組合契約によるものとし、③投資家と借り手が接触を禁止する措置を図っている場合）により、いわゆる融資型クラウドファンディングを行う場

	る。当該情報は、投資家が出資金の回収可能性を判断する上で重要な情報であるものの、貸金業登録に係る制度の運用上との関係から、現状では貸付先の特定につながる情報の明示を控えた運用となっている。 （注）投資家の貸金業登録の要否を判断する上で、借り手を特定することができる情報が明示されないこと（匿名化）と、複数の借り手に対して資金を供給するスキームであること（複数化）が考慮の一要素とされている。 したがって、こうした投資家への情報提供の状況に鑑みれば、貸付型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、投資家がより適切な投資判断を行うための情報提供や説明内容の拡充などの適切な措置を講ずる必要がある。 （参考）「規制改革実施計画」（平成30年６月15日閣議決定）においても、「匿名化・複数化」と併存する運用上の新たな方策の検討等が掲げられている。	合には、投資家の行為については、貸金業法第２条第１項に規定する金銭の貸付けには該当せず、当該投資家は、同項に規定する貸金業者に該当しないものと考える旨の回答を行い（平成31年３月18日）、投資家に対し貸付先に係る情報提供が可能であることが明確化された。また、日本貸金業協会と第二種金融商品取引業協会においては、令和元年５月、貸付型ファンドにおける情報提供等の実務対応の留意点等について「貸付型ファンドに関するＱ＆Ａ」を公表した。
31.2.26	高度情報化の進展に伴い、近年コンピュータを利用した犯罪行為が増加を続けており、こうした事態に適切に対処するため、犯則調査においても、電磁的記録等の証拠収集・分析を行う必要性が高まっている。 しかし、金商法には、刑事訴訟法、国税通則法等と同様の電磁的記録に係る差押えの規定が導入されていない。 こうした状況に鑑みれば、適時・的確な証拠収集・分析手続を可能とする観点から、金商法に必要な規定を整備する等、適切な措置を講ずる必要がある。	金融庁は、一定の電磁的記録に関する差押えその他の電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備することとする金商法の改正を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、令和元年６月７日に公布、令和２年５月１日から施行された。

3－9　海外当局との連携

1. 証券監視委による主な摘発等の事例

＜課徴金納付命令勧告＞

勧告日 （課徴金納付命令決定日）	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H27.6.19 （H27.7.30）	株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	有価証券報告書等の虚偽記載	㈱アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	－
H27.6.19 （H27.10.8）	個人	内部者取引	㈱極楽湯	台湾金融監督管理委員会（FSC）
H27.10.23 （H28.3.17）	個人	内部者取引	㈱ゲームオン	韓国金融委員会（FSC） 韓国金融監督院（FSS）
H28.1.29 （H28.3.4）	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	㈱ディー・ディー・エス	米国証券取引委員会（SEC）
H28.3.4 （H28.5.23）	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	㈱ミクシィ	オーストラリア証券投資委員会（ASIC）
H28.6.15 （H28.12.12）	個人	内部者取引	㈱ゲームオン	韓国金融委員会（FSC） 韓国金融監督院（FSS）
H29.3.17 （H30.1.25）	Caspian Trading Ltd. （Celera Global Ltd.）	相場操縦	㈱江崎グリコ等合計4銘柄	－
H29.3.22 （H29.6.15）	Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引	㈱トライステージ	米国証券取引委員会（SEC）
H29.6.30 （H29.9.14）	個人	内部者取引	サン電子㈱	イスラエル証券庁（ISA） 英国金融行為規制機構（FSA）
H30.6.26 （R2.6.11）	個人	相場操縦	㈱ココカラファイン	中国証券監督管理委員会（CSRC）
R3.11.5 （審判手続中）	Evolution Trading Ltd	相場操縦	ヤマハ㈱	英領バージン諸島金融サービス委員会（FSC）、中国証券監督管理委員会（CSRC）、香港証券先物委員会（SFC）、シンガポール金融管理局（MAS）
R3.12.17 （審判手続中）	個人	内部者取引	㈱リミックスポイント	台湾金融監督管理委員会（FSC）

＜行政処分勧告＞

勧告日 （行政処分日）	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25.4.26 （H25.4.26）	MRI INTERNATIONAL, INC	・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 ・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・報告徴取命令に対する虚偽の報告	米国証券取引委員会（SEC）
R3.1.29 （R3.2.3）	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社	・投資信託の受益者のために善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況	英領ケイマン諸島金融庁（CIMA）、香港証券先物委員会（SFC）、 ラブアン金融庁（LFSA）

＜裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表＞

申立日 及び公表日 （発令日）	対象者	違反行為及びその対応	連携した 主な海外当局
H26.6.6 （H26.6.23）	株式会社UAG及びその役員等2名（禁止・停止命令の申立て）	・株式会社UAG（適格機関投資家等特例業務届出者）による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会（SFC）
H26.7.3 （H26.7.28）	株式会社Grant及びその役員等3名（禁止・停止命令の申立て）	・株式会社Grant及びその役員等3名（金融商品取引業の登録はない）による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会（SFC）
H26.9.12 （H26.10.22）	株式会社ESPLUS及びその役員1名（禁止・停止命令の申立て）	・株式会社ESPLUS（金融商品取引業の登録等はない）及びその役員1名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	香港証券先物委員会（SFC）
H27.1.30	株式会社Money Management Strength（調査結果の公表）	・株式会社Money Management Strength（適格機関投資家等特例業務届出者）による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表	米国証券取引委員会（SEC）
R3.9.17 （R3.12.8）	SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.（スカイプレミアムインターナショナル社）及びその役員1名（禁止・停止命令の申立て）	・SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD. 及びその役員1名（金融商品取引業の登録等はない）による無登録での投資一任契約の締結の媒介 ・証券監視委は、東京地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施	シンガポール金融管理局（MAS） チェコ国立銀行（CNB） 香港証券先物委員会（SFC）

＜告発＞

告発日	事件名
H27.3.24	株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件
H27.6.2	株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件
H27.6.15 H27.7.3	石山Gateway Holdings株式会社に係る偽計事件及び虚偽有価証券報告書提出事件
H27.10.23	オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件（4）
H28.12.7	スターホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件
H29.3.6 H29.3.27	アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券（レセプト債）に係る偽計事件（1）（2）
H29.11.21 H29.11.27	株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件（1）（2）
H31.3.20	株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングス社に係る虚偽有価証券報告書提出事件
R3.7.12	株式会社 Nuts に係る偽計事件

連携した主な海外当局：シンガポール金融管理局（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）等

2. 海外当局による摘発事例

＜海外当局による処分＞

発表日	摘発した海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール金融管理局（MAS）	シンガポール政府投資公社の従業員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス機構（FSA）	英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委員会（SFC）	クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委員会（SFC）	香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者（戒告処分、制裁金）	㈱日本航空	相場操縦、不正行為

＜海外裁判所の判決＞

判決日	原告	判決内容（処分）	違反行為
H26.10.3	米国証券取引委員会（SEC）	MRI INTERNATIONAL, INC及び同社代表の違反行為の認定 （H27.1.27 不当利得返還、制裁金について言渡）	詐欺
H30.11.27	米国司法省（DOJ）	MRI INTERNATIONAL, INC代表への有罪判決（R1.5.23 量刑言渡）	詐欺

3－10 講演会等の開催状況

－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み―

（1） 講演会等

開催日		対象先	テーマ
令和3年	6月23日	第二種金融商品取引業協会	金融分野に求められるサイバーセキュリティ管理態勢について
	9月7日	日本監査役協会	市場の公平性・透明性の確保に向けた証券取引等監視委員会の活動と開示規制
	10月13日	日本証券業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	10月13日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	10月13日	日本証券業協会	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について
	10月14日	第二種金融商品取引業協会	令和3事務年度証券モニタリング基本方針と最近の指摘事例について
	10月28日	日本投資顧問業協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	12月16日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況　～信頼され魅力ある資本市場のために～
令和4年	2月8日	日本証券アナリスト協会	証券取引等監視委員会　中期活動方針（第10期）～信頼され魅力ある資本市場のために～
	2月28日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	2月28日	投資信託協会	最近における証券取引等監視委員会の検査状況について
	3月7日	日本証券業協会	システムリスク管理態勢について～サイバーセキュリティを中心に～
	3月10日	第二種金融商品取引業協会	ソーシャルレンディング規制について
	3月29日	投資信託協会	金融分野のサイバーセキュリティについて

（2） 意見交換会

開催日		対象先	テーマ
【対象：自主規制機関等（12件）】			
（金融商品取引所及び自主規制法人）			
令和3年	4月26日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月14日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	10月8日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	10月12日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	10月14日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月22日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
（金融商品取引業協会）			
令和3年	4月22日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月22日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月26日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月2日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月9日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月16日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
【対象：監査法人（1件）】			
令和4年	3月1日	有限責任あずさ監査法人 EY新日本有限責任監査法人 有限責任監査法人トーマツ PwCあらた監査法人 仰星監査法人 三優監査法人 太陽有限責任監査法人 東陽監査法人 PwC京都監査法人	監査状況を踏まえた意見交換

3－11 各種広報媒体への寄稿

－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

掲載日		媒　体	テーマ
令和3年	4月26日	日本取引所グループ メールマガジン	株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件の告発について
	9月6日	日本取引所グループ メールマガジン	ネットワンシステムズ株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 第一商品株式会社における有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について イズミ株式ほか6銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 不公正取引に関する課徴金事例集の公表について 証券取引等監視委員会の活動状況の公表について ジェイリース株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について 株式会社Nutsに係る偽計事件の告発について 「開示検査事例集」の公表について
	9月27日	日本証券業協会HP 証券業報	開示検査事例集の公表について
	10月4日	週刊経営財務	開示検査事例集の公表について
		日本取引所グループ メールマガジン	「令和3事務年度 証券モニタリング基本方針」について
	10月15日	会計・監査ジャーナル	開示検査事例集の公表について
	10月25日	日本証券業協会HP 証券業報	「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について 「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」の公表について
		月刊監査役	「開示検査事例集」（令和3年7月公表）について
	11月1日	日本取引所グループ メールマガジン	gumi株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
	11月15日	会計・監査ジャーナル	「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について
	11月25日	月刊監査役	「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」の公表について
	12月27日	日本取引所グループ メールマガジン	外国法人によるヤマハ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 前田建設工業株式会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社梅の花における有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について

			SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.(スカイプレミアムインターナショナル社)及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて ジーエヌアイグループ株式外1銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
令和4年	2月5日	旬刊商事法務	金商法一六六条一項五号の「職務に関し知った」に関する考察
	3月7日	日本取引所グループ メールマガジン	海外に居住する株式会社リミックスポイントの子会社との契約締結者の役職員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について ミツバ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 三井製糖株式会社との契約締結交渉者の役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 新生インベストメント・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社レオパレス21社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

市場へのメッセージ

掲載日		テーマ
令和3年	4月23日	株式会社ニチダイ株券に係る相場操縦事件の告発について
	8月31日	ネットワンシステムズ株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について 第一商品株式会社における有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について イズミ株式ほか6銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 不公正取引に関する課徴金事例集の公表について 証券取引等監視委員会の活動状況の公表について ジェイリース株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について 株式会社Nutsに係る偽計事件の告発について 「開示検査事例集」の公表について
	9月30日	「令和3事務年度　証券モニタリング基本方針」について
	10月29日	gumi株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
	12月24日	外国法人によるヤマハ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 前田建設工業株式会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社梅の花における有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.（スカイプレミアムインターナショナル社）及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てについて ジーエヌアイグループ株式外1銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
令和4年	2月25日	海外に居住する株式会社リミックスポイントの子会社との契約締結者の役職員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について ミツバ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 三井製糖株式会社との契約締結交渉者の役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 新生インベストメント・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社レオパレス21社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について
	3月31日	アサヒ衛陶株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について グレイステクノロジー株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付及び訂正報告書の提出命令勧告について テラ株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について レカム株式会社社員から伝達を受けた者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

第４章

情報の受付について

4　情報の受付について

1. 一般投資家等からの情報の受付について

「情報提供窓口」において、広く一般の皆様からの情報を受け付けています。

●個別銘柄に関する相場操縦、インサイダー取引行為などに関する情報

●虚偽の有価証券報告書など疑わしいディスクロージャーに関する情報

●金融商品取引業者による不適切な勧誘などに関する情報

●疑わしい金融商品やファンド、仕手グループに関する情報　　等

※　株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

インターネットでの情報受付（証券監視委ウェブサイト内）　【24時間受付】

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch

電話での情報受付　【受付時間】 平日：午前8時45分～午後5時00分

0570－00－3581（ナビダイヤル）

※　一部のIP電話等からは　03－3581－9909

郵送での情報受付

〒100-8922　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報処理係　あて

FAXでの情報受付【24時間受付】

03－5251－2136

2. 年金運用ホットラインでの情報の受付について

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

●投資一任業者における疑わしい運用等の情報

●年金投資一任契約の不適切な勧誘、不十分な情報提供に関する情報

●契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

電子メールでの情報受付　【24時間受付】

pension-hotline@fsa.go.jp

電話での情報受付　【受付時間】 平日：午前8時45分～午後5時00分

03－3506－6627

郵送での情報受付

〒100-8922　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　年金運用ホットライン　あて

3. 公益通報及び相談窓口について

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報（以下「公益通報等」という）を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置しています。

≪通報対象≫

金融商品取引法に規定する法令違反行為（犯則行為等も含む。）が生じ、又はまさに生じようとしている場合に通報いただけます。なお、通報の内容としては、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等がある報告に限ります。

≪通報者の範囲≫

通報者が通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であることなどが要件となっています。なお、詳細については、証券監視委ウェブサイトをご参照ください。

≪通報の対象外≫

不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等での通報は対象とはなっておりません。

≪公益通報等にあたってのご注意≫

公益通報等をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

(1) 氏名（匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けています）

(2) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）

(3) 被通報者（法令違反を行った（行おうとしている）事業者）

(4) 通報者と被通報者の関係

(5) 法令違反の具体的事実（法令違反行為が行われた（行われようとしている）内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など）

通報受付窓口 【24時間受付】

※通報は、メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

なお、通報にあたっては「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

・電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

・郵送先：〒100-8922　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局　公益通報窓口　あて

・FAX：03－5251－2198

事前の相談窓口　【受付時間】 平日：午前8時45分～午後5時00分

・03－3581－9854

≪通報があった場合の手続きの流れ≫

